

令和7年度

包括外部監査結果報告書

教育に関する事務の執行について

尼崎市包括外部監査人

公認会計士 池田 学

第1章 包括外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類.....	1
II 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
III 事件を選定した理由.....	1
IV 監査対象部局.....	2
V 監査の対象期間.....	2
VI 着眼点及び手続.....	2
1 監査の着眼点.....	2
2 実施した手続.....	2
VII 監査対象の選定方法、監査の概要.....	3
1 監査対象の選定.....	3
2 監査の概要.....	4
VIII 監査の実施期間及び補助者.....	5
1 監査の実施期間.....	5
2 補助者.....	5
IX. 利害関係.....	5
第2章 市の教育の概要.....	6
I 市の教育の方針.....	6
1 市の教育方針に関する計画等の体系.....	6
2 「尼崎市教育大綱」.....	7
3 「尼崎市教育振興基本計画」.....	7
4 教育を通じて目指す人間像.....	10
5 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割.....	10
II 教育委員会制度.....	12
1 意義.....	12
2 特性.....	12
3 仕組み.....	13
4 組織のイメージ.....	13
5 組織体制.....	14
6 我が国の義務教育制度における国、県、市町村の職務分担.....	16
7 教育行政における職務権限.....	17
III 市教育行政の概要.....	18

1	市教育委員会 組織図	18
2	市教育委員会各課の業務内容	19
3	職員数	22
4	学校、児童及び生徒数	28
5	教育財政	31
IV	市の教育に関する主要事業	37
第3章	外部監査の結果及び意見	38
I	総論	38
1	指摘及び意見の区分について	38
2	G I G Aスクール構想及びI C T教育について【意見】	39
3	不登校対策について【意見】	40
4	教職員の働き方改革について【意見】	40
5	教育委員会事務局の監査について【意見】	41
II	各事業ごとの監査結果及び意見	43
1	G I G Aスクール構想	43
2	デジタル採点システムの導入	49
3	学びの多様化学校設置準備事業	57
4	校内サポートルーム・エリアの設置	62
5	スクールソーシャルワーカーの体制強化	68
6	スクールロイヤー設置事業	72
7	読書を通じたまちじゅう学び事業	76
8	電子図書館を活用した読書推進事業	86
9	学校給食の食材高騰への支援	88
10	エレベーターの設置（中学校バリアフリー化推進事業）	93
11	尼崎歴史探検（AMATAN）事業	95
12	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施（文化財保護啓発事業）	103
13	大庄西中学校跡地の整備	108
14	地域クラブ活動の推進（課外クラブ関係事業）	115
15	働き方改革	120
16	学校監査	124

# 第1章 包括外部監査の概要

## I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

## II 選定した特定の事件（テーマ）

「教育に関する事務の執行について」

## III 事件を選定した理由

私たちを取り巻く社会は少子化やグローバル化、情報化の進展など大きく変化し、学校現場において求められる学びの変容や地域のつながりの希薄化など身近な環境で課題が生じている。そのため、将来の社会の担い手を育成する教育施策の重要性が高まっていると考える。

これまで尼崎市教育委員会は、「教育振興基本計画」を策定し、「教育は未来への先行投資である」という認識のもと、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように、個に寄り添った教育を推進してきた。

しかしながら、今後は高齢化及び人口減少の進展により、市の税収が減少し社会保障費が増大していくことが容易に予測される。このような状況においては、人口の維持・流入を図る必要があるため、そのためには市の教育施策のさらなる充実により、子育て世帯の流入を促すことにつながるものと考えている。

また、尼崎市教育委員会に関する事務の執行については、平成26年度の包括外部監査の対象となっているが、そこで指摘・意見されたことに対しどのように検討及び対応してきたかを確認し、市民に説明することは有意義なものであると考える。ICT教育の加速や教職員の働き方改革等により、現在の教育環境が大きく変化しており、新たな課題が生じていないか等を確認することも市の教育施策の進展のために有意義なものとなるものと考えている。

さらに、令和6年度の教育費当初予算は、20,935百万円となっており、一般会計当初予算229,205百万円の9.1%を占め、市の教育施策が重要な位置づけになっていることが伺える。市の財政状況は毎年着実に改善している状況であるが、近年の委託人件費や物品価格の高騰等により、引き続き規律ある財政運営が求められると

ころである。

そのような中、教育に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかについて監査することは市民にとって有意義であると考ええる。

以上から、本年度の監査テーマとして、「教育に関する事務の執行について」を選定する。

#### IV 監査対象部局

監査の対象は、尼崎市の教育に関する施策を実施している部局を対象とする。

具体的には、教育委員会で令和6年度の主要事業を所管する部課及び学校監査に関わる部課を対象とした。

#### V 監査の対象期間

原則として令和6年度（必要に応じて、令和5年度以前の各年度及び令和7年度についても対象とした。）。

#### VI 着眼点及び手続

##### 1 監査の着眼点

- (1) 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- (2) 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

##### 2 実施した手続

- (1) 教育委員会事務局が所管する予算の執行が法令・規則に従っているか、決裁文書等の確認及び質問を行う。
- (2) G I G Aスクール構想等のデジタル化推進の取組は、業務プロセスの変革等による学校事務の効率化に寄与できているか、管理資料等の確認及び質問を行う。
- (3) 事業の手法や実施内容、実施範囲は目的、目標を達成するために効果的であるか、管理資料等の確認及び質問を行う。
- (4) 内部統制が有効的に構築・運用されているか、管理資料等の確認及び質問

を行う。

- (5) 契約を含む契約事務が法令・規則等に基づき適切に行われているか、決裁文書及び契約書等を確認、並びに質問を行う。
- (6) 施設の維持管理は適切に行われているか、法定点検結果の確認及び質問を行う。
- (7) 情報の管理は適切に行われているか、規則の確認及び質問を行う。
- (8) 時間外勤務の管理や休暇の取得などの労務管理が適切に行われ、教職員の給与は適切に処理されているか、管理資料の確認及び質問を行う等

## VII 監査対象の選定方法、監査の概要

### 1 監査対象の選定

教育委員会において実施されている事業は多数で多岐にわたることから、令和6年度に教育委員会事務局が所管する事業で主要事業とされたものを対象とした。

主要施策には、全国的に推進されているGIGAスクール構想及び教育ICT環境整備や全国的に深刻な課題となっている不登校対策が含まれている。

また、教育委員会事務局の事務執行で一般的に課題と認識されている事項は、教職員の長時間勤務、学校園での現金や備品管理の不備及び事務処理の不備であるが、学校園の事務執行については、教育委員会事務局が毎年度監査を実施していることから、教職員の働き方改革及び教育委員会事務局が実施している学校監査についても監査の対象とした。

【令和6年度の教育委員会事務局が所管する事業】

施策	事業名
学校教育	G I G Aスクール構想のさらなる推進 (未来の学び研究事業)
	デジタル採点システムの導入 (デジタル採点システム活用事業、教育 I C T環境整備事業)
	学びの多様化学校の設置に向けた検討 (学びの多様化学校設置準備事業)
	校内サポートルーム・エリアの設置 (不登校対策事業)
	スクールソーシャルワーカーの体制強化 (心の教育相談事業)
	スクールロイヤーの設置
	電子図書館を活用した読書推進事業 (読書力向上事業)
	学校給食の食材費高騰への支援
	エレベーターの設置 (中学校バリアフリー化推進事業)
	尼崎歴史探検 (AMATAN) 事業
	地域コミュニティ・ 学び
大庄西中学校跡地の整備 (健康ふれあい体育館整備事業)	
地域クラブ活動の推進 (課外クラブ関係事業)	
読書を通じたまちじゅう学び事業 (図書館行事事業)	

## 2 監査の概要

現地調査の前に、学校監査の所管課、教職員の働き方改革に関する所管課及び令和6年度の教育委員会の主要事業の所管課に対する質問や決裁文書等の閲覧を実施した。

実地調査においては、施設の視察や事前に入手した質問回答や閲覧した決裁文書等に関する質問及び追加の関係書類を閲覧した。

## VIII 監査の実施期間及び補助者

### 1 監査の実施期間

令和7年7月1日から令和7年12月26日まで

### 2 補助者

公認会計士	福井 剛
公認会計士	福井 茂
公認会計士	矢部 光識
公認会計士	岡村 新平
公認会計士	成 耆文
公認会計士試験合格者	後藤 健太郎

## IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

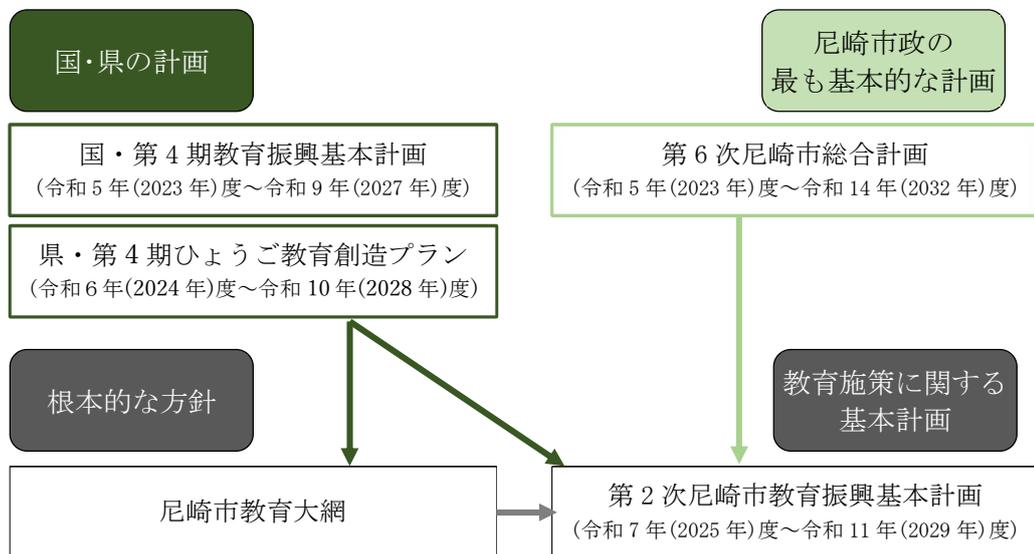
## 第2章 市の教育の概要

### I 市の教育の方針

#### 1 市の教育に関する計画等の体系

市の教育施策に関する基本的な考え方や方向性は「第2次尼崎市教育振興基本計画」において示している。同計画の策定にあたっては、国・県の基本計画や市総合計画、首長が定める教育大綱を参酌している。

#### 【教育計画の位置づけ】



(出典：「第2次尼崎市教育振興基本計画」)

## 2 「尼崎市教育大綱」

教育大綱とは、地方公共団体の長が国の教育振興基本計画その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（根本的な方針）を定めるものである。

大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされている。

現在の教育大綱は、令和7年3月に公表されている。

市教育振興基本計画の第1部 基本理念と教育大綱は同じ内容としている。

現在の市の教育大綱において示されている方針は下記のとおりである。

- ・はじめに —学習する権利の保障を目指して—
- 1 子どもの権利を守ります
  - 学校設置者の責務として、子どもの命と安全を守ります—
- 2 教育の「プロフェッショナル」を模索し続けます
  - 教師の専門性を高め、成長できる環境を整えます—
- 3 多様性を尊重した教育の実現を目指します
  - 学校教育の多様性に向けた可能性を追究し、発信していきます—
- 4 未来を見据えた教育を地域とともに目指します
  - 学校・家庭・地域が連携し、未来志向の教育を展開します—
- 5 学びの環境充実を目指します
  - 未来志向の学校施設設備の管理運営を構築します—

## 3 「尼崎市教育振興基本計画」

教育振興基本計画とは、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、国に策定義務がある計画である。

地方公共団体においては、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるという努力義務がある。

現在は、令和7年度からの5カ年計画として「第2次尼崎市教育振興基本計画」が制定されている。

現行の尼崎市の「教育振興基本計画」では、下記のような事項が示されている。

はじめに  
・・・(中略)・・・  
このような急激に変化し、将来の予測が困難な時代にあって、未来に 向け

て自ら社会を担っていく人材を育てることがわれわれの責務です。一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように、個に寄り添った教育を推進します。こうした「教育は未来への先行投資である」という前提のもと、市の教育大綱も参酌しながら、本計画においては、本市の教育の今後5年間の方向性を示します。

「基本方針」は、本市の教育行政を推進する基本的な考え方です。これを踏まえ、7つの各論において、テーマごとにこれまでの取組を振り返ったうえで、今後の方向性を示します。

#### 基本方針

【個の尊厳や人権の尊重】

【未来志向の教育】

【家庭・地域社会との連携】

基本方針に沿って施策を展開するにあたり、3つの視点を大切にします。

1. 一人ひとりに寄り添うこと
2. 挑戦を後押しすること
3. 発信と共有で進化すること

#### 各論1 学ぶ力と健やかな体の育成

(就学前教育、学ぶ力の育成、外国語教育、体力向上・健康教育、高等学校教育、学校給食)

【1-1】 就学前教育の3つの柱の推進

【1-2】 市立幼稚園の運営体制整備

【1-3】 個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成

【1-4】 学びの基礎力・課題解決能力の育成

【1-5】 グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

【1-6】 運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進

【1-7】 市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現

【1-8】 学校給食の活用による食育の推進

<p>各論 2 多様性と包摂性のある教育の推進 (不登校支援、特別支援教育、多文化共生)</p> <p>【2-1】 相談体制の質的・量的充実</p> <p>【2-2】 支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進</p> <p>【2-3】 全学校園でのインクルーシブ教育の推進</p> <p>【2-4】 合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実</p> <p>【2-5】 共生社会の実現に向けた取組の推進</p>
<p>各論 3 豊かな心の育成、いじめ防止 (人権教育、道徳教育・体験活動、いじめ防止、地域への誇りと愛着の醸成)</p> <p>【3-1】 実践的行動力を育成する人権教育の推進</p> <p>【3-2】 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>【3-3】 いじめ未然防止対策の充実</p> <p>【3-4】 尼崎への誇りと愛着の醸成</p>
<p>各論 4 教育環境の整備 (学校施設の整備、ICT環境の整備、保護者の負担軽減)</p> <p>【4-1】 学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり</p> <p>【4-2】 安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備</p> <p>【4-3】 国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備</p> <p>【4-4】 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用</p> <p>【4-5】 保護者の負担軽減に向けた取組</p>
<p>各論 5 教員の育成・勤務環境の整備 (教員の育成、勤務環境の整備)</p> <p>【5-1】 令和の日本型学校教育の実現に向けた教員の育成</p> <p>【5-2】 教員がやりがいを感じる環境づくり</p> <p>【5-3】 教員の働き方改革の推進</p>
<p>各論 6 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 (コミュニティ・スクール、地域クラブ活動、青少年健全育成・非行化防止)</p> <p>【6-1】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現</p>

【6-2】 多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保

【6-3】 青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続

#### 各論 7 市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

(歴史・文化財、図書館、スポーツ振興、地域学校協働活動、社会教育)

【7-1】 文化財保存活用地域計画の策定と推進

【7-2】 歴史博物館の魅力向上と情報発信

【7-3】 図書サービス網のさらなる充実

【7-4】 健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保

【7-5】 地域学校協働活動を通じた活動機会の充実

【7-6】 人権の学びを支える機会の充実

【7-7】 地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続

## 4 教育を通じて目指す人間像

市が公表している「尼崎の教育（令和6年度）」において、教育を通じて一人の人間として目指すべき人間像として、下記人物像を示している。

- ・ 目標や希望を持ち、生涯を意欲的に生き抜くことができる人
- ・ 人の気持ちや立場を尊重し、互いに協働・協力できる人
- ・ 多様な他者と協働して、主体的に地域社会に関わる人

## 5 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

市が公表している「尼崎の教育（令和6年度）」において、市の教育を推進する担当を定め、各々の役割を示している。

### (1) 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

### (2) 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・

地域社会と一体となった教育活動に努めます。

(3) 家庭・地域社会の役割

家庭・地域社会は、自らも生涯にわたって学び続け、また自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めるとともに、教育・学習活動への積極的な参画により、学校園を含めた三者がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

## II 教育委員会制度

尼崎市において教育の運営は尼崎市教育委員会が所管している。

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する役割を担う。

### 1 意義

#### (1) 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要とされている。

#### (2) 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもと、安定的に行われることが必要とされている。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが求められている。

#### (3) 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要とされている。

### 2 特性

#### (1) 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保している。

#### (2) 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

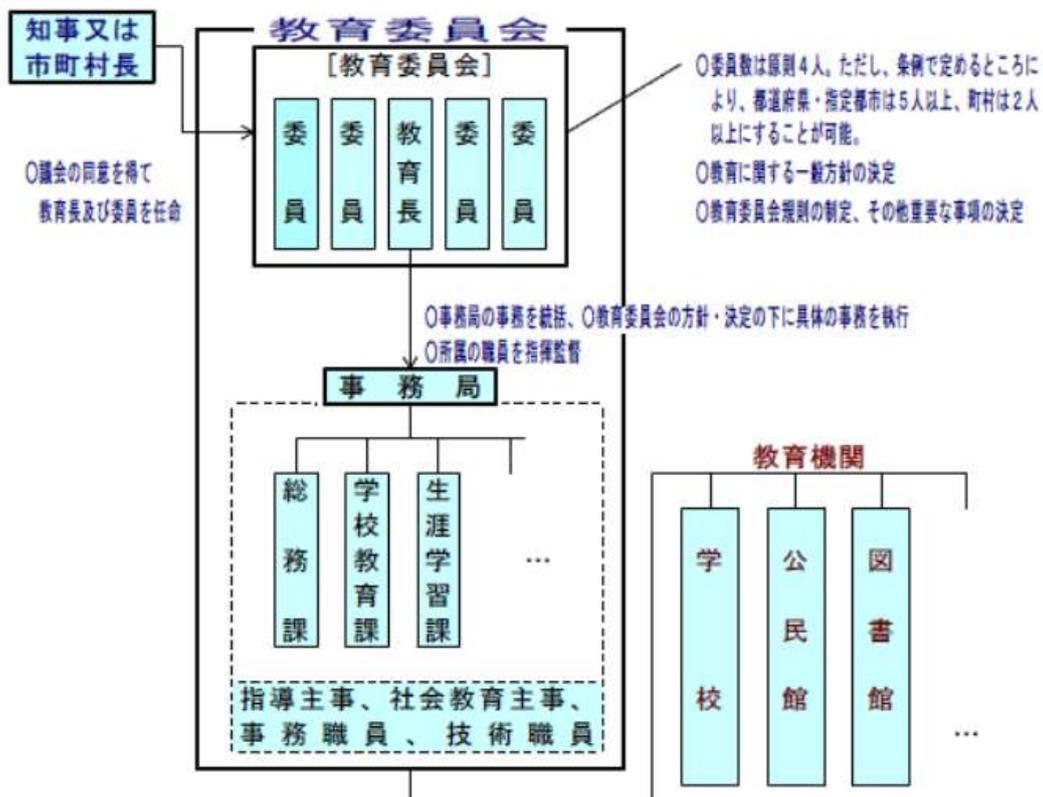
### (3) 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現する。

## 3 仕組み

- ・ 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置
- ・ 首長から独立した行政委員会としての位置づけ
- ・ 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行
- ・ 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催
- ・ 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長3年、教育委員は4年で、再任可

## 4 組織のイメージ



## 5 組織体制

### (1) 設置の根拠

教育委員会制度は、1956年（昭和31年）に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地方教育行政法」という。）に基づき運営されている。

地方教育行政法第2条において、都道府県、市（特別区を含む）町村及び教育事務を共同処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置くとされている。

### (2) 教育委員

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、市教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員をもって組織することができる（地方教育行政法第3条）。

教育委員は、当該地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する（地方教育行政法第4条）。

教育委員の任期は、4年の非常勤である（地方教育行政法第5条、第12条）。

### (3) 教育長

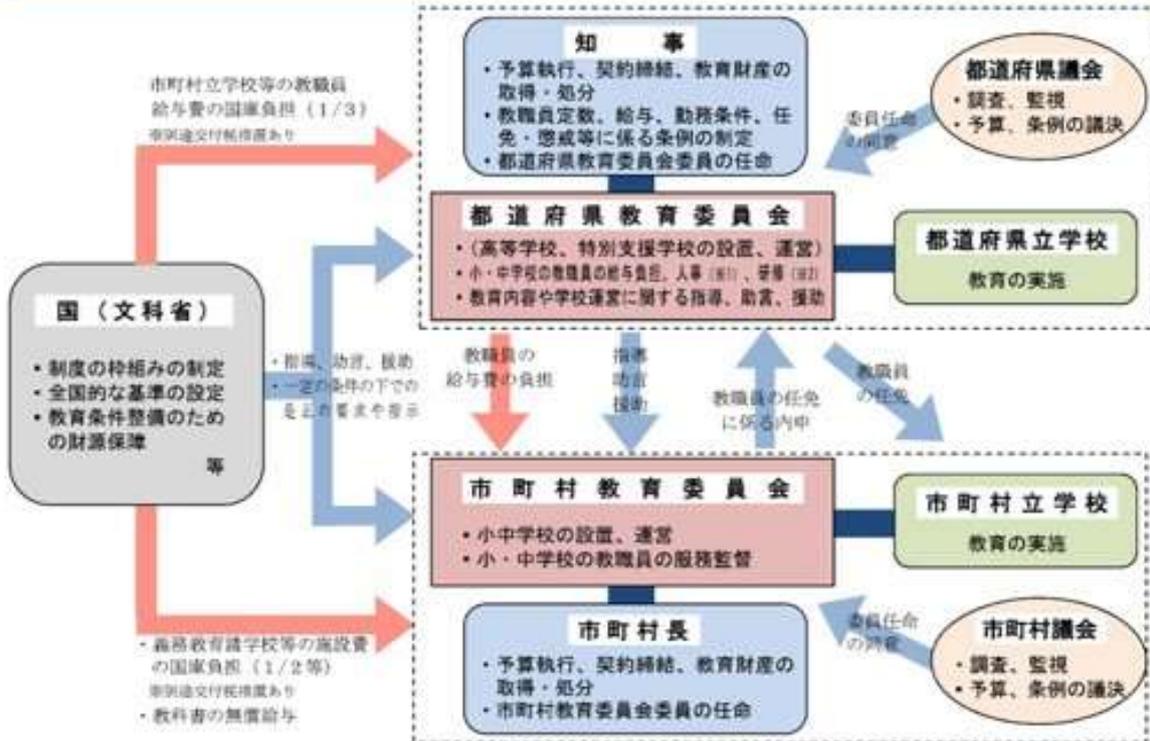
教育長は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する（地方教育行政法第4条）。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（地方教育行政法第13条）であり、その任期は3年で、再選が可能である（地方教育行政法第5条）。

### (4) 教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く（地方教育行政法第17条）。

# 我が国の義務教育制度（国・都道府県・市町村の役割分担）について



※1 政令市においては、教職員の人事権あり（但し、給与負担は都道府県）  
 ※2 政令市及び中核市においては、研修を自ら実施

（出典：関西広域連合ホームページ）

## 6 我が国の義務教育制度における国、県、市町村の職務分担

	主な役割
国	<b>学校制度等に関する基本的な枠組みの設定</b> 【例】・「学校教育法」等による学校教育制度の設定 ・「地方教育行政法」による地方教育行政制度の設定 ・教科書検定制度（学校教育法第34条） ・教職員免許制度（免許状の種類、授与権者、効力等）の設定（教職員免許法第1条）
	<b>全国的な基準の設定</b> 【例】・小中学校等の学校の設置基準（編制、施設設備等）の設定（学校教育法第3条） ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定（学校教育法第33条、学校教育法施行規則第25条等） ・学級編制と教職員定数の標準の設定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第1条）
	<b>地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</b> 【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費【国庫負担1/3】（義務教育費国庫負担法第1条） ・校舎の建設等に要する経費【国庫負担1/2等】（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第1条、第12条） ・教科書の無償給与（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第1条）
	<b>指導・助言・援助</b> 【例】・教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助（地方教育行政法第48条）
	<b>一定の条件の下での是正の要求や指示</b> 【例】・教育委員会に法令違反等がある場合、是正の要求や指示（地方教育行政法第49条、第50条）
県	<b>広域的な処理を必要とする教育事業の実施</b> 【例】・市町村立小・中学校等の教職員の任免、分限、懲戒、異動の発令等（地方教育行政法第37条、38条、40条）※政令市においては自ら実施 ・校長、教員その他の教育関係職員の研修（地方教育行政法第23条、地方公務員法第39条）※政令市・中核市においては自ら実施 ・教職員の定数、給与、勤務条件、任免・分限・懲戒等の条例制定（地方教育行政法第41条、42条、43条）
	<b>市町村における教育条件整備に対する財政的支援</b> 【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担（市町村立学校職員給与負担法第1条）※内1/3は国費負担あり
	<b>指導・助言・援助</b> 【例】・教育内容や学校運営（学校の組織編成、教育課程、学習指導、教科書の採択など）に関する指導、助言、援助（地方教育行政法第48条）
市町村・学校	<b>学校等の設置管理</b> 【例】・市町村立の小・中学校の設置管理（学校教育法第5条、第38条、第49条）
	<b>教育の服務監督</b> 【例】・県費負担教職員の服務監督（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条） ・都道府県委員会の任免その他の処分に係る内申（地方教育行政法第38条）
	<b>教育の実施</b> 【例】・教育の実施（学校教育法第29条、第30条、第45条、第46条）

## 7 教育行政における職務権限

教育委員会、地方公共団体首長、地方議会及び各学校における職務権限は、以下のとおりである。

なお、教育委員会及び地方公共団体首長の職務権限に属する事務の一部については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定により双方に事務委任または補助執行させ、事務の能率的処理を促進している。

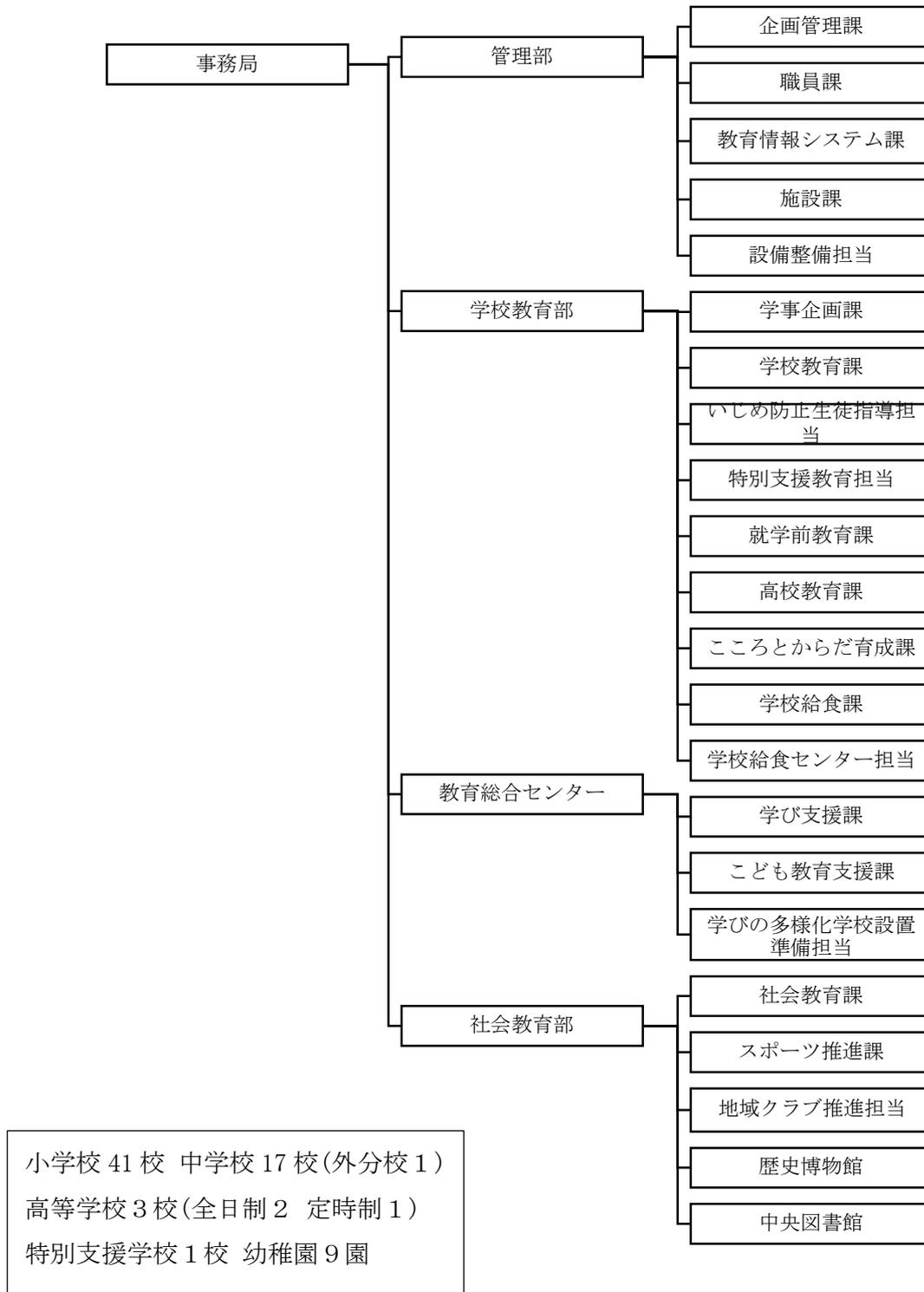
<p>教育委員会 (地方教育行政法第 21 条)</p>	<p>学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校の設置、管理</li> <li>・教職員の人事・研修</li> <li>・児童生徒の入学・退学</li> <li>・学校の組織編成、教育課程、生徒指導</li> <li>・教科書採択</li> <li>・校舎等の施設の整備</li> </ul> <p>社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、集会の開設等社会教育事業の実施</li> <li>・公民館、図書館、博物館等の設置、管理<sup>※1</sup></li> </ul> <p>文化財の保護に関すること<sup>※2</sup></p> <p>学校における体育に関すること</p> <p>以下は、原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p> <p>文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化事業の実施</li> <li>・文化施設の設置管理</li> </ul> <p>スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ事業の実施</li> <li>・スポーツ施設の設置管理</li> </ul>
<p>自治体首長 (地方教育行政法第 22 条)</p>	<p>大学に関すること</p> <p>私立学校に関すること</p> <p>教育財産の取得・処分</p> <p>契約の締結</p> <p>予算の執行</p>
<p>地方議会</p>	<p>教育委員任免に関する同意</p> <p>教育予算・決算の承認</p>
<p>各学校</p>	<p>教育の実施</p>

(※1) 令和元年 6 月 7 日より条例制定すれば首長に移管できる事務

(※2) 平成 31 年 4 月 1 日より条例制定すれば首長に移管できる事務

### III 市教育行政の概要

#### 1 市教育委員会事務局 組織図（令和7年4月1日現在）



(出典：市ホームページ 教育委員会事務局・教育機関)

## 2 市教育委員会各課の業務内容

市教育委員会での各課の業務内容の状況については、下記のとおりである。

(出典：市ホームページ市役所案内・教育委員会事務局)

### (1) 管理部

① 企画管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 儀式、表彰、秘書及び渉外事務に関すること</li> <li>・ 教育委員会の会議に関すること</li> <li>・ 議会に提出する議案に関する資料の作成及び調整に関すること</li> <li>・ 人権教育関係施策の連絡調整に関すること</li> <li>・ 予算、決算その他財務に関すること</li> <li>・ 教育振興基本計画に関すること</li> <li>・ 尼崎市教育振興審議会に関すること</li> </ul>
② 職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会の職員の下記業務に関すること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>内部組織及び職員定数の管理に関すること、職員の任用及び配置に関すること、職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関すること、職員の人事評価及び人材育成に関すること、職員の人事評価及び人材育成に関すること、職員の退職管理に関すること、教育職員の免許状に関すること、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること、職員証の交付及び職員き章の貸与に関すること、被服及び名札の貸与に関すること、職員の厚生及び福利に関すること、職員団体及び労働組合に関すること、その他職員の人事及び給与に関すること</p> </div>
③ 教育情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育情報システムに関すること</li> <li>・ コンピュータ・ネットワーク等の環境整備及び活用業務の総合調整</li> <li>・ 学習用のICT機器に関すること</li> <li>・ 情報教育に関すること</li> <li>・ ICTを活用した学習基盤の整備に関すること</li> <li>・ 教育情報セキュリティポリシーに関すること</li> </ul>
④ 施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育施設等の建設計画、施設整備工事、改修及び保</li> </ul>

	全に関する事等
⑤ 設備整備担当	・ 尼崎市立学校教育施設の設備整備工事に関する事

## (2) 学校教育部

① 学事企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育に係る施策及び学校教育計画の総合調整に関する事</li> <li>・ 学校予算の在り方の研究に関する事</li> <li>・ 学校の設置及び廃止に関する事</li> <li>・ 学校規模の適正化に関する事</li> <li>・ 学校施設の地域開放の検討に関する事</li> <li>・ 尼崎市立学校施設目的外使用規則の規定による学校施設の目的外使用に関する事</li> <li>・ 高校授業料等の減免及び収納に関する事</li> <li>・ 就学援助金等に関する事</li> <li>・ 市立学校、園の予算に関する事</li> <li>・ 学校基本調査及び児童生徒の将来推計に関する事</li> <li>・ 義務教育諸学校の教科書無償給与に関する事</li> <li>・ 学級編成及び通学区域に関する事</li> <li>・ 学齢児童及び生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事</li> <li>・ 学齢児童及び生徒の就学援助に関する事</li> </ul>
② 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育計画の立案</li> <li>・ 学校の経営及び管理の指導及び助言</li> <li>・ 教科書の採択</li> <li>・ 学校教育における人権教育計画の立案</li> </ul>
③ いじめ防止生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童及び生徒の健全育成対策、問題行動対策、いじめの防止等の対策</li> </ul>
④ 特別支援教育担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の指導及び助言、障害のある児童生徒の就学相談</li> </ul>
⑤ 就学前教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育の振興に係る企画・立案・政策調整に関する事</li> <li>・ 市立幼稚園の園児募集に関する事</li> <li>・ 市立幼稚園に係る園経営の指導及び助言</li> </ul>

⑥ 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立高等学校における教育に関する企画及び立案</li> <li>・ 市立高等学校の学校経営の指導及び助言</li> <li>・ 市立高等学校の教科書の採択</li> </ul>
⑦ こころとからだ育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校保健、学校安全の指導及び助言</li> <li>・ 学校教育における人権教育の指導及び助言</li> </ul>
⑧ 学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食計画の立案に関すること</li> <li>・ 学校給食の指導及び助言</li> <li>・ 学校給食の衛生管理</li> <li>・ 学校給食用物資に関すること</li> <li>・ 学校給食費に関すること</li> </ul>
⑨ 学校給食センター担当（尼崎市立学校給食センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校給食の献立に関すること</li> <li>・ 学校給食センターの調理及び配送に関すること</li> <li>・ 学校給食センターの運営及び維持管理に関すること</li> </ul>

### （3）教育総合センター

① 学び支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員研修及び研究助成等に関すること</li> <li>・ 教育情報の収集、教科書センターの運営等</li> <li>・ 情報教育に関すること</li> </ul>
② こども教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校等児童生徒に係る支援学校</li> <li>・ 市内在住、在学の方からの4歳から16歳（幼稚園・保育園から高校生）までの子どもに関する教育相談（電話相談、面接相談、心療内科医、精神科医による教育相談）</li> </ul>
③ 学びの多様化学校設置準備担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びの多様化学校の設置に向けて検討・調整に関すること</li> </ul>

### （4）社会教育部

① 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育（学校教育との連携を含む）に関すること</li> <li>・ 人権教育に関すること</li> <li>・ 青少年の非行化防止に関すること</li> </ul>
---------	--

② スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リレーマラソン・市民ウォーク・スポーツのまち尼崎フェスティバル等各種スポーツイベントの実施</li> <li>・ 各種スポーツ大会の実施</li> <li>・ 学校スポーツ施設の開放事業</li> <li>・ さわやか地域スポーツ活動</li> <li>・ スポーツ振興激励会の支給</li> <li>・ がんばりカード事業</li> <li>・ 地区体育館及び室内プールの運営等</li> </ul>
③ 地域クラブ推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校部活動の地域展開</li> </ul>
④ 歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保護</li> <li>・ 文化財の調査と保存</li> <li>・ 文化財の公開と活用・啓発</li> <li>・ 歴史資料の調査と収集・保存</li> <li>・ 歴史資料の展示と活用</li> <li>・ 文化財施設の整備・利用普及</li> <li>・ 文化財施設の維持管理</li> <li>・ 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料の収集、整理、保存、閲覧公開とリファレンス・サービス</li> <li>・ 市史、研究紀要などの編集、刊行</li> <li>・ 歴史博物館の維持管理</li> <li>・ 歴史的公文書の利用</li> <li>・ 「尼崎市史」を読む会などの講座、自主グループの開催</li> <li>・ 田能資料館の維持管理、運営</li> </ul>
⑤ 中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館活動の推進、図書サービス網の整備等</li> </ul>

### 3 職員数

#### (1) 市教育委員会事務局等の職員数

市教育委員会事務局での各部課での職階別人員数は下記のとおりである。

限られた予算の中で、市教育委員会として対応が求められる事項へ人的資源を配分しているところではあるが、配置のない職階もある。

(単位：人)

部課名 職階	事務局	管理部	企画管理課	職員課	施設課	設備整備担当	学校教育部	学校支援担当	学事企画課	学校教育課	いじめ防止生徒指導担当	特別支援教育担当	就学前教育課	高校教育課	保健体育課	学校給食課	学校給食センター担当	教育総合センター	学び支援課	学校C推進課	子ども教育支援課	学びの多様な学校設置準備担当	社会教育部	社会教育課	スポーツ推進課	歴史博物館	中央図書館	スポーツ振興事業団派遣	合計
教育長	1																												1
教育次長	2																												2
参与	1																						1						2
部長級	主事	1						1															1						3
	技師																												0
	指導主事						1										1												2
課長級	主事		1	1					1			1		1											1	1	1	1	10
	技師				1	1										1	1						1						5
	管理主事			1																									1
	指導主事									1	1	1							1		1	1							6
課長補佐級	主事																		1	1	1								3
	管理主事																												0
	指導主事									1																			1
係長級	主事		3	3	1			3	1			1	1	1	1	1	1			1		1		3	2	2	4		29
	技師				2	1										1										1			5
	管理主事			3																									3
	指導主事									7	4	4	2	2	3					4	2	4	1						33
	作業員																												0
主任級	主事							1											1						1				3
	技師																												0
3級職	主事			5	1			4			1	1				3				1			1	1	1	1	2		21
	技師				1	2											1									1			5
	指導員																												0
	調理師																												0
	校務員								1																		1		2
2級職	書記		4	2				1							1	1					1				2				12
	技手				3	2																				1			6
1級職	事務員		1		1			2								1							1	1	1	2			10
	技術員					1										1										1			3
再任用	事務職																			1						1	1		3
	技術職					1												1								3			5
計	4	1	9	15	11	7	1	1	13	10	5	6	5	3	6	9	4	1	7	7	7	3	2	6	8	13	11	1	176

※ 短時間再任用職員、会計年度任用職員を除く

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

## (2) 学校の教職員数

【学校の教職員数（令和6年5月1日現在）】

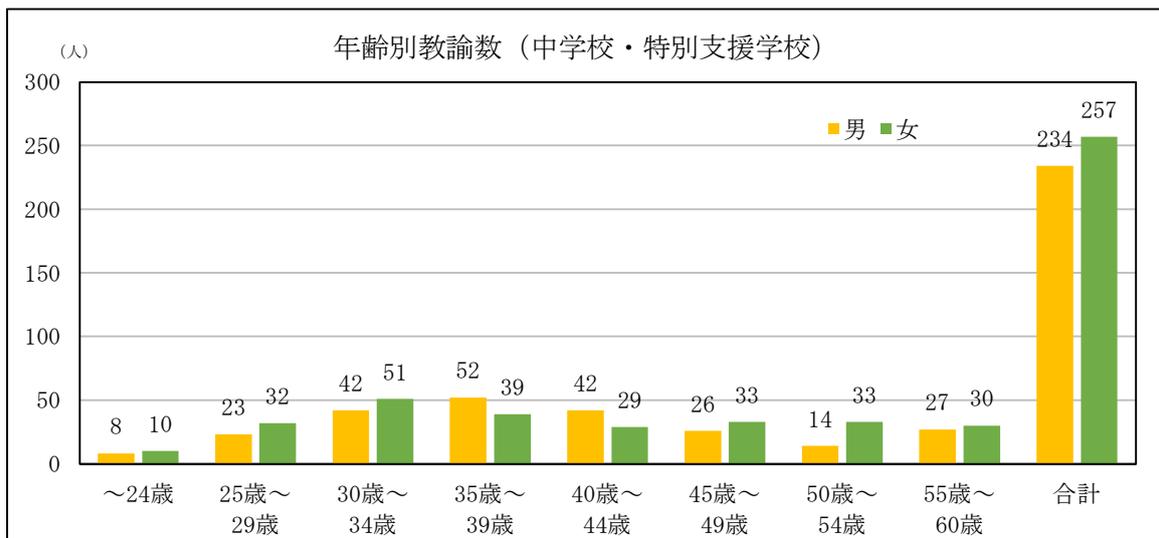
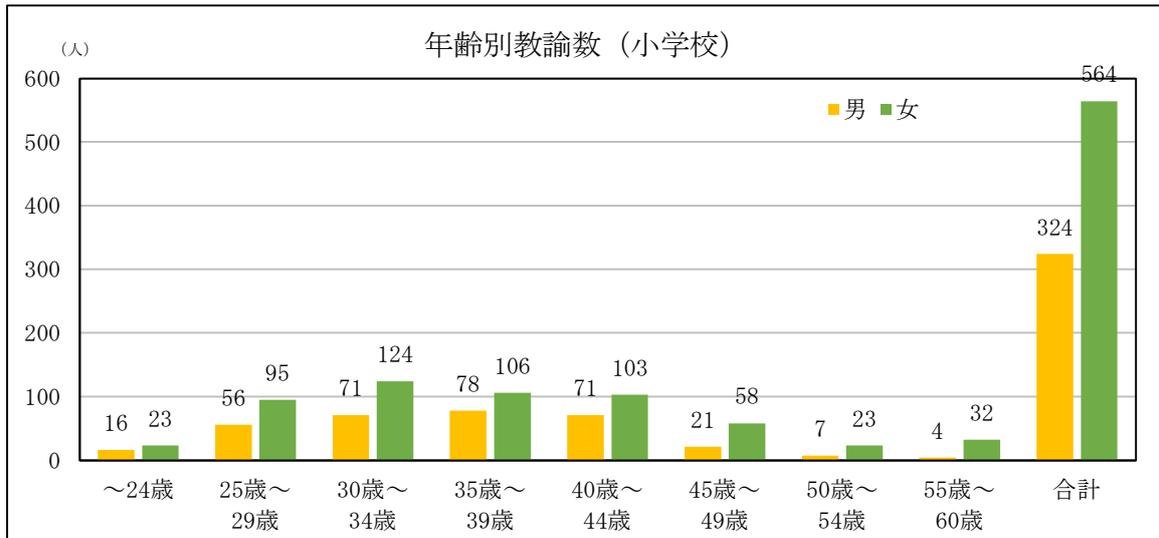
(単位：人)

区分		小学校	中学校	特別支援 学校	高等学校	幼稚園	計	
教職員数	県費負担	校長	41	17	1	1	60	
		教諭	1,073 (41)	566 (18)	58 (1)	35 (2)	1,732 (62)	
		養護教諭	43	19	2		64	
		事務	48	25	3		76	
		栄養職員 栄養教諭	21	4	1		26	
		小計	1,226 (41)	631 (18)	65 (1)	36 (2)	1,958 (62)	
	市費支弁	校(園)長				2	9	11
		教諭				155 (4)	41 (9)	196 (13)
		養護教諭				5	9	14
		実習助手 実習担当教諭				12		12
		事務				9		9
		技術			1			1
		校務員	37	12		4		53
		調理師	12					12
		学校栄養士	3					3
		小計	52	12	1	187 (4)	59 (9)	311 (13)
		計	1,278 (41)	643 (18)	66 (1)	223 (6)	59 (9)	2,219 (75)

※( )内は教頭で再掲。フルタイム職員のみ。中学校は琴城分校を含む。

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

【年齢別教諭数】



【教諭の平均年齢の推移(小・中学校)】 (単位：歳)

年度	小学校	中学校
平成 14 年度	46.8	43.6
平成 15 年度	45.6	43.2
平成 16 年度	45.4	43.2
平成 17 年度	44.7	43.4
平成 18 年度	44.3	43.6
平成 19 年度	44.0	43.5
平成 20 年度	43.1	43.5
平成 21 年度	42.3	44.0

年度	小学校	中学校
平成 22 年度	40.8	43.1
平成 23 年度	40.1	42.9
平成 24 年度	39.3	42.3
平成 25 年度	39.6	40.5
平成 26 年度	37.2	40.8
平成 27 年度	36.7	40.6
平成 28 年度	35.8	40.7
平成 29 年度	35.5	40.7
平成 30 年度	35.3	40.7
令和元年度	35.5	40.4
令和 2 年度	37.7	42.5
令和 3 年度	35.7	40.2
令和 4 年度	35.9	40.0
令和 5 年度	36.3	39.7
令和 6 年度	36.8	40.3

注 教諭・主幹教諭のみの平均年齢（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【学校教諭の平均年齢（令和 6 年度）】

高等学校	48.6 歳
幼稚園	42.1 歳
特別支援学校	38.9 歳

【交流人事数(教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員)】 (単位：人)

年度	小学校		中学校・特別支援学校		合計	
	転出	転入	転出	転入	転出	転入
平成 21 年度	12	6	0	6	12	12
平成 22 年度	10	4	3	4	13	8
平成 23 年度	20	2	4	3	24	5
平成 24 年度	15	1	8	6	23	7
平成 25 年度	16	2	6	3	22	5
平成 26 年度	19	3	9	3	28	6
平成 27 年度	22	1	2	4	24	5
平成 28 年度	6	1	3	6	9	7
平成 29 年度	10	1	3	4	13	5
平成 30 年度	7	3	5	4	12	7
令和元年度	8	4	5	7	13	11

年度	小学校		中学校・特別支援学校		合計	
	転出	転入	転出	転入	転出	転入
令和2年度	18	5	5	2	23	7
令和3年度	13	2	6	9	19	11
令和4年度	5	3	5	3	10	6
令和5年度	14	2	4	10	18	12
令和6年度	10	3	1	5	11	8

【新規採用数(教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員)】 (単位：人)

年度	小学校					中学校・特別支援学校					合計
	教諭	養教	事務	栄養	計	教諭	養教	事務	栄養	計	
平成21年度	80	2	0	0	82	25	0	0		25	107
平成22年度	78	4	1	0	83	22	1	1		24	107
平成23年度	58	2	1	0	61	19	1	1		21	82
平成24年度	69	3	2	1	75	35	0	0		35	110
平成25年度	74	3	2	0	79	40	1	2		43	122
平成26年度	76	1	1	0	78	38	1	0		39	117
平成27年度	53	2	0	1	56	26	2	0		28	84
平成28年度	66	1	1	1	69	21	1	0		22	91
平成29年度	58	1	3	1	63	21	1	0		22	85
平成30年度	40	1	1	0	42	19	0	0		19	61
令和元年度	46	1	0	0	47	16	0	0		16	63
令和2年度	36	1	1	0	38	14	0	2		16	54
令和3年度	43	1	2	0	46	24	1	0		25	71
令和4年度	44	1	2	0	47	17	1	1	1	20	67
令和5年度	33	0	4	0	37	25	1	0	0	26	63
令和6年度	39	0	0	0	39	21	0	0	0	21	60

#### 4 学校、児童及び生徒数

市の児童及び生徒数については、少子高齢化社会の到来により減少している  
また、市特有の事情として子育て世代が、近隣市などへ転出する傾向があり、  
このことも減少の要因の一つとなっている。

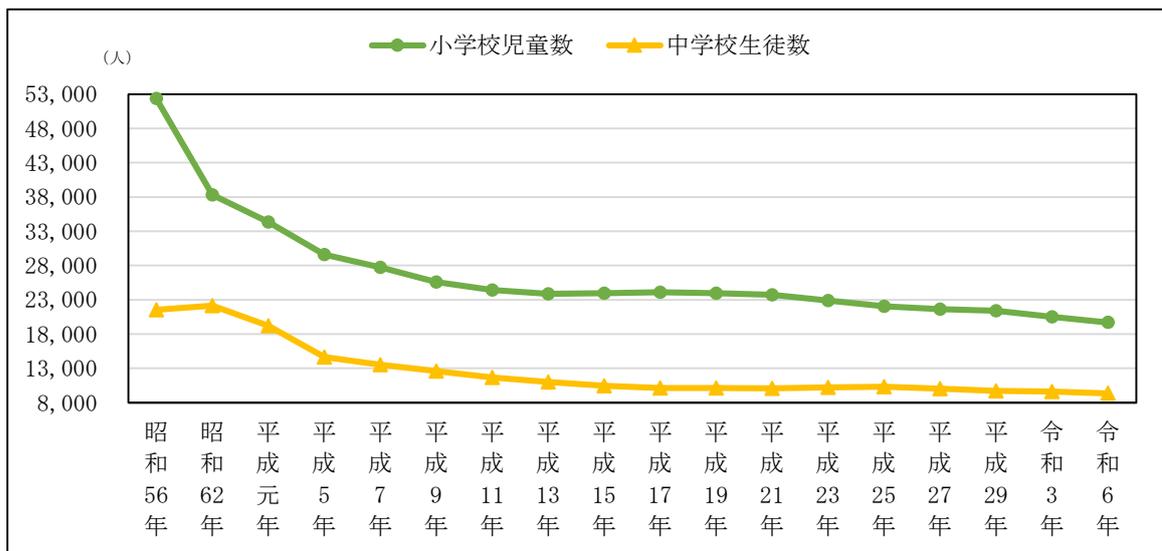
【校種別(令和6年5月1日現在)】

(単位：人)

区分	小学校	中学校 (分校)	特別支援 学校	高等学校	幼稚園	計
学校・園数	41	17 (1)	1	3	9	71 (1)
児童・生徒・幼児数	19,705	9,362 (37)	66	2,222	325	31,680 (37)
学級数	821	313 (3)	26	66	27	1,253 (3)

注 ( )内は分校別掲

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)



【児童・生徒数の推移】

(単位：人)

校種 \ 年度	昭和56年	昭和62年	平成元年	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年
小学校	52,370	38,298	34,366	29,611	27,720	25,614	24,443	23,865	23,964
中学校	21,542	22,163	19,223	14,653	13,509	12,571	11,647	11,021	10,448

校種 \ 年度	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和3年	令和6年
小学校	24,081	23,949	23,745	22,871	22,054	21,626	21,407	20,494	19,705
中学校	10,128	10,134	10,076	10,237	10,289	10,032	9,718	9,632	9,362

注 各年度とも5月1日現在(中学校は、琴城分校を除く。)



【高等学校生徒数（令和6年5月1日現在）】

学校名	学科名	定員 (人)	生徒数 (人)	学級数			
				1年	2年	3年	4年
尼崎	普通科	720	711	6	6	6	
	体育科	240	235	2	2	2	
	合計	960	946	8	8	8	
尼崎双星	普通科	600	590	5	6	6	
	商業学科	240	229	2	2	2	
	ものづくり機械科	120	116	1	1	1	
	電気情報科	120	109	1	1	1	
	合計	1,080	1,044	9	10	10	
全日制計		2,040	1,990	17	18	18	
琴ノ浦	普通科	640	232	5	4	3	1
定時制計		640	232	5	4	3	1
合計		2,680	2,222	22	22	21	1

【幼稚園園児数（令和6年5月1日現在）】

（単位：人）

園名	定員			幼児数		
	4歳児	5歳児	合計	4歳児	5歳児	合計
竹谷	60	80	140	10	12	22
長洲	60	80	140	5	5	10
大島	60	80	140	8	18	26

園名	定員			幼児数		
	4歳児	5歳児	合計	4歳児	5歳児	合計
立花	60	80	140	23	27	50
塚口	60	80	140	22	32	54
武庫	90	115	205	12	30	42
園田	60	80	140	23	19	42
園和北	60	80	140	16	24	40
小園	60	80	140	17	22	39
合計	570	755	1,325	136	189	325

※ 特設学級の定員は、5歳児の定員に含めている。

## 5 教育財政

### (1) 一般会計予算 (令和6年度)

#### 【歳入】

(単位：千円)

款		令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減
		金額	百分比	金額	百分比	
5	市税	84,614,663	36.9%	82,416,788	39.2%	2,197,875
10	地方譲与税	810,201	0.4%	784,401	0.4%	25,800
11	利子割交付金	28,000	0.0%	30,000	0.0%	△ 2,000
12	配当割交付金	486,000	0.2%	560,000	0.3%	△ 74,000
13	株式等譲渡所得割交付金	528,000	0.2%	357,000	0.2%	171,000
14	法人事業税交付金	1,124,000	0.5%	1,078,000	0.5%	46,000
15	地方消費税交付金	10,970,000	4.8%	11,298,000	5.4%	△ 328,000
18	環境性能割交付金	170,000	0.1%	119,000	0.1%	51,000
19	地方特例交付金	500,000	0.2%	502,000	0.2%	△ 2,000
20	地方交付税	15,913,000	6.9%	14,236,500	6.8%	1,676,500
25	交通安全対策特別交付金	59,000	0.0%	66,000	0.0%	△ 7,000
30	分担金及び負担金	977,111	0.4%	885,747	0.4%	91,364
35	使用料及び手数料	6,350,084	2.8%	6,511,904	3.1%	△ 161,820
40	国庫支出金	59,723,816	26.1%	51,214,174	24.4%	8,509,642
45	県支出金	16,179,295	7.1%	15,531,456	7.4%	647,839
50	財産収入	3,077,006	1.3%	1,968,325	0.9%	1,108,681
55	寄付金	446,638	0.2%	547,324	0.3%	△ 100,686
60	繰入金	5,322,521	2.3%	3,594,533	1.7%	1,727,988
65	繰越金	1	0.0%	1	0.0%	-
70	諸収入	9,574,464	4.2%	7,972,847	3.8%	1,601,617
75	市債	12,351,200	5.4%	10,241,000	4.9%	2,110,200
歳入合計		229,205,000	100.0%	209,915,000	99.9%	19,290,000

#### 【歳出】

(単位：千円)

款		令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減
		金額	百分比	金額	百分比	
5	議会費	815,623	0.4%	817,716	0.4%	△ 2,093
10	総務費	17,945,565	7.8%	16,498,538	7.8%	1,447,027
15	民生費	118,367,175	51.6%	111,175,447	52.9%	7,191,728
20	衛生費	18,067,100	7.9%	15,768,908	7.5%	2,298,192
25	労働費	164,459	0.1%	165,234	0.1%	△ 775
30	農林水産業費	169,438	0.1%	143,840	0.1%	25,598

款		令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減
		金額	百分比	金額	百分比	
35	商工費	4,317,455	1.9%	2,446,260	1.2%	1,871,195
40	土木費	18,966,717	8.3%	15,736,304	7.5%	3,230,413
45	消防費	6,016,583	2.6%	5,189,046	2.5%	827,537
50	教育費	20,935,226	9.1%	18,068,156	8.6%	2,867,070
53	災害復旧費	1	0.0%	1	0.0%	-
55	公債費	23,329,522	10.2%	23,695,143	11.3%	△365,621
60	諸支出金	10,136	0.0%	10,407	0.0%	△271
65	予備費	100,000	0.0%	200,000	0.1%	△100,000
歳出合計		229,205,000	100.0%	209,915,000	100.0%	19,290,000

※ 表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある。

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

## (2) 教育費歳出予算 (令和6年度)

### ① 目的別内訳表

(単位：千円)

項		令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	伸び率
5	教育総務費	6,433,823	30.7%	6,225,533	34.5%	208,290	3.35%
10	小学校費	3,021,846	14.4%	1,965,301	10.9%	1,056,545	53.8%
15	中学校費	2,091,334	10.0%	898,709	5.0%	1,192,625	132.7%
20	高等学校費	2,524,710	12.1%	2,252,291	12.5%	272,419	12.1%
25	幼稚園費	602,537	2.9%	602,933	3.3%	△396	△0.1%
30	特別支援学校費	295,854	1.4%	285,268	1.6%	10,586	3.7%
35	社会教育費	1,086,546	5.2%	873,349	4.8%	213,197	24.4%
40	保健体育費	4,878,576	23.3%	4,964,772	27.5%	△86,196	△1.7%
合計		20,935,226	100.0%	18,068,156	100.0%	2,867,070	15.9%

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

### ② 性質別内訳表

(単位：千円)

区分		令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	伸び率
1 消費的経費		17,019,923	81.3%	16,353,580	90.5%	666,343	4.1%
(1) 人件費		6,075,991	29.0%	5,529,661	30.6%	546,330	9.9%
(2) 物件費		7,308,005	34.9%	7,293,738	40.4%	14,267	0.2%

区分	令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	伸び率
(3)その他	3,635,927	17.4%	3,530,181	19.5%	105,746	3.0%
2 貸付金等	24,194	0.1%	43,251	0.2%	△19,057	△44.1%
(1)貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(2)積立金	24,194	0.1%	43,251	0.2%	△19,057	△44.1%
3 投資的経費	3,891,109	18.6%	1,671,325	9.3%	2,219,784	132.8%
4 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(1)繰出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	20,935,226	100.0%	18,068,156	100.0%	2,867,070	15.9%
一般会計予算額	229,205,000		209,915,000		19,290,000	9.2%
教育費比率	9.1%		8.6%			

※ 表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある。

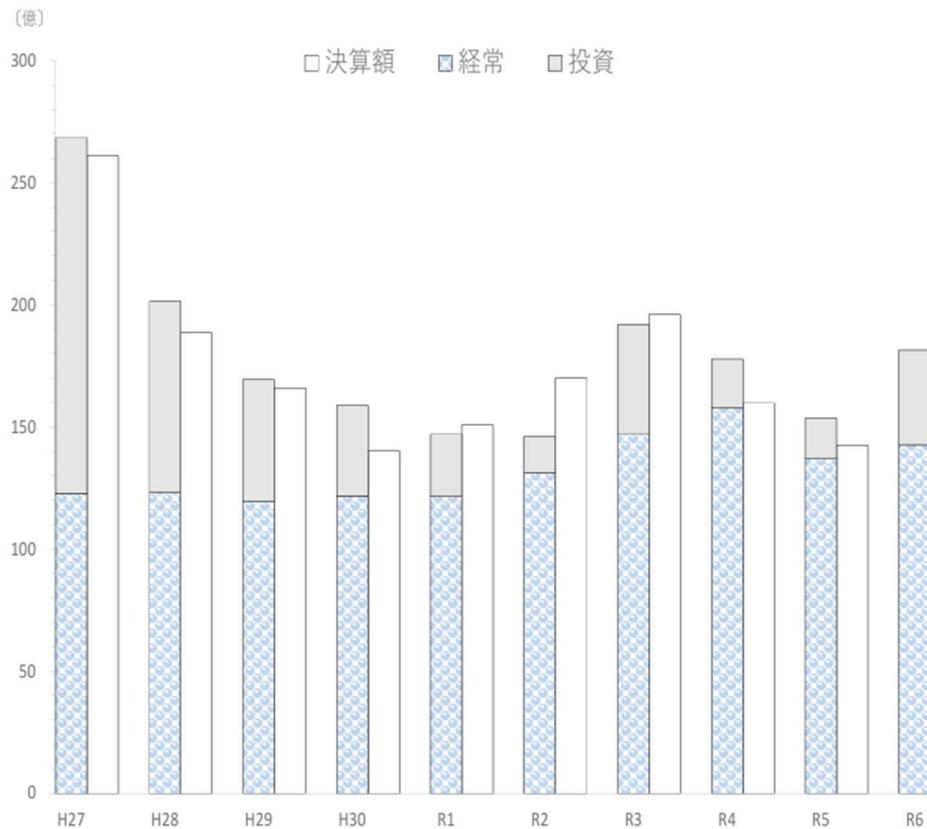
(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

### ③ 投資的事業一覧

1 学校・園等の整備	3,063,776
(1) 各種施設整備	2,819,114
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校(建替事業に係る発注者支援等業務及び耐力度調査 4 校、照明 LED 化改修 14 校、便所整備 2 校、外壁改修 1 校、防水改修 2 校、体育館床改修 1 校等)</li> <li>・中学校(設備(電気、消防、空調、機械)長寿命化改修 1 校、照明 LED 化改修 9 校、便所整備 3 校、外壁改修 1 校、防水改修 3 校、体育館床改修 1 校、プール整備 2 校等)</li> <li>・高等学校(グラウンド土壌改良等(尼崎高第 2 グラウンド)、便所改修 1 校、空調更新 1 校等)</li> <li>・幼稚園(施設設備における経年劣化その他の実態に応じて整備)</li> </ul>	
(2) 市立全日制高等学校用地取得事業	244,662
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校</li> </ul>	
2 学校・園等の備品等の充実	287,848
(1) 小学校	28,440
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設維持管理事業</li> <li>・学校給食費徴収管理関係事業</li> </ul>	
(2) 中学校	1,605
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他(学齢簿等管理事業)</li> </ul>	
(3) 高等学校	4,093
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報教育推進事業</li> <li>・施設維持管理事業</li> </ul>	
(4) 特別支援学校	38,724
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス運転業務委託等事業</li> </ul>	
(5) 教育総合センター	214,986
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育 I C T 環境整備事業</li> <li>・学校情報通信ネットワークシステム関係事業</li> </ul>	
3 社会教育施設整備	539,485
(1) 社会教育関係	202,367
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館施設整備事業</li> <li>・図書館サービス網関係事業</li> <li>・旧成良中学校琴城分校解体事業</li> <li>・文化財保護啓発事業</li> <li>・美方高原自然の家指定管理関係</li> </ul>	
(2) 社会体育関係	337,118
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立花体育館予防保全事業</li> <li>・健康ふれあい体育館整備事業</li> <li>・学校開放事業</li> <li>・園田体育館予防保全事業</li> <li>・地区体育館整備事業</li> </ul>	

(出典：「尼崎の教育」令和 6 年度版)

### (3) 教育費の推移



年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	教育費※ (千円)	26,830,199	20,151,400	16,949,681	15,874,060	14,901,596
	対一般会計費 (%)	12.9	9.7	8.5	7.8	7.4
	人口1人あたり 教育費(円)	60,050	45,233	37,549	351,999	33,010
教育費決算額 (千円)		26,093,548	18,862,082	16,590,646	14,008,065	15,085,194

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	教育費※ (千円)	14,608,809	19,204,965	17,780,120	15,369,606	18,153,200
	対一般会計費 (%)	7.0	9.2	8.4	7.3	7.9
	人口1人あたり 教育費(円)	33,356	41,794	38,930	33,745	39,930
教育費決算額 (千円)		17,010,350	19,603,085	15,969,348	14,249,718	-

※ 教育所管分

注 人口は1月1日付推計人口

(出典：「尼崎の教育」令和6年度版)

#### (4) 市における教育費の支出割合

尼崎市、中核市及び市の近隣他都市の教育費及び目的別歳出費計のうち教育費が占める割合は、下記のような状況となっている。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
尼崎市	9.0%	8.6%	7.0%
(うち教育費)	20,404,873 千円	19,380,456 千円	17,764,954 千円
(うち歳出費計)	227,038,270 千円	224,299,753 千円	224,202,280 千円
中核市 平均	10.1%	10.5%	10.9%
近隣他都市 平均	11.1%	11.5%	10.6%

(出典：「総務省\_令和3、4、5年度市町村別決算状況調\_目的別」より集計)

教育費には、学校校舎の建替えや設備更新等に関する費用も含まれるため、支出に関する効率性を比較することはできないが、いずれも歳出費合計に対して教育費の占める割合が高くなっている。

これは、どの地方公共団体も各施策の中で教育施策を重視していることに他ならない。

#### IV 市の教育に関する主要事業

市の教育に関する主要事業として市が示しているものとしては、下記のようなものが挙げられている。

(単位：千円)

施策	No	項目名	区分	主要事業分	R6 事業費	所管局
①地域コミュニティ・学び	2	大庄西中学校跡地の整備(健康ふれあい体育館整備事業)	新規	13,141	44,184	教育委員会事務局 福祉局
	4	読書を通じたまちじゅう学び事業(図書館行事事業)	拡充	159	546	教育委員会事務局
	6	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施(文化財保護啓発事業)	拡充	21,926	32,703	教育委員会事務局
	7	地域クラブ活動の推進(課外クラブ関係事業)	拡充	13,943	36,179	教育委員会事務局
③学校教育	9	電子図書館を活用した読書推進事業(読書力向上事業)	拡充	500	3,730	教育委員会事務局
	10	学校給食の食材費高騰への支援	拡充	118,137	-	教育委員会事務局
	11	学びの多様化学校の設置に向けた検討(学びの多様化学校設置準備事業)	新規	1,000	1,000	教育委員会事務局
	12	校内サポートルーム・エリアの設置(不登校対策事業)	拡充	1,400	2,889	教育委員会事務局
	13	スクールソーシャルワーカーの体制強化(心の教育相談事業)	拡充	-	7,332	教育委員会事務局
	14	スクールロイヤーの設置	新規	-	-	教育委員会事務局
	15	エレベーターの設置(中学校バリアフリー化推進事業)	新規	11,268	11,268	教育委員会事務局
	16	尼崎歴史探検(AMATAN)事業	新規	8,683	8,683	教育委員会事務局
	17	デジタル採点システムの導入(デジタル採点システム活用事業、教育ICT環境整備事業)	新規	6,025	389,467	教育委員会事務局
	18	GIGAスクール構想のさらなる推進(未来の学び研究事業)	拡充	1,585	3,886	教育委員会事務局
	19	GIGAスクール構想のさらなる推進(未来の学び研究事業の見直し)	改善等	▲1,733		
その他	74	教育振興基本計画策定事業	新規	90	90	教育委員会事務局

(出典：市のホームページより抜粋)

## 第3章 外部監査の結果及び意見

### I 総論

#### 1 指摘及び意見の区分について

この報告書においては、今回の監査の過程において識別された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて示している。

検出事項	法的根拠	内容
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反）ないし不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと、又は不適當なこと）な事由であり、指摘すべき事項に該当すること。
意見	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	前述の「指摘」には当たらないものの、包括外部監査人が個別検出事項として特に意見を付すことが適當と判断すること。

なお、個別検出事項については、包括外部監査の対象団体及び所管部局課が改善に向けた対応を行うべき事項であるが、その改善に対しては、監査対象のみならず、当市の他の部局課等においても、同様の検出事項が識別されないよう、対応すべきものとする。

## 2 G I G Aスクール構想及びI C T教育について【意見1】

国が推進するG I G Aスクール構想は、児童生徒1人1台の情報端末（パソコンもしくはタブレット）貸与と高速ネットワーク環境を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目的としている。

しかし、海外の事例を見ると、I C T教育の導入が必ずしも学力向上や教育の質の改善に直結していないことが明らかになっている。例えば、フィンランドではデジタル教材の急速な導入が従来の読解力を低下させたとの指摘があり、後に紙教材との併用へと方針を修正している。他の国では、情報端末の技術的トラブルや教員研修不足により失敗に終わり、計画の縮小と再設計を余儀なくされている事例もある。

これらの事例は、機器導入だけでは教育効果が得られず、制度設計や人材育成、持続可能性の確保が不可欠であることを示しており、今後、尼崎市においても同様の課題が顕在化する可能性もある。

I C T教育は、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが期待され、全国的に推進されている教育手法である。しかしながら、学校または個人間の情報端末活用の格差や情報機器を利用することの教員の負担、多面的な学力効果の検証不足、情報セキュリティへの懸念等、継続して対応すべき課題があり、現段階では課題を完全に払拭することは難しいと考える。

さらに、I C T教育の推進に伴い蓄積される学習ログや利用データが、将来的に就労採用や進学選抜など教育以外の目的で漏洩または利用される危険性も見逃せない。もし、学習履歴等が「選別の道具」として扱われるようなことになれば、児童生徒の自由な学びを阻害し、社会的な不平等をもたらす可能性がある。

データの蓄積・活用は教育目的に限定し、匿名化及び情報漏洩の強化を徹底し、政策評価や研究に資する形でのみ活用する仕組みを考え続ける必要がある。

G I G Aスクール構想及びI C T教育の推進は、国の教育改革の大きな柱であるが、地方公共団体が不断に課題を把握し改善策を講じることで、初めて子どもたちの個別最適な学び、協働的な学びが実現することとなり、学びの質の向上に結びつくと考える。

尼崎市においては、G I G Aスクール構想に基づき、I C T環境の整備と教育への活用を積極的に推進しており、個別最適な学びと協働的な学びの充実、そして「主体的・対話的で深い学び」の実現にどう結びつけるかを継続的に研究し、実践例を積み重ねているところである。

引き続き、単なる情報端末・通信環境の整備にとどめず、また、蓄積した情報の取扱いを厳格なものとし、教育の公平性・持続性・透明性を確保する改革とし

て発展させるよう努められたい。

### 3 不登校対策について【意見2】

不登校児童生徒の増加は全国的な傾向であり、尼崎市においても深刻な課題となっている。尼崎市は、不登校児童生徒への支援において、相談体制の充実や学びの保障、地域連携など多様な施策を展開し、子どもに寄り添うことに努めている。

尼崎市に限らず、すべての不登校対策は、支援を受ける児童生徒とそうでない児童生徒との間に分断が生じることのないよう、特別な配慮が必要であると考えられる。手厚い支援は本来、児童生徒の学びの権利を保障するためのものであるが、学校内で「特別な存在」として扱われることによって、本人が孤立感を深め、また、周囲の児童生徒が誤った認識を持つ可能性もある。

不登校支援を「特別な措置」ではなく、「多様な学びの一環」として位置づけ、多様性を尊重するプログラムを学級活動や学校行事に取り入れ、子ども同士の理解を深めることは欠かせない。支援の目的や方法は学校全体に明確に示し、教職員、保護者及び児童生徒が共通認識を持つことで、不公平感や誤解をなくすことができると思う。

不登校対策を「特別な支援」ではなく「全体の教育環境改善」として位置づけることで、児童生徒間での分断を防ぐことができると思う。引き続き、すべての子どもが安心して学べる学校づくりに努められたい。

### 4 教職員の働き方改革について【意見3】

教職員の長時間勤務や多忙感を解消するため、現在多様な取組が実施されている。これらの施策はいずれも拡充すれば教職員にとって有益であることは疑いない。しかし、各取組の実施には新たな環境変化への対応や教育委員会事務局職員の追加的な労力が伴うことになり、また、何よりも財源の確保が不可欠である。財源は限られており、無制限の拡充は現実的ではない。

また、働き方改革は教職員の福祉向上のみを目的とするものではなく、児童・生徒の健やかな成長や学力向上と結びついて初めてその成果が正当に評価されるべきである。したがって、効率的な事業運営の観点から、各取組の効果を検証し、優先順位を明確にしたうえで、継続すべきもの、統合すべきもの、廃止すべきものを整理することが必要と考える。

また、この過程で、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション：デジタル技術を使って業務の効率化を図るもの）の推進は不可欠な要素になると考え

る。DXは単なるデジタル化ではなく、業務プロセスそのものを再設計し、教職員の事務負担を抜本的に軽減する仕組みを構築することを意味し、尼崎市でも今後、校務DXを推進することになっている。校務DXの推進により、教員が児童生徒との対話や授業改善に充てる時間を確保することができるようになり、個別最適な学びを実現し、教育の質を高めることができると思う。

働き方改革に関する多面的な評価及びDXの推進により、教職員の負担軽減と児童生徒の学びの充実を同時に実現し、持続可能な教育環境の構築ができるよう引き続き取り組まれない。

## 5 教育委員会事務局の監査について【意見4】

市立学校園の学校事務に対する学校事務監査については、これまで監査委員が地方自治法第199条の規定に基づく財務監査等として行ってきたが、平成29年度の監査基準の改定に伴い監査手法が見直され、同年度以降、リスク評価の結果により行われていない。

そこで教育委員会事務局は、適正な学校事務を維持していく観点から、同年度より教育委員会事務局の行政職員による尼崎市立学校監査を実施することとした。

ここで、一般的に、監査においては、監査の結果のみならず、監査実施の目的や実施事項を明らかとした監査計画が被監査組織の責任主体等に説明されない場合、被監査組織のガバナンスが機能しないリスクがある。

しかしながら、尼崎市立学校監査における改善要請事項は教育長へ提出され、各学校園及び教育所管課へ通知されているものの、教育委員及び市民には報告・公表されていない。

教育委員会は学校運営の最終的な責任主体であるが、監査実施の目的・実施項目及び監査結果を知らされなければ問題の把握や改善指導ができず、組織的な改善が進まないことになりかねない。現状では、各学校園での改善はあっても市全体で共通する課題として認識された事項の改善策や予防策と講じる責任の所在が不明確となり、教育委員会が市民に対して説明責任を果たせなくなるおそれがある。

また、学校監査で指摘された課題や改善状況が市民にも公表されなければ、保護者や地域住民が学校運営の課題を知る機会を失うこととなり、教育環境の質的向上に向けた協力が得られにくくなる可能性もある。

学校監査の結果を教育委員会や市民に十分に伝えるためには、情報公開と責任体制の強化が不可欠である。まず、監査結果を教育委員会全員に必ず報告するルールを明文化し、改善状況を定期的に確認する仕組みを導入することで、ガバナ

ンスを確立する必要がある。

次に、市民に対しては、監査結果の概要と改善状況を定期的に公表し、保護者や地域住民が課題を共有できるようにすることが重要である。

さらに、改善報告書には担当者や担当部署を明示し、「改善済」「改善中」「未改善」といった進捗状況を分かりやすく示すことで、責任の所在を明確にし、改善策の実効性を高めることが必要である。

加えて、必要に応じて監査の専門部署である監査事務局等から監査実施項目や監査手法及び結果の取りまとめ方法等についての助言をもらうことで、監査の実効性を高め、教育行政の信頼性をより一層高めることが可能となると考える。

## II 各事業ごとの監査結果及び意見

### 1 G I G Aスクール構想

#### (1) 事業概要

G I G Aスクール構想は、我が国の学校教育における I C T環境の遅れを是正し、教育の質的転換を図るために令和元年度に文部科学省が打ち出した施策である。

児童生徒一人ひとりに情報端末を整備し、学校に高速大容量のネットワークを導入することで、個別最適な学びと協働的な学びを推進することを目的としている。

新学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには I C Tの活用が不可欠であり、また新型コロナウイルス感染症による臨時休業を契機として、オンライン学習環境の早急な整備が国策として位置づけられた。

本構想の意義は、教育のデジタル・トランスフォーメーションの基盤を形成し、地域間や学校間に存在する I C T環境の格差を是正することにある。さらに、学習履歴データを活用することで教育政策をエビデンスに基づいて展開できるようになり、校務の効率化や教員の働き方改革にも資することも期待されている。

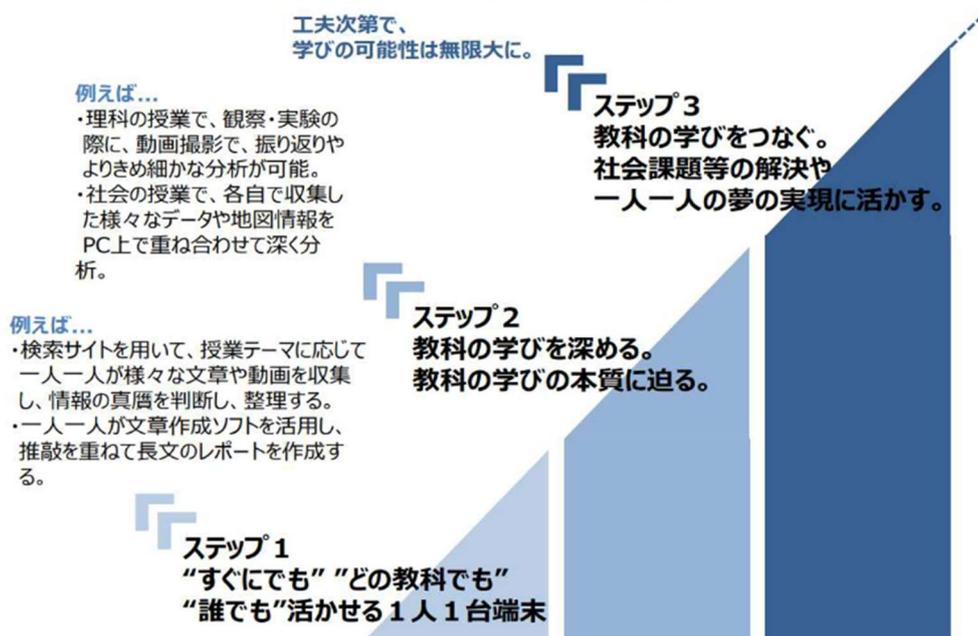
整備は当初3年間の計画であったが、感染症対応を背景に前倒しされ、約1年半で全国の小中学校に情報端末が配備された。総額約4,610億円の国費が投入され、日本の学校 I C T環境は国際水準に到達したと評価されている。

これにより、オンライン授業やデジタル教材の活用が急速に普及し、教育現場における学習形態の多様化が進展した。尼崎市においても、この国の構想に基づき、市内小中学校の児童生徒一人ひとりに情報端末（パソコン）の整備とネットワーク環境の構築を実施している。また、ネットワークの環境の構築については、学校内にとどまるものではなく、家庭での通信環境が整っていない世帯への支援も行っている。

子どもたちが自ら問いを見つけ、主体的に課題を設定し、情報を集め、整理・分析し、他者と協働しながら答えを導いていく探究的な学びについて研究やモデル校にて「主体的・対話的で深い学び」や「働き方改革」についての研究に取り組んでおり、また、中学校7校においてプログラミング教育を推進している。

## 【尼崎市のG I G Aスクール構想の概要】

### 「1人1台端末・高速通信環境」を活かした学びの変容イメージ



(出典：尼崎市教育委員会事務局 学び支援課資料)

全国的に進められたG I G Aスクール構想であるが、教員のI C T活用能力には地域差があり、指導力の格差が教育効果の均質化を阻んでいるとも言われている。尼崎市においては、夏季休業中の期間を利用して、教育総合センターにおいて教職員向けの研修の機会を設け、学校訪問や授業見学の際には、効果的なI C Tの活用方法などについて指導助言を行っている。また、学校からの依頼に応じて、指導主事が学校を訪問し、現状や教職員からの要望に合わせた校内研修や支援も行っている。

今後は、端末更新期を迎えるにあたり、持続可能な整備・更新体制の確立が不可欠である。併せて、さらに、児童生徒が主体的にI C Tを活用し、情報を批判的に評価する能力を育成する情報リテラシー教育をさらに深化させることが、次期G I G Aスクール構想(N e x t G I G A)の重要な方向性とされている。

## (2) 情報端末（パソコン）の整備及びネットワークの構築

### ① パソコンの整備状況

【尼崎市のパソコン整備数(予備機含む)】

(単位:台)

校種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校(41校)	22,478	22,046	21,848	21,363	21,363
中学校(18校)	10,076	10,296	10,292	10,116	10,116
特別支援学校(1校)	53	53	53	53	53
合計	32,607	32,395	32,193	31,532	31,532

### ② パソコン整備及びネットワーク構築に関する契約の主たるもの

契約年度	契約名(内容)	契約方式	契約額(円)
令和2年度	尼崎市教育委員会新教育ネットワーク環境整備業務	プロポーザルによる事業者選定	700,536,540
令和2年度	尼崎市教育委員会新教育ネットワーク・教育情報システム運用・保守業務(令和9年8月まで)	プロポーザルによる事業者選定	714,454,180
令和2年度	尼崎市小中・特別支援学校及び市立高等学校における学習環境整備事業に係る児童生徒用学習環境構築	プロポーザルによる事業者選定	2,014,713,800

## (3) 監査の結果

- ① GIGAスクール(ICT教育)の成果を評価する際には、多面的な視点から測定する基準を設け、統合的な評価を行うべきである。【意見5】

(現状の課題)

GIGAスクール構想の効果は、単なる端末整備、活用度及び従来型の学力向上にとどまるものではなく、多面的な評価基準を設け、統合的な評価を行うべきであるが、明確な評価基準が設けられていない。

(事実関係)

すべての生徒に端末を貸与すること及び通信環境の設定という目標を達し、全国学力テスト結果分析や活用度に関するアンケートが行われているが、GIGAスクール構想の効果は、単なる端末整備、活用度及び従来型の学力向上にとどまるものではないと考える。

ICT機器の導入により、学力テストという従来型の学力への直接的な効

果を測定することはそもそも困難であり、ICT機器の授業での活用も、学校・教員に委ねられており、明確な活用基準も現在はないという状況である。

GIGAスクール（ICT教育）の成果を評価する際には、単に端末の利用状況や学力テストの結果のみではなく、学習意欲や協働力、ICT活用スキル、さらには教員の指導力などを含めた多面的な視点から測定する基準を設け、統合的な評価を行うべきである。

学力面では、ICTを活用した授業とそうでない授業を比較し、知識や技能だけでなく、思考力や表現力といった学びの質の向上を確認することも有用である。また、学習意欲についても調査することで、ICTが主体的・対話的で深い学びに寄与しているかを明らかにできる。さらに、生徒が情報を収集・整理・発信する力をどの程度身につけたかを把握し、教員がICTを効果的に授業設計に組み込んでいるかを評価することも重要である。

#### （改善方法）

GIGAスクール構想の成果は、単なるICT機器の導入ではなく、ICTを基盤とした「個別最適な学び」の実現にある。この本質を見据え、多角的なデータに基づく評価を行うことで、次世代の教育に求められる真の成果を定義しなおすべきである。

- ② GIGAスクール構想（ICT教育）推進に関するメリット及びデメリットを明確とし、蓄積した情報の取扱いに関しても明確にするべきである。【意見6】

#### （現状の課題）

海外では、ICT教育の失敗事例もあるが、GIGAスクール構想着手時点ではメリット、デメリットが明確となっていない。また、ICT教育において蓄積される個人データの取扱いが明確となっていない。

#### （事実関係）

GIGAスクール構想は、児童生徒一人ひとりに端末を整備し、高速ネットワーク環境を基盤とする大きな教育改革である。しかし、その導入効果を最大化するためには、事前にメリットとデメリットを十分に検討する必要があるものの、着手時点で当該構想の利点と課題がどの程度明確にされていたかは判明しなかった。

本構想は国が主導して推進されたものであるが、海外の事例ではICT教育を積極的に導入したにもかかわらず、学力がむしろ低下したと報告されている事例や学校でのICT機器の利用が必ずしも学力向上につながらないとの調査結果も存在する。

国・機関	失敗事例の内容	主な問題点
フィンランド	デジタル教科書への全面移行後に読解力・数学・科学の国際学力調査(PISA)順位が大幅に低下	子どもの集中力低下、心身の不調
OECD(経済協力開発機構)調査	学校でのコンピュータ利用が必ずしも学力向上につながらない	過度なICT利用が学習効率低下の可能性

ICT機器の導入は学習の効率化や協働的な学びの促進に寄与する一方で、過度な依存や学習の質的低下を招く可能性があることを踏まえ、慎重な評価が求められる。

さらに、ICT機器の利用に伴い蓄積される個人データの取扱いについては、現時点でいつまで保有するのか、いつ廃棄するのか明確なルールが整備されていない。

情報漏洩のリスクがあるだけでなく、もしこれらのデータが将来、進学や採用の場面で活用されることになれば、生徒個人を識別し格差社会を助長する危険性も否定できない。

#### (改善方法)

教育の公平性を守るためには、データの利用目的や管理方法を透明化し、第三者による監督体制を整備することも検討されたい。

- ③ ICT機器の導入のための事業者を決定するに際しては、ITの専門家も関与することを検討すべきである。【意見7】

#### (現状の課題)

端末及び通信環境整備の発注については、プロポーザルにより選定委員会が事業者を選定している。しかし、選定委員にはITの専門家が含まれていない。

#### (事実関係)

端末及び通信環境整備の発注については、プロポーザルにより事業者を選定している。

システムの仕様等の決定については、ICT推進課も関与して決定しているが、プロポーザルの選定委員会にはITの専門家は関与しておらず、教育委員会事務局職員で構成される委員会にて選定されている。

プロポーザルは、提案書面に関する審議の他に、応募事業者への専門的な質問を通じてその者が最適な事業者かどうかを判断する場である必要がある。

#### (改善方法)

IT機器の導入については、セキュリティの確保等専門的な知識が求められるため、次回更新時のプロポーザルにはIT専門家も選定委員として選任することを検討されたい。

## 2 デジタル採点システムの導入

### (1) 事業概要

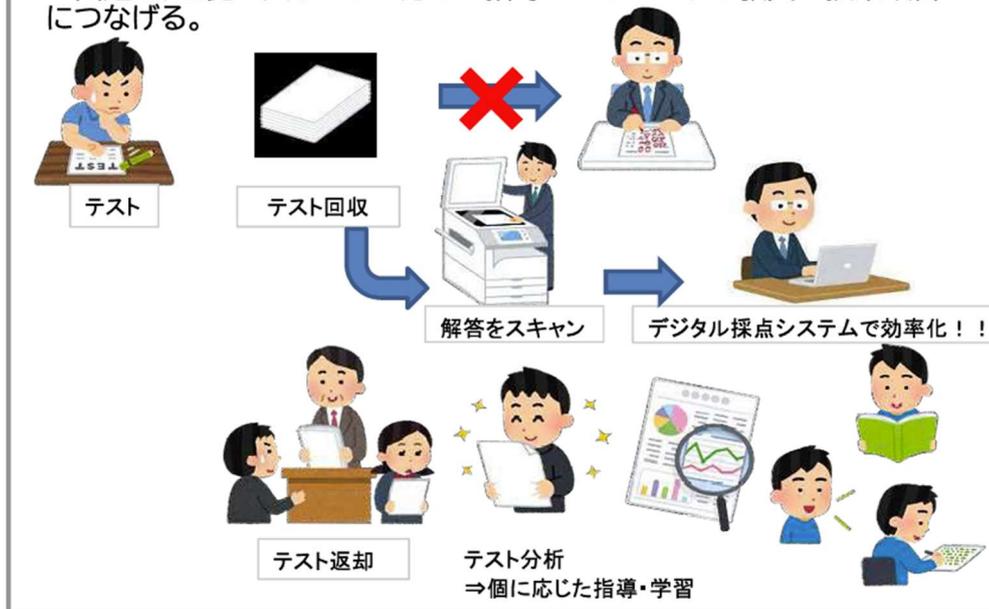
市教員の長時間勤務の是正と業務のD X化を重点課題と捉え、第2次教育振興基本計画やD Xプラン等において、教員における採点業務の効率化・負担軽減策の検討を進めている。

特に各校における定期テスト等の採点作業は、採点の誤記防止や答案の持ち帰り禁止といった制約の中で教員が長時間対応せざるを得ない業務であり、教員の勤務負担を増大させる主要因の一つとなっている。また得点や設問別の正答状況を紙ベースで集計する作業は多くの時間を要し、児童生徒の理解度を的確に把握し、授業改善につなげるうえで十分なデータ活用が難しいという課題があった。

これら課題を改善する取組の一環として、教員の採点業務の効率化と負担軽減、生徒一人ひとりの学習状況の把握と授業改善を図ることを目的に、市立中学校18校、及び市立高等学校3校を対象にクラウド型デジタル採点システムを導入・運用を開始している。

### 事業イメージ

全ての市立中学校と高等学校において、クラウド環境で、教職員が生徒の解答用紙をスキャンして画像化し、手元のパソコン上で生徒の解答を一覧表示して採点し、自動集計された採点結果を確認することにより、採点業務の効率化と負担軽減を図るとともに、システムの分析機能を活用して、生徒一人ひとりの学習上のつまづきを把握し、習熟度にあった課題を出題し、生徒一人ひとりに応じた指導をはじめとする教員の授業改善につなげる。



## (2) 導入システム

令和6年3月に公募型プロポーザル方式により事業者が選定され、令和6年8月からシステム導入、運用が開始されている。

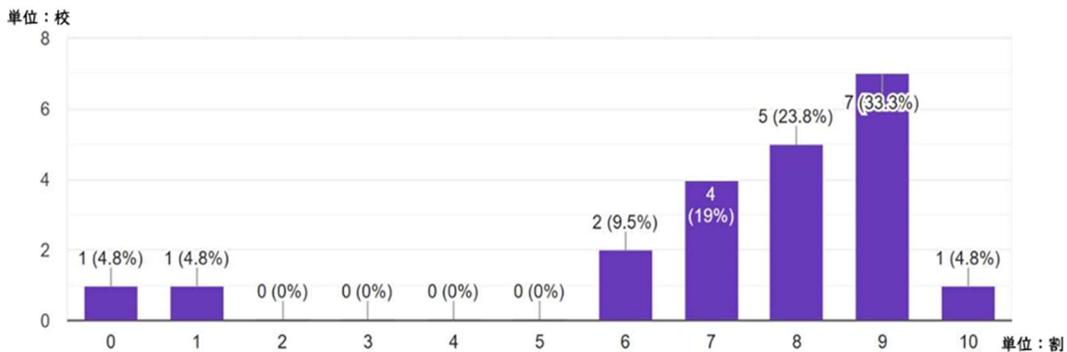
本市が導入したデジタル採点システムは、クラウド型の採点・集計・分析システムであり、各学校で実施する定期テスト等の答案をスキャナで画像化、パソコン画面上で採点及び得点集計を行う仕組みであり、教員が手書きまたはパソコン・タブレット端末等で作成した既存の解答用紙をそのまま利用できるよう設計されており、導入前から各校で使用していた独自様式も継続利用が可能となる等、採点業務の効率化及び採点結果の分析機能を活用した授業改善という目的に合致すると判断されたものが採用されている。

## (3) システムの利用状況

令和7年1月16日(木)時点の総利用数【全校集計】

登録生徒数 11,650名 答案用紙読み込み枚数 185,904枚 生徒1人あたり 約16枚

### Ⅰ 各校に所属する教職員がデジタル採点システムを活用している割合



(デジタル採点システムの活用状況調査について(結果) 令和7年2月)

## (4) 事業費

項目	内容	金額(千円)
事業費	使用料及び賃借料	3,405
人件費	職員人件費	1,255
合計		4,660
財源	一般財源	4,660

## (5) 監査の結果

① デジタル採点システムの活用向上に向けた取組を強化することが望ましい

### 【意見8】

#### (現状の課題)

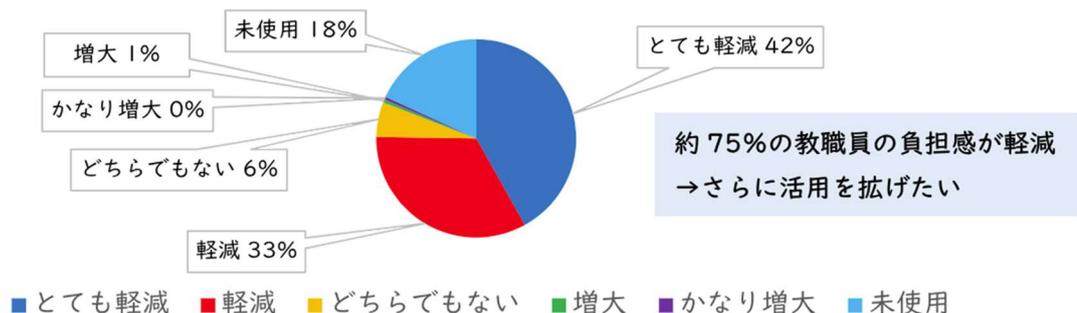
採点の迅速化及び教員の負担軽減等を目的としてデジタル採点システムを導入している。しかし、学校及び教科における活用度合いが異なるほか、当該システムを使用していない学校もあるなど、全校的に十分に活用できていない状況にある。

#### (事実関係)

尼崎市は、事業の進捗状況等を客観的な指標（数値化されたもの）などを活用して振り返り、施策評価（担当局評価）に先立ち、その基礎資料となる事業の振り返りのために事務事業シートを作成し、公表している。

令和7年度事務事業シートでは、デジタル採点システム活用事業の評価指標として、“「負担感が軽減した」と回答した教員の割合”を設定しており、目標値 60%（達成年度令和8年度）としているが、令和6年度時点で 75%の実績となっており、教員における負担感の軽減という点では、目標を上回る実績となっている。

### 負担感の軽減について【全体】



(デジタル採点システムの活用状況調査について (結果) 令和7年2月)

一方で、システムの利用状況の調査結果（事業概要参照）によると、各校において当該システムの活用が進んでいるものの、各校により活用状況は異なり、活用していない学校もある。

教科によっては活用が困難なものもあるが、システムを適切に用いることで、生徒ごとの理解度や弱点の可視化が可能となり、きめ細やかな指導につ

ながら可能性を有するにもかかわらず、その効果が全校的に十分に活用されていない状況となっている。

教員の業務軽減という観点からは一定の効果が認められる一方で、当該システムの導入目的に照らして、より一層の活用に向けて、改善の余地があると考ええる。

(改善方法)

デジタル採点システム活用に関する現在の評価指標は、既に当初目標を達成する状況となっている点を勘案し、より一層の活用を促すために新たな客観的、定量的な評価指標（活用度合い、残業時間の削減率等）を定め、今後の活用の向上の取組を強化することが望ましいと考えられる。

- ② デジタル採点結果のペーパーレス返却、及びWebテストの実施について検討すべきである。【意見9】

(現状の課題)

デジタル採点結果の返却方法は、紙媒体が中心であり、ペーパーレス返却が全校的に導入されている状況にはなく、学校間で取組に相違がみられる。

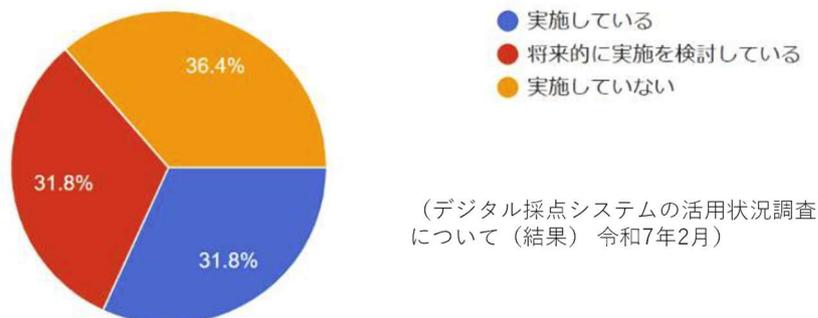
このため、保護者が児童の学習状況・成果を迅速かつ多面的に把握できる仕組みが必ずしも十分に整備されておらず、学校と保護者が協働して学力向上を図る環境が十分とはいえない。

また、市はICT教育の推進を掲げているものの、端末を使用したWebテストは全校で導入されておらず、ICTを活用した評価・指導改善の可能性を十分に活用できていない状況にある。

(事実関係)

採点結果の返却については、一部の学校においてメールを活用した迅速な通知が実施されているが、紙媒体による返却が依然として中心であり、ペーパーレス返却の取組は全校に浸透していない。また、面談時に学習の成果や課題の説明は行われているものの、情報提供の手法や内容には学校間で一定のばらつきがある。

### SSO ペーパーレス返却の実施状況



ペーパーレス返却による迅速な情報提供は、学校と保護者との連携が強化され、保護者は子どもの学習状況・成果を多面的に把握できるようになる。学校と保護者の連携により学力が向上する可能性があり、市が掲げる「全国平均以上の学力水準」の達成に寄与する可能性も有していると考えられる。

また、ICT教育の推進に関連して、端末を用いたWebテストの導入については、カンニング防止策等の運用面の課題を理由として全校的な実施には至っていない。一方で、大学入学試験や企業採用試験ではWebテストが一般化しつつあり、今後も利用拡大が見込まれる状況にある。

#### (改善方法)

保護者との連携による学力向上及び将来環境への対応等のため、ペーパーレス返却と保護者への通知及びWebテストの拡大につき検討されたい。

また、定期的な保護者アンケートを実施し、保護者の意見を収集することで、制度運用の改善点を把握する仕組みの構築を検討されたい。

- ③ ICT機器の導入のための事業者を決定するに際しては、ITの専門家も関与することを検討すべきである。【意見10】

#### (現状の課題)

デジタル採点システムの選定にあたり、プロポーザル方式が採用されており、選定委員会が事業者を選定している。

しかし、選定委員にはITの専門家が含まれていない。

(事実関係)

デジタル採点システムの導入に際してはプロポーザル方式によりシステム供給事業者を選定している。

システム仕様の決定に当たってはICT推進課も関与しているが、当該システム導入時の選定委員会は、教育委員会事務局職員のみで構成されており、ITの専門家は参加していない。

プロポーザル方式は、価格のみならず、事業者の技術力や提案内容、運用体制等を総合的に評価できる点に特徴があり、事業の目的に最も適した事業者を選定するうえで有効な方法である。特にICT機器やシステム導入のように専門的な知識が求められる事業においては、提案内容の確認に加え、応募事業者へ専門的な質問を行うことで、技術面や安全性をより適切に把握できるという利点がある。

この点、今回のプロポーザル方式でのシステム導入において、ITの専門家が参加していない現状は、十分な技術的評価が可能な体制となっていないと考えられる。

(改善方法)

プロポーザルは、提案書面に関する審議の他に、応募事業者への専門的な質問を通じてその者が最適な事業者かどうかを判断する場である。IT機器の導入については、セキュリティの確保等専門的な知識が求められるため、次回更新時のプロポーザルにはIT専門家も選定委員として選任することを検討されたい。

- ④ デジタル採点システムの活用については、操作方法のマニュアルだけでなく、科目ごとの状況に応じた統一的な採点方法のマニュアルも設けるべきである。【意見 11】

(現状の課題)

デジタル採点システムを導入し、操作のマニュアルが整備されているものの、各教員独自の利用方法で採点されていることもあり、採点水準の統一性や公平性が損なわれる可能性がある。

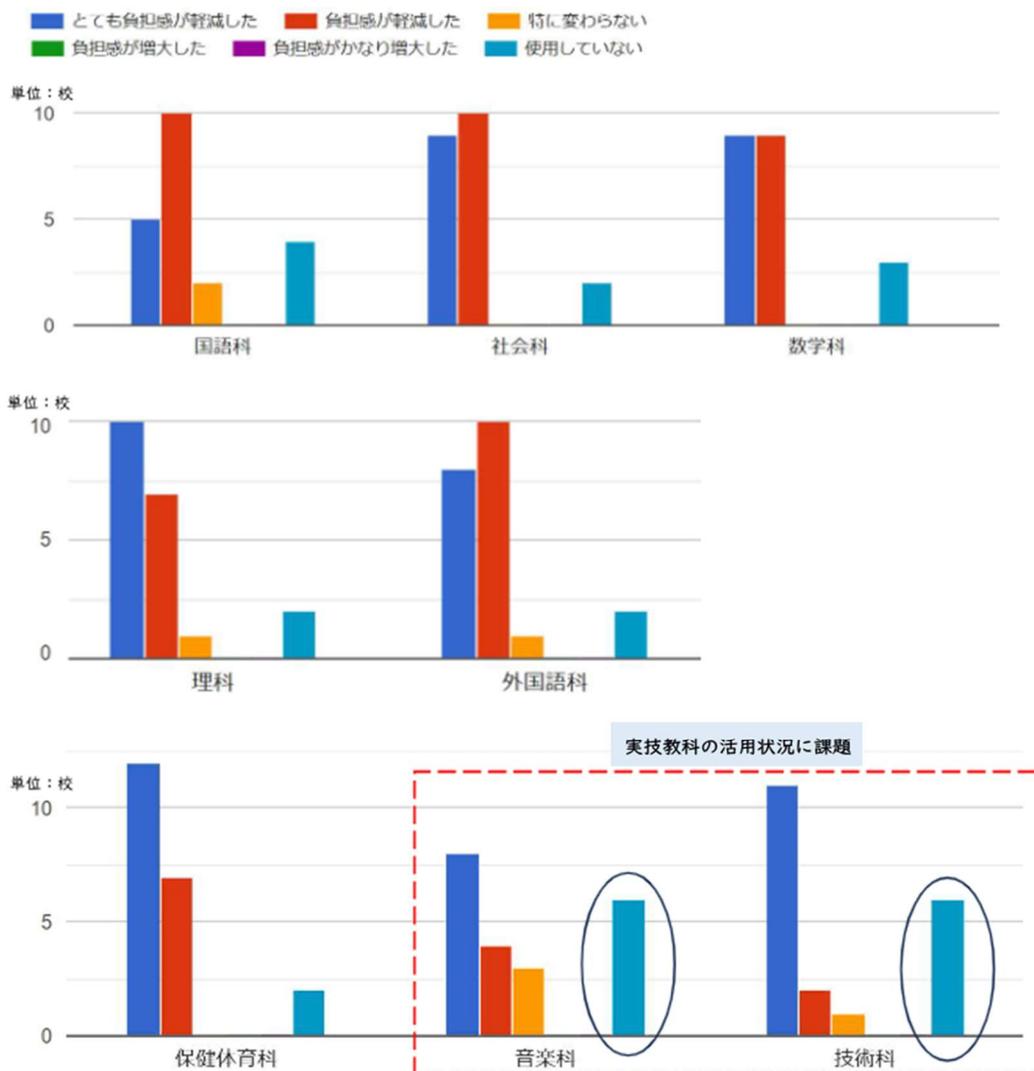
(事実関係)

尼崎市の学校ではデジタル採点システムを導入し、業務の効率化や採点の統一化を目指しているものの、実際には最終段階で教員が目視による独自の方法を用いて採点しているため、導入効果が十分に発揮されていないと考える。

操作マニュアルは整備されており、一定の統一は図られているが、教員ごとに「やりやすさ」を優先した採点方法を採用することもあり、結果として業務が属人化している場合もある。

市の調査でも、教科によってシステム活用に関する相性に差があることは認められているが、同じ科目で同じテストを行っているにもかかわらず採点方法が異なることは、採点水準の統一性や公平性を損なう可能性がある。

各学校に所属する教職員の学科及び教科等の負担感の軽減の度合い



(デジタル採点システムの活用状況調査について (結果) 令和7年2月)

(改善方法)

単なる操作手順のマニュアルにとどまらず、科目ごとの特性を踏まえた「統一的な採点方法」のマニュアルを整備すべきと考える。

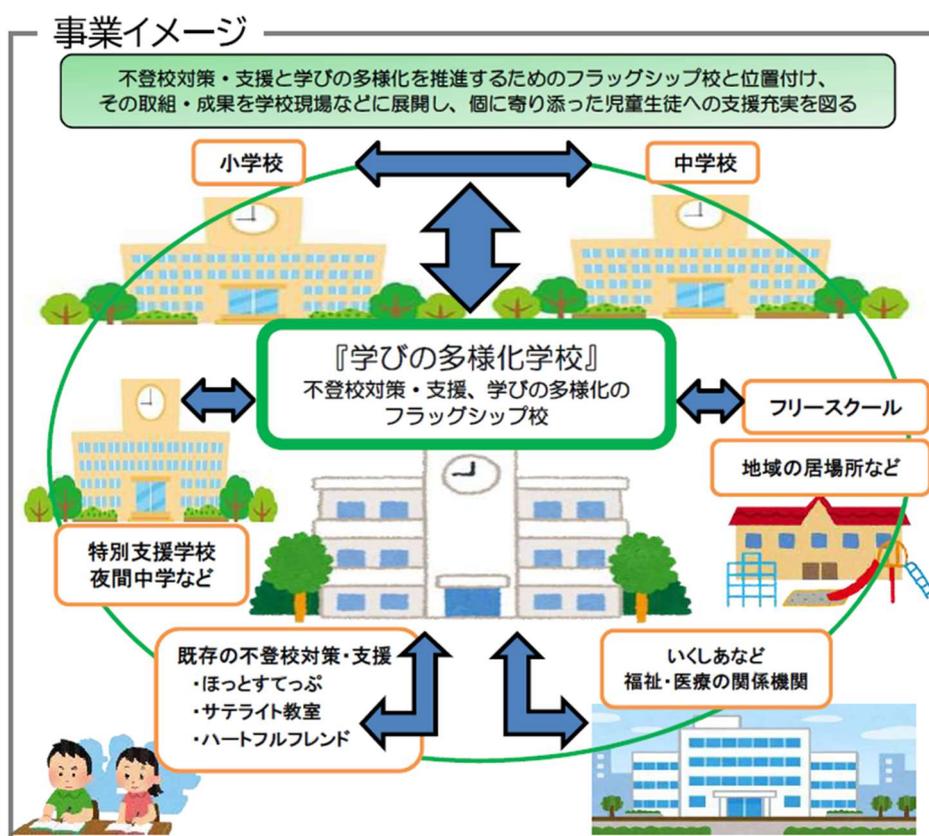
例えば、国語の記述問題では採点基準を細分化し、部分点の付与方法を明確にすることで教員ごとの判断の幅を狭めることができる。数学では、途中式の評価や計算過程の扱いを統一することで、採点のばらつきを減らすことが可能となる。英語では、文法や表現の誤りに対する減点基準を標準化することで、採点の公平性を高められる。こうした科目別の基準をマニュアル化し、研修を通じて教員に周知徹底することで、属人化を防ぎ、学校全体で統一的な採点水準を確保できると考えられる。

### 3 学びの多様化学校設置準備事業

#### (1) 事業概要

小中学校の不登校児童生徒が全国で年々増加している中、尼崎市も増加傾向にあるとともに、全国より高い出現率で推移している。

「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、不登校対策・支援と学びの多様化を推進するためのフラッグシップ校としての役割を有し、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進めるものである。



#### (2) 不登校児童生徒の状況について

小中学校における不登校児童生徒数は全国で12年連続して増加し、令和6年度は35万人を超え、社会的な問題となっている。尼崎市においても、令和6年度は減少したものの、増加傾向にあり、小中学校とも全国よりも高い割合となっていることから、早期に対応すべき課題となっている。

【不登校児童生徒数（上段）と1,000人あたりの不登校児童生徒数（下段）】

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
尼崎市	674	748	807	1,027	1,352	1,424	1,367
	21.8	24.4	26.6	34.1	45.3	48.2	47.0
国	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6

※1 不登校児童生徒数は、国・市ともに増加傾向

※2 尼崎市は国よりも高い出現数(1,000人あたりの人数を比較)

※3 今後も増加傾向は続く見通し

（3）学びの多様化学校

文部科学省において令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が取りまとめられ、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備の推進が強く求められている。

そこで、尼崎市においては、不登校児童生徒のための多様な学びの場の整備として、不登校児童生徒の実態に配慮した柔軟な教育カリキュラムが編成できる「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を令和5年度から進め、令和6年5月に尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針を策定し、現在、令和8年4月設置（開校）に向けた準備を進めている。

（4）類似事業の有無及び必要性・有効性・適時性

尼崎市は、不登校児童生徒の学校以外の学びの場として、市内3か所に教育支援室「ほっとすてっぷ」を、市内8か所に学習支援室「サテライト教室」を設置し、また、訪問型支援「ハートフルフレンド」事業を展開するなど、グラデーションのある学び場の整備を行っている。

本市における不登校対策支援  
不登校の子ども一人一人のニーズに応じたグラデーションのある学びの場を整備

校内支援室 各学校	ほっとすてっぐ 市内3か所	サテライト教室 市内3か所	ハートフルフレンド 約20名のボランティア	オンライン 市内1か所
				
登校はできるけど、 教室に入りづらい。	登校はできないけど、 小集団の中で学びたい。	登校はできないけど、 短い時間、個別で学習 したい。	家から出にくいけど、 家の中ならお話しできる。	家から出られないけど、 オンラインなら話せる。
<p>●不登校を経験した（集団による学びへの困難を一度経験している）児童生徒が、「学校へ行きたい」という思いをもった時に、通うことができる、子どもの状況に配慮した柔軟で包摂的なカリキュラム編成ができる学校</p>		+	<p>●不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿としての役割はもちろん、それ以上に、今後の全国的に展開されるであろう「学びの多様化」を本市において推進していくための「フラッグシップ」としての役割をもった学校</p>	
 <b>学びの多様化学校</b>				

一方で、学びの内容（行事活動や体験学習等）や評価が十分ではなく、もっと学びたい、もっと深めたいという教育的ニーズに対応できる学びの場が必要であり、不登校を経験した児童生徒が、「学校へ行きたい」という思いを持った時に通うことができる、子どもの状況に配慮した柔軟で包摂的なカリキュラム編成が可能な学校が必要であるとしている。

不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿としての役割はもちろん、それ以上に、今後の全国的に展開されるであろう「学びの多様化」を本市において推進していくための「フラッグシップ」としての役割をもった学校を設置する意義は大きいとされている。

## （5）他の地方公共団体の状況

### ① 全国での設置数

令和6年度 35校

令和7年度 59校（令和7年11月現在）

### ② 近隣地方公共団体の設置状況

大阪市

心和中学校昼間部

神戸市

湊翔楠中学校分校「みらいポート」

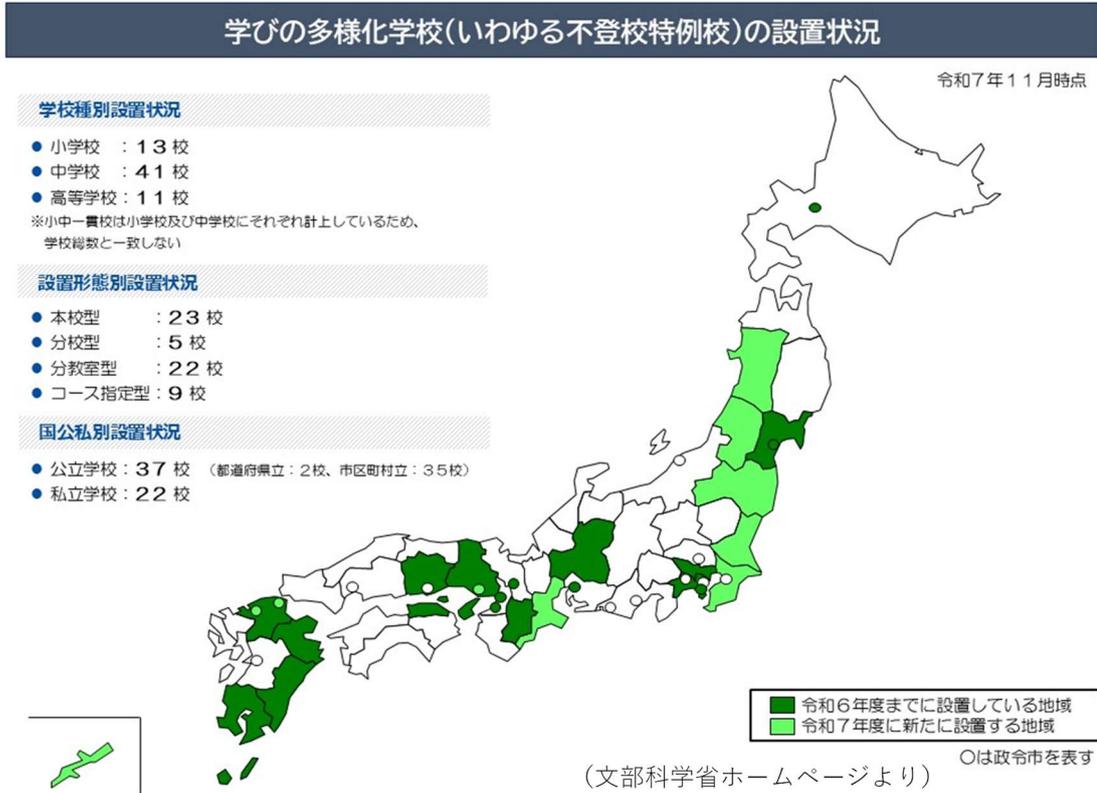
京都市

洛風中学校、洛友中学校

大和郡山市

郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」

【(参考)「学びの多様化学校」(いわゆる不登校特例校)の設置者一覧】



(6) 事業費

(単位:千円)

		令和6年度決算	(参考)令和7年度予算	備考
事業費 A	事業費 A	623	67,181	
	報償費	202	340	有識者会議委員への謝礼等
	旅費	121	354	他都市の学びの多様化学校へ出張等
	需用費	300	24,309	消耗品費、印刷製本費等
	備品購入費		27,215	学校家具、電子黒板、電気自動車等
	その他		14,963	役務費、委託料、使用料及び賃借料
人件費 B	人件費 B	16,634	21,309	
	職員人工数	2.12	2.93	
	職員人件費	16,634	21,309	
	会任等人件費			
合計 C(A+B)		17,257	88,490	
C の 財 源 内 訳	国庫・県支出金		4,875	教育支援体制整備事業費補助金(国1/3)
	市債			
	その他		649	環境基金繰入金、エコカー導入補助金
	一般財源	17,257	82,966	

## (7) 監査の結果

- ① 学びの多様化学校設置事業において、学校開校に向け、教職員の配置数の確保が課題となっている。【意見 12】

### (現状の課題)

学びの多様化学校の教職員定数は法で定められており、加配数の決定は県に権限がある。市としては必要となる加配数を県に要望することしかできない。

開校に向けて様々な準備を進めているものの、十分な人員数が確保できるのかどうかは不透明な状況となっている。

### (事実関係)

「学びの多様化学校」は、多様な学びの場の一つとして、不登校児童生徒に柔軟な教育カリキュラムを提供することを目的としている。

したがって、単に学校を設置するだけでなく、開校後の授業内容においても柔軟性を持ち、生徒に寄り添う姿勢が不可欠である。そのためには、事業の趣旨に沿った人材を確保し、適材適所に配置することが求められる。

この点に対して、教職員は県から任命され尼崎市の学校に配属となるが、配属場所は尼崎市が検討し兵庫県に内申することとなっている。学びの多様化学校の設置は、新たな取組であるため、十分な教職員の配置が望ましいが、県より任命される教職員数が市の意向を十分汲み取った人員配置数とはならない可能性がある。

任命権は県にあるとはいえ、当該事業は尼崎市の問題だけではなく、文部科学省も第4期教育振興基本計画（令和5年度から9年度）で、各都道府県・政令指定都市に設置することを目標として掲げている事業である。そのため、多くの教職員を配置する必要性は大きいと考える。

### (改善方法)

学びの多様化学校の設置は、新たな取組であり、事業の成功・児童生徒の成長のために最適な教員の確保が前提となるものである。引き続き県に対して必要な教職員の加配を求められたい。

#### 4 校内サポートルーム・エリアの設置

##### (1) 事業概要

小中学校における不登校児童生徒数は全国で約 24 万人を超え、社会的課題となっている。

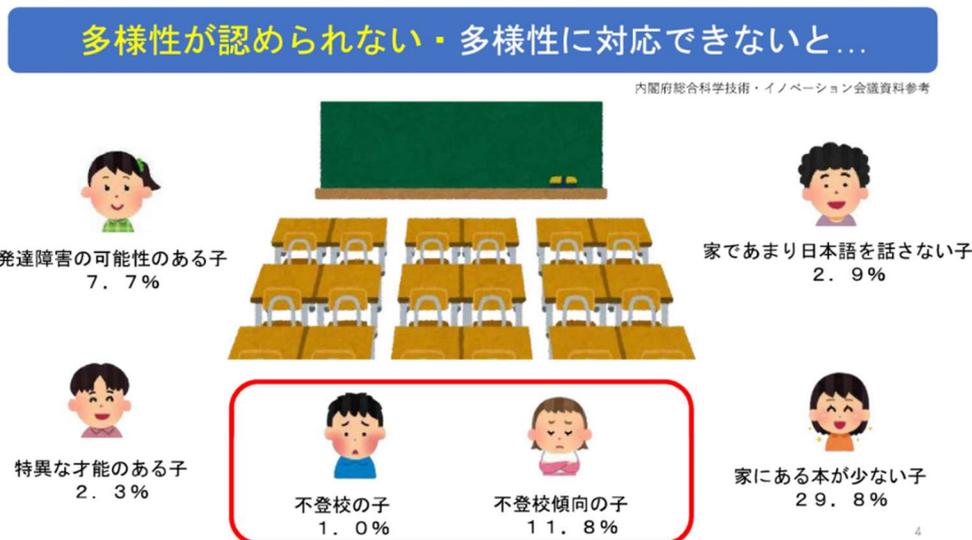
内閣府の調査によると、教室(40人想定)に約1%が不登校児童生徒であり、約10%が不登校傾向児童生徒となっている。本市においても、年々増加傾向にあり、小中学校とも全国よりも高い割合となっており、早期に対応すべき課題となっている。

ここで、不登校傾向児童生徒とは、別室や保健室に登校する児童生徒及び基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている児童生徒を指している。

このような、不登校傾向児童生徒に対して、教室以外の学びの場や居場所を整備していくことで、不登校傾向児童生徒の不登校化を防止していくことが求められている。

不登校化の防止に関しては、さまざま生徒がおり、その『多様性』が無視できないようになっている。

不登校に至る傾向としては『多様性』への認識対応の程度等が重要であり、認識対応等の欠如が不登校へつながると分析している。



学校内に多様性を認める、対応できる環境がないと...



5

尼崎市においては、不登校の未然防止（発達支持）の視点から、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場として、校内サポートエリアの整備を令和6年度より行っている。

校内サポートルーム・エリアの目指すところは次のとおりである。

- ・ 通常学級復帰を目的とせず、子どもが安心安全に感じ過ごせる。
- ・ 社会的自立をめざす場「相談する力」「頼る力」「自分の強みを知る力」を育てる。
- ・ 「学校っぽく見えない」空間づくり
- ・ サポートエリアにおける支援方法や考え方を、通常の学級に生かしていくことにある。

学校内に多様性を認める、対応できる環境をつくる！！



6

## (2) 施設の概要

### ① サポートエリア (イメージ) : 学校内に居場所を設置していく



廊下の一部に、机や椅子を置き  
読書や学習ができる。



校内の一室に遊戯道具を設置し、  
休んだり、楽しんだりできる。

### ② 運営費の概要

エリア	目的 (用途)	必要な物	費用
A	個人のペースで学習したい。 集団が苦手 (会話が苦手)	机 パーテーションパネル	5000 円～20000 円
B	グループで学習したい。 相談しながら学習がしたい。	大きめの机 ホワイトボード	3000 円～15000 円
C	読書がしたい。 調べ学習がしたい。	本棚 読書用の本 (マンガ・雑 誌含む)	5000 円～15000 円
D	会話がしたい。 話を聞いてほしい。	ソファ (2～3 人掛け) 座椅子	15000 円～20000 円
E	ゲームをしながら話したい。コミ ュニケーションゲームがしたい。	カードゲーム 将棋・オセロ	5000 円～10000 円
F	少し休みたい。一人になりたい。 眠たい。	簡易ベッド クッション	5000 円～15000 円
G	体を動かしたい。 体を動かすことで落ち着きたい。	バランスボール 腹筋ローラー	3000 円～5000 円
H	人との関わりにつかれた。動物や 植物に癒されたい。	観葉植物 観賞用生き物	2000 円～10000 円

③ 利用者の状況（令和6年度）

◎=SRモデル校		空欄は未提出							(人)
No	学校名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	明城小								0
2	難波小	2	4	3	2	3	5	6	25
3	難波の梅小	6	6	6	8	9	10	10	55
4	◎下坂部小								0
5	長洲小	4	5	5	6	6	6	6	38
6	杭瀬小	6	6	6	6	6	6	6	42
7	清風小								0
8	金楽寺小	1	1	1	1	2	2	2	10
9	大庄小								0
10	わかば西小	3	3	5	7	7	7	7	39
11	大島小	5	5	5	5	5	6	6	37
12	立花小	5	5	5	6	6	6	5	
13	立花西小	0	0	1	1	1	1	1	5
14	名和小	5	6	4	5	4	6	0	30
15	◎塚口小	0	3	2	2	2	3	3	15
16	尼崎北小	1	4	6	8	8	9	10	46
17	◎武庫小	4	4	4	6	10	10	9	
18	武庫北小	0	1	2	2	3	3	3	14
19	◎武庫東小								0
20	武庫の里小	3	2	2	3	3	0	1	14
21	◎園和北小	6	6	6	6	6	6	6	42
22	上坂部小								0
23	成良中	0	0	4	4	4	4	4	20
24	◎中央中	5	5	6	6	6	6	6	40
25	◎日新中	14	12	14	17	12	11	9	89
26	◎小田中	38	44	40	36	32	36	28	254
27	◎小田北中	13	12	12	11	11	11	11	81
28	◎大成中	4	10	12	12	15	18	15	86
29	大庄中	11	15	17	22	17	20	16	118
30	◎大庄北中	9	9	10	10	10	10	11	69
31	立花中	15	15	15	15	15	17	17	109
32	塚口中	12	13	13	15	15	16	16	100
33	武庫中	11	11	12	12	12	12	12	82
34	南武庫之荘中	7	7	7	7	7	7	6	48
35	武庫東中	8	9	9	9	9	10	10	64
36	常陽中								0
37	園田中	9	9	9	9	9	10	10	65
38	◎園田東中	9	9	9	11	12	12	12	74
39	◎小園中	8	9	9	9	10	9	9	63
合計		224	250	261	278	277	285	273	1,774

(3) 監査の結果

- ① 予算措置された学校から必要な報告がされていない。【指摘1】

(現状の課題)

校内サポートルーム・エリア推進モデル事業として選定され、予算措置された学校から必要な報告がされていない。また、選定されていないが校内サポートルーム・エリアを設けている学校でも報告されていない学校があった。

(事実関係)

不登校に至らないものの不登校傾向にある児童生徒にとって、校内サポートルーム・エリアは、教室での学びに「しんどさ」を抱えた際の居場所・回避場所として機能し、不登校の未然防止（発達支持）の視点から重要な役割を果たしている。

設置の有効性を判定するためには、支援対象者数や相談件数などの情報が定期的に報告されることが不可欠であり、報告がなければ事業の成果を適切に評価できず、今後講ずべき事項も検討できないことになる。

この点、令和6年度において適切な報告をしていない学校が見受けられた。

令和6年度の校内サポートルーム・エリアの各学校別支援対象者数の状況について、上述（2）③ 利用者の状況で示している。

予算措置された対象校として人数の記載がない学校は2校あり、その学校も含めて報告自体がされていない学校は合わせて7校ある。

これは、市と学校の間で「必ず報告する」という意思統一が十分にできていなかったことによるものと考えられる。

また、校内サポートルーム・エリアを設置するために市より予算措置されたという認識が学校側に欠けていたことが要因と考えられる。

(改善方法)

当該事業がより有効になるためにも、対象学校は、毎年1回支援対象者件数等を所管課に報告し、所管課も学校と連携して、不登校の恐れのある児童生徒に対するさらなる対応に努める必要がある。

また、対象となっていない学校についても校内サポートルーム・エリアを設置している以上、当該事業の一環として同様の報告を行い、事業の有効性を担保できるよう対応する必要がある。

- ② 不登校対策事業費に係る事務事業評価シートに設けられている目標が現状に則した設定になっていない。【意見13】

(現状の課題)

不登校対策事業費に係る事務事業評価シートに設けられている目標が現状に則した設定になっていない。

これは、事業評価シートの目標設定が平成30年度に設定した目標値をそのまま踏襲し、現在に至っていることが原因である。

(事実関係)

尼崎市の不登校対策事業費に関する事務事業評価シートでは、設定されている目標が現状に即していない。

令和4年度から6年度までの3年間について事務事業評価シートの『②事業成果の点検』を抜粋して示すと次のとおりである。

目標指標	本市の不登校児童生徒の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	小=0.7以下 中=3.81以下	達成 年度	令和9 年度	令和4年度	小=2.58 中=8.62	令和5年度	小=2.71 中=9.27	令和6年度	小=2.67 中=8.97

不登校生徒の割合を目標指標とすること自体は教育環境の充実度を測る有効なメルクマールであるが、実績と大きく乖離した目標では教育環境の評価が十分に行えない。

不登校生徒の割合は、ほぼ横ばいで推移している状況であるが、尼崎市の不登校児童生徒の割合は全国平均よりも大きなものとなっている。この状況は地域性や家庭環境など複合的要因によるものと考えられるが、教育政策上は慎重に対応すべき深刻な課題である。

(改善方法)

目標は現実的かつ達成可能な水準に再設定し、年度ごとの実績比較を通じて具体的な分析を行い、次年度以降の施策改善につなげる必要がある。

この点について、令和8年度から未然防止の検討に係る成果及び数値化についても事業評価に記載することを検討するとの回答を得ている。今後は、不登校対策の成果をより正確に示すため、目標設定の見直しと数値化の拡充を進めることが期待される。

## 5 スクールソーシャルワーカーの体制強化

### (1) 事業概要

不登校、いじめ、発達の問題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く様々な課題は多様化・複雑化しており、教職員が授業等の教育活動を行いながら家庭への支援を福祉的視点から行うのは困難である。

そこで、学校等の教育現場を基盤として関係し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)の拡充(増員配置)を進めていくものである。

ここで、SSWは、以下の活動等を行うことを想定している。

学校をベースにして子どもたちのウェルビーイングを高めるためのサポートをする。

- ・ 関係機関とのネットワークの構築、連絡・調整
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・ 教職員への研修活動

サポート対象は、市立幼稚園・小学校・中学校・高校に在籍する児童生徒である。

スクールソーシャルワークは教育・福祉・医療・地域資源を結びつけて、より良い援助活動を構築するものであり、この役割を担うのがSSWであり、専門的な知識・技能を用いてこのような職務を遂行するものは他にないと市は判断している。

不登校の増加は家庭に起因する課題との関連を指摘する見方もあることから、SSWは、教育・福祉・医療のつなぎ役を担う重要な役割を果たすことが期待されている。

### (2) SSWのおかれている現状

現状は、SSWの配置を進めた結果、多くの問題に対応できるようになった。しかし、今後は、事案の未然防止、早期発見等の予防的な取組の拡充が必要となっている。

【SSWの相談対応件数】

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	244	421	609	737

また、近年学校における S S W が扱う課題が増えている。

(単位：件)

相談内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校	150	181	285	338
いじめ、暴力等	16	24	42	70
友人・教諭等の問題	32	40	52	81
児童虐待	31	64	87	147
貧困問題	18	7	24	57
家庭環境の問題	125	213	303	393
心身の健康・保健	25	49	59	93
発達障害	76	140	220	330
その他	10	18	27	23

先述の相談対応件数と上記表の件数合計が一致しないのは、1件の相談について複数の相談内容があるためである。

### (3) S S W を学校に配置する必要性

「不登校・いじめ・暴力行為・自殺・発達障害・外国につながる児童生徒・子どもの貧困、虐待等」これまでの学校の枠組みを越え、教員の力量の範囲に収まりきれない社会的課題となっており、S S W を中軸とした、チーム学校体制を整備しなければ対応できない。

S S W の適正配置は、多職種連携教育（「お互いについて学ぶ」「相手から学ぶ」）を学校現場に促し、教員の多職種連携コンピテンシーの向上につながる。

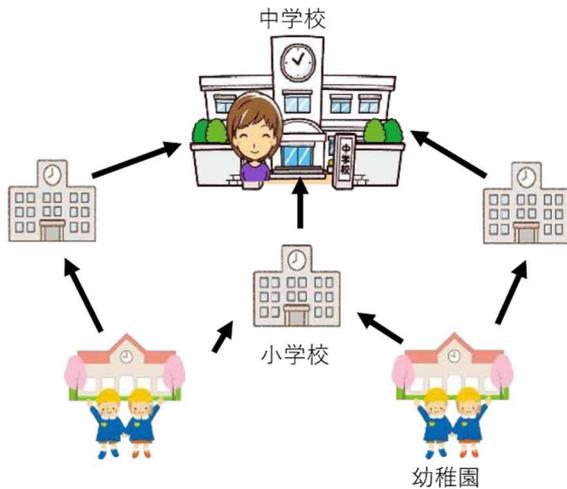
### (4) 事業の目的及び求める成果

S S W を各中学校区に1名配置（17名）することで、(幼)小中一貫した切れ目のない支援を行い、令和8年度に幼小中学校カバー率を100%とすることを予定している。

また、高校等専属 S S W を1名配置することで、高校（3校）及び特別支援学校における支援を行う。

これにより、支援が必要な子どもを早期に発見し、早期の支援につなげることで、課題の困難化、重大化を防ぐことを求める成果としている。

【中学校区1人配置（専任配置）のメリット】



- ・同じSSWが、校区内の幼小中に関わっていくことで、**こども、家庭への切れ目のない支援**が行える。
- ・現在のように、2校区を兼ねていると、移動距離が長く時間ロスが生まれるが、1校区内であると移動距離が短く、**学校に関わる時間が増える。**
- ・校区を固定することで、**地域における社会資源とのつながり及び開発がより発展する。**

(5) 配置の状況等

① 配置状況

令和7年度のSSWの配置状況

番号	中学校区	拠点校	巡回校
1	成良中校区	明城小	成良中・琴城分校 金楽寺小
2	中央中校区	竹谷小	中央中 難波小 難波の梅小
3	日新中校区	日新中	七松小 立花南小
4	小田中校区	小田中	長洲小 杭瀬小 浦風小 清和小
5	小田北中校区	浜小	小田北中 下坂部小
6	大成中校区	名和小	大成中 潮小
7	大庄中校区	大庄中	わかば西小・成徳小
8	大庄北中校区	大島小	大庄北中 浜田小
9	立花中校区	立花中	
10	南武庫之荘中校区	南武庫之荘中	武庫南小 水堂小 立花西小
11	塚口中校区	尼崎北小	塚口中 塚口小
12	武庫中校区	武庫小	武庫の里小 武庫中
13	武庫東中校区	武庫東小	武庫庄小 武庫東中
14	常陽中校区	常陽中	
15	園田中校区	園田中	園田小 園和北小
16	園田東中校区	園和小	園田東中・園田東小
17	小園中校区	園田南小	小園中

※派遣校:大庄小 成文小 武庫北小 園田北小 立花小 立花北小 小園小 上坂部小

② 尼崎市と近隣市の状況（令和5年度）

	尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市	芦屋市	明石市
SSWの人数	10人	5人	4人	9人	2人	10人
中学校数	17校	20校	8校	12校	3校	13校
小学校数	41校	40校	17校	23校	8校	28校
勤務体系		週4日勤務 20校に配置	中学校に配置	配置		中学校に配置 1日7時間勤務 中学校3週1勤務
SSW1人あたりの学校数	5.8校	12校	6.3校	3.8校	5.5校	4.1校

本市においては、SSWを計画的に増員し、最終的には各中学校区に専任SSWを1名ずつ及び高校等に専任を1名配置し18名体制を目指すとしている。

これによりSSW1人あたりの学校数を減らし、児童生徒の思いにより近く寄り添う体制を目指している。

(6) 監査の結果

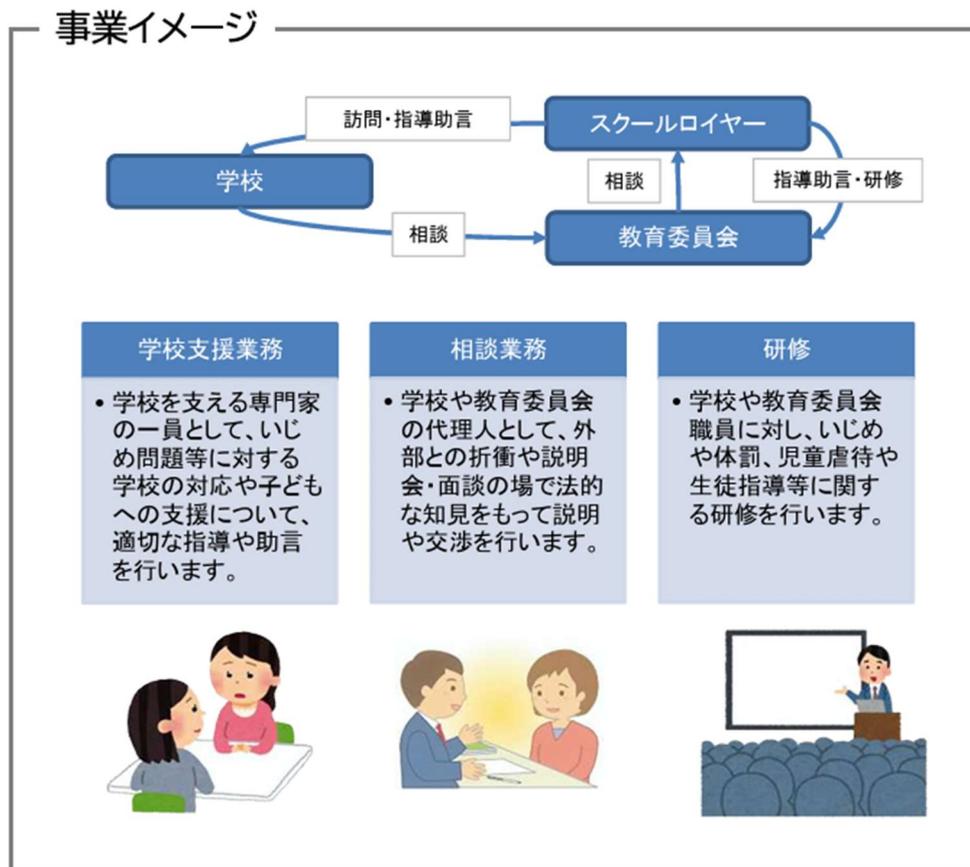
指摘する事項はなかった。

## 6 スクールロイヤー設置事業

### (1) 事業概要

近年、子どもや学校の直面する課題の多様化・複雑化が進んでおり、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応や、いじめ、学校事故、虐待等への対応など、学校現場や教育委員会をめぐる諸課題について、法務の専門家（いわゆる「スクールロイヤー」）からの支援を必要とする機会が増加している。特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から予防的に弁護士が関わることで、適切かつ速やかな問題解決や教職員の負担軽減が図られることが期待されている。

尼崎市では、令和6年度よりスクールロイヤー2名を設置し、いじめや体罰対応等、弁護士という専門的な立場から助言を得て適切に対応できるようにしている。



### (2) 利用状況等

#### ① スクールロイヤーの勤務実績

弁護士2名による延べ日数

令和6年度（令和6年5月から令和7年3月）：87日（月平均約8日）

令和7年度（令和7年4月～令和7年6月）：26日（月平均約9日）

② スクールロイヤーへの延べ相談回数

令和6年度（令和6年5月～令和7年3月）：193回（月平均約18回）

令和7年度（令和7年4月～令和7年6月）：67回（月平均約22回）

③ 弁護士報酬の目安

報酬日額 44,800円

**(3) 監査の結果**

① スクールロイヤーの報酬または勤務形態について見直しを検討されたい。

**【意見14】**

(現状の課題)

スクールロイヤーである弁護士の勤務時間は7時間で報酬日額は44,800円となっており、報酬水準が低いものとなっている。

(事実関係)

尼崎市ではスクールロイヤー制度を導入するにあたり、スクールロイヤー取扱要綱を制定している。その制定にあたっての決裁書においてスクールロイヤーに対する報酬を1日7時間勤務で44,800円と決定している。

既に日本弁護士連合会の定めた報酬基準は、平成16年4月1日に廃止されているが、スクールロイヤーの報酬が同基準の範囲（1日7時間換算で70,000円から140,000円）にあること、また、「尼崎市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例」別表において、報酬上限は、日額44,800円以内と定められていることから、報酬日額44,800円の根拠としている。

現在の報酬水準は、弁護士による社会貢献という側面もあると考えるが、平均的な弁護士の法律相談料を低く見積もったとしても、現在の報酬日額は、その6割程度となっており、現在の報酬の水準は非常に低廉なものといえる。

【(旧)日本弁護士連合会報酬等基準】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5000円から1万円の範囲内の一定額
	一般法律相談料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下

(注) 当表は、平成16年3月に廃止される以前の弁護士報酬規程に基づく基準である。

報酬が低廉であれば、将来、スクールロイヤーを委嘱する弁護士の確保が困難となり、将来的にスクールロイヤーという制度自体が維持できなくなる可能性がある。

(改善方法)

スクールロイヤーの確保及び制度維持のため、勤務形態の変更または報酬の見直しをすることを検討されたい。

② 事業の成果を測る評価指標が適切に算定されていない。【意見15】

(現状の課題)

事業の成果を測る評価指標が適切に算定されていないため、事業の成果を適切に把握することができず、事業の評価を誤る可能性がある。

(事実関係)

スクールロイヤー設置事業に関する評価指標は、「法的専門的支援が必要で、学校だけでは対応が困難な事案の改善の状況」となっており、スクールロイヤーへ相談した事案のうち、事案が改善した件数の割合で評価指標を算定している。当該評価指標はスクールロイヤー設置事業の有効性を評価するにあたって合理的な指標といえる。

しかし、1つの事案で複数回の相談を行った場合には、それぞれを1件の事案とカウントすることから、事案を重複してカウントすることとなっているため、評価指標が適切に算定されていない。

【事務事業シートの目標】

評価指標	法的専門的支援が必要で、学校だけでは対応が困難な事案の改善状況							単位	%	
目標	目標値	70	達成年度	毎年度	6年度	70	7年度	70	8年度	70

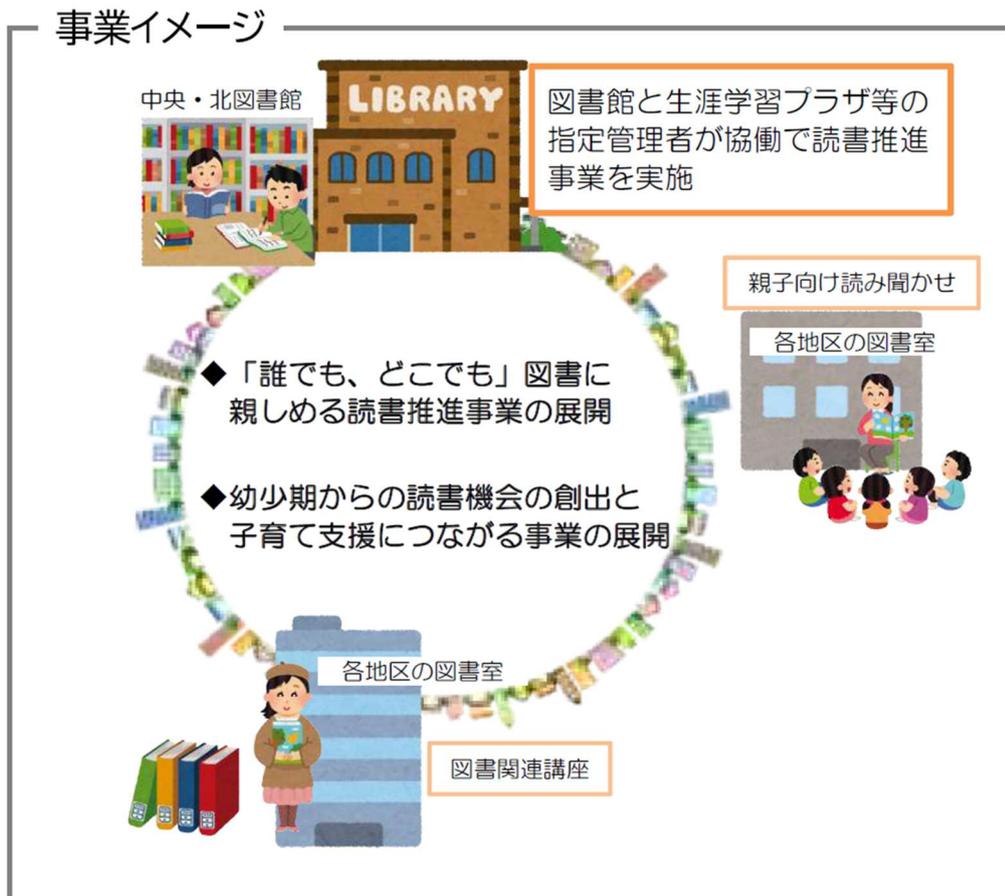
(改善方法)

スクールロイヤーに対する相談事案は、事案ごとに管理を行い、1件の事案に対して複数の相談を行い、改善に至った場合には、1件の事案の改善とカウントし評価指標を算定されたい。また、改善件数の他に、教職員に制度に関するアンケートを実施し、満足度も評価指標とすることも可能であると考ええる。

## 7 読書を通じたまちじゅう学び事業

### (1) 事業概要

尼崎市内の各地区生涯学習プラザ等の図書室において、指定管理者やボランティアと連携し、親子向けの読み聞かせや図書関連講座の実施、季節に応じた特集展示等を行い、読書を通じた学びの機会の充実を図るものである。



### (2) 事業参加者の状況

(単位：人)

	市民大学	絵本・手あそび	リサイクルブックフェア	押し本バトル	講演
中央南生涯学習プラザ		10			
中央北生涯学習プラザ	41	9			
小田北生涯学習プラザ	39	12			
小田南生涯学習プラザ			300		
大庄南生涯学習プラザ	17			8	
立花北生涯学習プラザ	27	16			
武庫東生涯学習プラザ	31	6			
園田西生涯学習プラザ	25	14			
園田東生涯学習プラザ			480		
ユース交流センター		6			31
計	180	73	780	8	31

当事業は、指定管理者とボランティアが連携して生涯学習プラザ等を利用し、事業を行うものであり、事業費予算は 159 千円の規模の大きな事業ではない。そのため、読書に関する重要な拠点である中央図書館及び北図書館についても監査の対象としている。

### (3) 図書館事業の概要

図書館事業は、市民の読書活動を推進し、学習・調査研究及び文化的活動を支援することを目的として実施されているものであり、中央図書館を中心として市内各地域に分館や図書室（配本所）を配置し、市民が等しく図書館サービスにアクセスできる体制を整備している。近年は、紙媒体の図書の提供に加え、電子書籍サービスを導入するなど、情報環境の変化に対応したサービス多様化を図っている。

中央図書館は、市の図書館サービスの拠点として蔵書管理、レファレンスサービス、読書推進事業の企画に加え、図書室運営の調整機能を担っている。図書室については、地域住民の身近な読書環境を確保する役割を有しており、地域特性に応じた企画展示、子ども向け読書活動支援などを行っている。また、北図書館については指定管理者制度を導入しており、民間事業者の専門性を活かした運営改善や市民サービス向上の取組が進められている。

図書館全体としては、蔵書の整備、閲覧・貸出サービス、レファレンスサービスの提供のほか、読書啓発イベント、学校との連携による読書活動支援を実施し、また、「あまがさき電子図書館」を開設し、パソコンやスマートフォンを用いて電子書籍を利用できる環境を整備し、場所や時間を問わないサービス提供に取り組むなど、利用者の増加に向けた取組を行っている。

その他、広域利用システムとして、尼崎市、及び阪神 7 市 1 町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町）の市民を対象に各図書館の利用、各図書館から図書資料の取り寄せなどのサービス提供に取り組んでいる。

## (4) 図書館の概要

### ① 中央図書館

所在地	尼崎市北城内27番地	
開館年月日	平成2年8月20日 (一般利用は8月21日から)	
建築価格	14億8,078万円	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、 地上3階地下1階、塔屋	
敷地面積	2,878.28㎡	
建築面積	1,918.03㎡	
延床面積	4,728.40㎡ (他に自転車置き場384㎡、通路202.28㎡)	
図書収容能力	36万冊	
開館日・時間	火～土曜日 午前9時から午後8時 日曜日・祝日 午前9時から午後5時15分	
休館日	月曜日、毎月最終木曜日(原則)、年末年始、特別整理期間	
利用条件等	<p>【登録資格】 市内在住者、市内在勤者、市内在学者、西宮市在住者、芦屋市在住者、伊丹市在住者、宝塚市在住者、川西市在住者、三田市在住者、猪名川町在住者</p> <p>【必要書類】 住所が確認できるもの</p>	

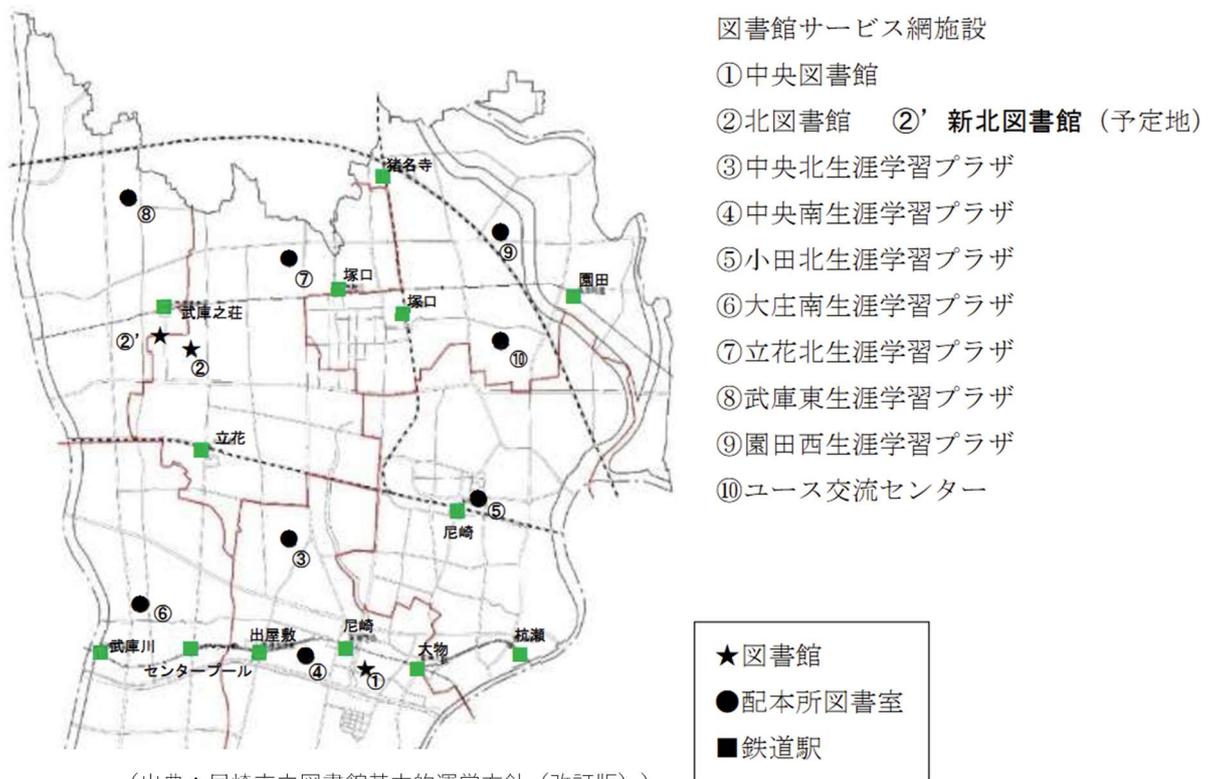
### ② 北図書館

所在地	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号	
開館年月日	昭和54年6月1日	
建築価格	3億7,076万円	
構造	鉄筋コンクリート造り、地上3階 地下1階、塔屋	
敷地面積	1,569.62㎡	
建築面積	932.20㎡	
延床面積	2,477.49㎡	
図書収容能力	14万冊	
開館日・時間	中央図書館と同じ	
休館日	同上	
利用条件等	同上	

③ 図書室（配本所）

中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町 2-14-1	月～土曜日 午前9時～午後8時30分 日曜日 午前9時～午後4時30分	祝日 年末年始 特別整理日
小田北生涯学習プラザ	尼崎市潮江 1-11-1-101		
大庄南生涯学習プラザ	尼崎市大庄西町 3-6-14		
立花北生涯学習プラザ	尼崎市塚口町 3-39-7		
武庫東生涯学習プラザ	尼崎市武庫之荘 8-1-1		
園田西生涯学習プラザ	尼崎市食満 2-1-1		
中央南生涯学習プラザ	尼崎市西御園町 93-2	火～日曜日 午前9時～午後5時	月曜日 年末年始 特別整理日
ユース交流センター	尼崎市若王寺 2-18-4	火～土曜日 午前9時～午後9時 日曜日・祝日 午前9時～午後5時	

④ 図書館及び図書室（配本所）配置図



⑤ 蔵書冊数

(単位：冊)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
図書館	中央図書館	462,150	467,738	448,554	448,571	451,418
	北図書館	183,257	185,783	183,825	187,965	186,699
配本所	中央北生涯学習プラザ図書室	8,085	8,077	7,698	7,436	8,026
	中央南生涯学習プラザ図書室	2,886	2,970	3,152	3,265	3,492
	小田北生涯学習プラザ図書室	25,437	23,453	23,540	23,923	24,051
	大庄南生涯学習プラザ図書室	5,292		6,137	5,946	5,986
	大庄北生涯学習プラザ図書室		4,661			
	立花北生涯学習プラザ図書室	9,413	9,145	9,152	8,819	8,909
	武庫東生涯学習プラザ図書室	17,401	14,857	16,178	14,910	15,519
	園田西生涯学習プラザ図書室	18,101	18,185	19,579	17,017	16,934
	園田東生涯学習プラザ図書室	12,025				
	ユース交流センター図書室	12,353	13,882	14,372	14,443	14,953
合計		756,400	748,751	732,187	732,295	735,987

(いずれも3月31日現在の数値。視聴覚資料、雑誌、新聞は除く。)

(出典：あまがさきの図書館要覧令和7年度)

(5) 利用状況データ

① 全登録者数の推移 (年齢別)

(単位：人)

		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童	0～12歳		10,082	9,699	7,566
	13～19歳		15,647	15,221	14,373
一般	20～29歳		29,881	29,470	31,052
	30～39歳		34,957	35,591	38,369
	40～49歳		40,649	40,627	40,754
	50～59歳		33,097	35,336	40,278
	60～69歳		18,795	20,228	21,641
	70～79歳		15,425	16,081	19,354
	80歳以上		15,237	16,057	18,292
合計			213,770	218,310	231,679

(出典：あまがさきの図書館要覧令和7年度)

② 実登録者数の推移

(単位：人)

年齢		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童	0～12歳		4,512	4,334	4,011
一般	13～18歳		1,586	1,332	1,064
	19～29歳		1,847	1,575	1,599
	30～39歳		3,689	3,359	3,382
	40～49歳		4,546	4,168	4,188
	50～59歳		3,166	3,058	3,222
	60～69歳		2,533	2,394	2,604
	70～79歳		3,322	3,049	3,060
	80歳以上		1,295	1,118	1,136
合計			26,496	24,387	24,266

※実登録者とは、1年間に1回以上利用した人数

(出典：あまがさきの図書館要覧令和7年度)

③ 個人貸出冊数・貸出人数の状況

年度	図書館名		貸出冊数(冊)			貸出人数(人)		
			成人図書	児童図書	合計	成人	児童	合計
令和5年度	図書館	中央	167,397	143,291	310,688	61,406	8,981	70,387
		北	293,722	289,085	582,807	122,234	18,565	140,799
	配本所	中央北	22,474	19,360	41,834	11,488	2,563	14,051
		中央南	2,403	3,752	6,155	1,738	471	2,209
		小田北	54,678	73,365	128,043	33,382	5,010	38,392
		大庄南	25,270	9,431	22,078	7,097	988	8,085
		立花北	27,604	28,465	53,735	14,540	2,052	16,592
		武庫東	28,250	52,893	80,497	17,175	4,326	21,501
		園田西	28,250	46,216	74,466	15,671	3,512	19,183
		ユース交流センター	30,098	81,860	111,958	18,330	5,423	23,753
合計		664,543	747,718	1,412,261	303,061	51,891	354,952	
令和6年度	図書館	中央	167,448	136,211	303,659	60,264	9,554	69,818
		北	268,056	260,605	528,661	115,861	17,499	133,360
	配本所	中央北	22,958	15,652	38,610	13,126	871	13,997
		中央南	3,017	5,529	8,546	2,307	618	2,925
		小田北	59,450	70,173	129,623	36,688	4,298	40,986
		大庄南	14,299	10,782	25,081	8,216	914	9,130
		立花北	27,316	29,971	57,287	16,239	2,351	18,590
		武庫東	31,404	52,086	83,490	18,790	4,230	23,020
		園田西	30,847	41,257	72,104	16,740	3,403	20,143
		ユース交流センター	32,758	78,130	110,888	20,068	5,353	25,421
合計		657,553	700,396	1,357,949	308,299	49,091	357,390	

※1 点字・録音図書の貸出は除く。

※2 園田西生涯学習プラザ図書室は改修工事のため、令和5年11月22日～12月28日の期間休館した。

※3 北図書館は空調故障のため、令和6年8月15日～9月1日の期間休館した。

(出典：あまがさきの図書館要覧令和7年度)

(6) 監査の結果

- ① 尼崎市の子どもの国語力向上と学力全体の底上げのため、引き続き市民の読書習慣を広げ、読書環境を充実させることに努められたい。【意見16】

(現状の課題)

読書を継続することは、読解力や表現力の向上につながるが、阪神地区の近隣市町(7市1町)と比較すると、尼崎市は図書の1人あたり貸出数、蔵書数、図書費のいずれも低い水準にとどまっている。

このことは、尼崎市の中学生の学力調査における国語の平均正答率が低い状況とも関連している可能性がある。

(事実関係)

文部科学省は、読書は国語力を構成する「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識」のすべてに関わる中核的な活動であり、生涯を通じて教養や価値観、感性を育むうえで極めて重要なものと位置づけている。

尼崎市においても、尼崎市立図書館基本的運営方針において、「市民1人あたり貸出冊数7.00冊（令和12年度）」等の目標を掲げており、市民の図書館利用の促進、貸出率の増加に向けた取組を行っている。

尼崎市及び近隣の阪神地区7市1町における人口に対する利用者比率、1人あたり貸出冊数、蔵書数及び資料費は以下のとおりとなっている。

阪神間各市の利用状況（令和5年度実績）

市町名	人口 (千人)	蔵書 冊数 (千冊)	利用 者数 (千人)	個人貸 出冊数 (千冊)	図書費 (千円)	人口に 対する 利用者 数比率 (%)	職員数 (人)	市民1人当たり			職員1人 あたりの 市民数 (人)	図書館数 (図書館数)
								蔵書 冊数 (冊)	貸出冊数 (冊)	図書費 (円)		
尼崎市	454	732	355	1,412	29,860	78.2	63	1.61	3.11	65.8	7,206.7	2 (10)
西宮市	483	978	831	3,092	61,557	171.9	133	2.02	6.40	127.4	3,622.7	4 (11)
芦屋市	93	397	170	656	19,459	183.0	34	4.27	7.06	209.4	2,774.2	1 (5)
伊丹市	196	645	534	1,474	37,000	272.9	67	3.30	7.54	189.1	2,933.1	4 (5)
宝塚市	222	691	614	1,854	31,199	277.1	58	3.12	8.37	140.8	3,815.0	2 (6)
川西市	149	303	199	584	15,814	133.3	29	2.03	3.91	105.8	5,153.0	1 (10)
三田市	107	402	303	934	16,904	284.1	53	3.76	8.75	158.4	2,024.5	2 (3)
猪名川町	28	360	98	479	11,000	348.2	16	12.78	17.01	390.9	1,737.0	1 (2)
望ましい 基準	398	1,209		3,898	56,083		72	3.04	9.79	141.2	5,527.7	5 (-)

※ 各数値は令和6年3月31日時点の数値（人口、職員数を除く）

※ 職員数は令和6年5月1日現在

（出典：尼崎市立図書館基本的運営方針（改訂版））

尼崎市の図書館サービスについて近隣の阪神地区7市1町と比較すると、人口に対する利用者比率、市民1人あたり蔵書数、貸出冊数及び図書費はいずれも低い水準にある。そして、文部科学省が実施した「社会教育調査」の2021年度（令和3年度）の結果によると、日本全国の公立図書館における住民1人あたりの平均貸出冊数は4.2冊であり、尼崎市の1人あたり貸出冊数は、全国平均から見ても低い数値となっており、市民の読書機会が十分ではない状況にある。

当該状況は、尼崎市の小中学生の学力調査における国語の平均正答率が、

全国平均と比較して低い状況になっている点とも関連している可能性があり、子どもが親の姿を見て育つことを踏まえると、市民の読書機会が少ないことが子どもの学力形成に影響を及ぼしている可能性も考えられる。

(改善方法)

市民の読書習慣を広げることが子どもの国語力向上に寄与し、学力全体の底上げにつながると考える。読書環境の充実は教育政策の重要課題であり、子ども向けの読書推進プログラムや親子で参加できる読書イベントを開催等の取組を行っているところではあるが、さらに図書館、学校及び地域が一体となって取り組むことで、尼崎市の教育水準を持続的に高めることが期待される。

② 図書の未返却については早期に対応し、延滞の長期化を防ぐ必要がある。

【意見 17】

(現状の課題)

6か月以上返却が滞っている図書が約 18,000 点、所在不明図書が約 4,000 点確認され、20 年以上不明のものや不明時期すら把握できないものも多数存在する。

これら長期延滞・所在不明図書の多くは返却・発見が困難と考えられる。

(事実関係)

現在、長期延滞資料リスト（長期未返却リスト）によれば、6ヵ月以上の未返却となっている図書が約 18,000 点あり、また、不明リストによれば、所在が不明となっている図書が約 4,000 点ある。特に不明となっている図書の中には 20 年超不明となっているものがあり、さらにいつから不明かが分からないものも多数ある。

長期の返却延滞及び所在不明となっている図書は、実質的には返却不能・発見ができないと考えられるものが大半を占めると考えられる。

未返却期間が長期となればなるほど、図書の返却が困難となり、図書が紛失・除籍となる可能性が高くなる。

(改善方法)

未返却の図書が紛失・除籍となることがないように、延滞期間が長期となっているものから利用者へ返却の督促を強化するとともに、新たな未返却が長期延滞とならないよう、未返却となった場合は早期に対応するように努められたい。

## 8 電子図書館を活用した読書推進事業

### (1) 事業概要

市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し、電子図書館のIDを学校単位で付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動や家庭での読書活動を推進する。

### (2) 電子図書館の利用状況

令和8年度の目標として、学校単位で付与されたIDによる貸出タイトル数を73,800冊としているが、令和6年度の利用者全体での貸出数は29,209冊にとどまっている。

2024（令和6）年度 あまがさき電子図書館 利用統計

（単位：回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ログイン	2,442	2,371	2,382	4,149	3,544	10,568	6,462	4,944	6,341	5,200	6,150	7,643	62,196
貸出	1,356	1,108	1,164	2,138	2,059	4,251	2,892	2,648	2,817	2,796	2,724	3,256	29,209
予約	426	327	377	1,187	805	4,149	1,822	1,629	2,265	1,659	2,046	2,558	19,250
閲覧	3,168	2,803	2,941	5,296	4,476	13,166	7,660	5,687	8,035	6,780	7,051	9,723	76,786

2024（令和6）年度 あまがさき電子図書館 登録者数

（単位：人）

	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
登録者数	59,635	60,368	80,316	82,018	82,769	83,146	83,603	84,145	84,460	84,905	84,875	81,875
在住	57,983	58,651	59,085	59,644	60,383	60,758	61,198	61,728	62,029	62,460	62,413	62,849
在学	46	47	47	50	50	50	50	50	50	52	52	52
在勤	327	330	342	352	359	370	380	389	395	403	414	419
学校付与	1,279	1,340	20,842	21,972	21,977	21,968	21,975	21,978	21,986	21,990	21,996	18,555

2024（令和6）年度 あまがさき電子図書館 コンテンツ数

（単位：冊）

	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
コンテンツ	12,239	12,287	12,313	12,634	12,657	12,689	12,715	13,043	13,032	13,053	13,088	13,398
有料	1,743	1,785	1,900	1,931	1,954	1,986	2,012	2,030	2,027	2,048	2,083	2,091
無料	10,472	10,478	10,389	10,679	10,679	10,679	10,679	10,989	10,979	10,979	10,979	11,281
郷土資料	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26

### (3) あまがさき電子図書館の概要

尼崎市では、令和3年7月より市立図書館の利用者を対象とした電子図書館サービスを開始している。この「あまがさき電子図書館」は、スマートフォンやパソコンなどの端末を通じて電子書籍を借り受け、オンラインで閲覧できる仕組みを備えており、従来の紙媒体に依存しない新たな読書環境を提供している。利用対象は市内在住者のほか、市内に通勤・通学する者も含まれ、図書貸出券を所持していることが条件となる。

この電子図書館は、市民の読書機会を拡大し、図書館サービスの利便性を高めることを目的として導入されたものであるが、紙の図書館に比べ貸出冊数が

少ない点や、市外利用者への制約など、今後の拡充に向けた課題も残されている。今後は利用環境の改善やコンテンツのさらなる充実を図ることで、教育的効果や市民サービスの向上に資することが期待される。

#### (4) 監査の結果

##### ① 随意契約を締結する理由は、実態に即したものとする必要がある。【意見 18】

###### (現状の課題)

市民向け電子図書館を運営できるのは現在の委託先のみと考えられるが、選定の際の随意契約の理由が実態に即したものとなっていない。

###### (事実関係)

令和7年度の電子図書館運営の事業者の決定につき、1者特命随意契約となっている。

契約名称	契約期間	契約金額 (円)
電子図書館システム電子書籍コンテンツ使用契約	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	※ 2,964,000

※ 基本使用料は無料であり、上記金額は有料コンテンツの購入費である。

契約の決裁文書により随意契約の理由を確認すると、令和3年度からの北図書館の指定管理者選定のプロポーザルの際に、現指定管理者から独自事業として電子図書館を実施することを提案され、同社が運営する電子図書館システムで閲覧できる書籍を購入できるのは同社からだけということであった。

決裁文書には、上記のような記述があるが、市民向けの電子書籍を数多く提供する仕組みを有する事業者は現指定管理者のみと考えられ、また、北図書館の指定管理の公募に関係なく、電子図書館の運営は別途検討されており、現指定管理者と契約することを検討していたことが実態であった。

現状の随意契約の理由では、北図書館の指定管理者選定のプロポーザルにおいて指定管理者から提案を受けたことを契機として電子図書館運営に関する随意契約をしたと捉えられかねない状況となっている。

###### (改善方法)

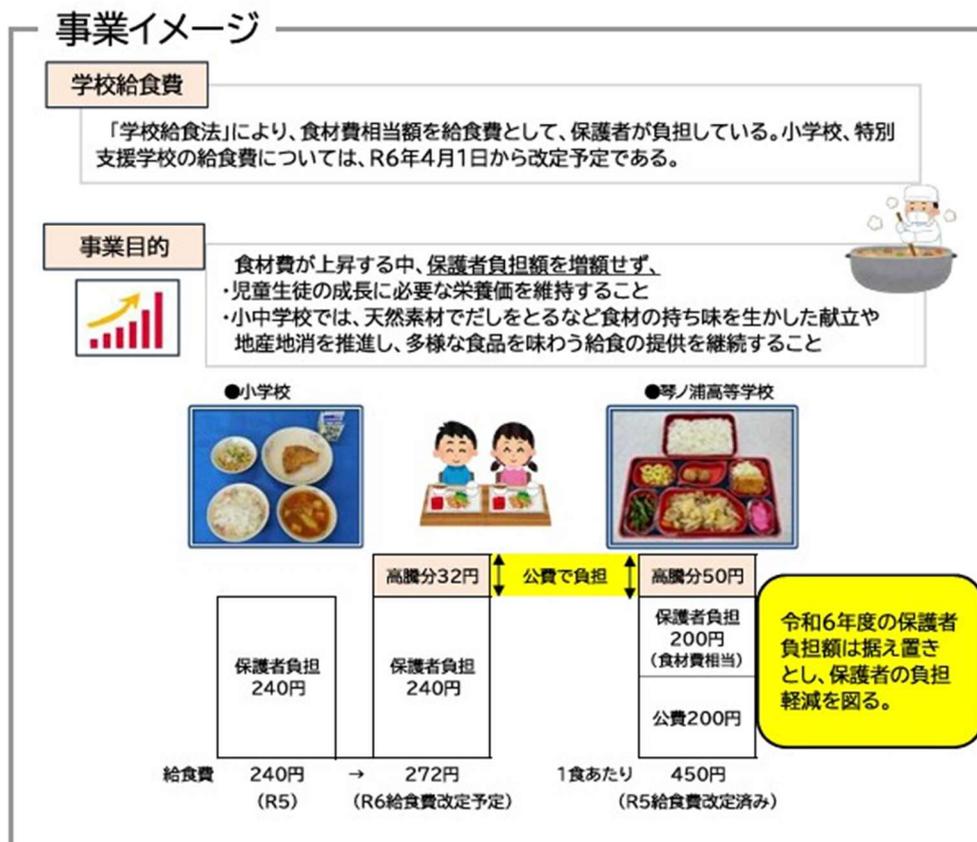
契約の透明性及び公平性を確保する観点から、随意契約方式を採用する理由は実態に即したものとする必要がある。

## 9 学校給食の食材高騰への支援

### (1) 事業概要

物価高騰により食材費が上昇し、学校給食費においても増額が必要となるが、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を公費で負担するものである。

公費で負担する額は、食材の調達費がこれまで保護者から徴収していた額を超過する額である。なお、琴ノ浦高等学校（定時制）においては、弁当方式の給食となっている。



#### ① 1食あたり食材の高騰額

(単位：円)

	実際単価	保護者負担額	高騰額
小学校	276.21	240	36.2
中学校	321.72	310	11.7

(単位：円)

	実際単価	保護者負担額	市負担額	高騰額
琴ノ浦高等学校	450	200	200	50

② 食材高騰への支援額

	1食あたり 高騰額 (円)	食数	金額 (円)
小学校	36.2	3,513,822	127,200,356
中学校	11.7	1,545,932	18,087,404
琴ノ浦高等学校	50	23685	1,184,250

(2) 学校給食の概要

尼崎市では、小学校、特別支援学校で完全給食を、各学校で調理する単独調理場方式で実施している。中学校においても、令和4年1月から共同調理場方式（給食センター）で給食を実施している。

給食の実施にあたっては、学校給食法にも基づくとともに、給食の献立は、物資調達の関係や食中毒予防等のために、小学校では4ブロック制の4種類の献立とし、中学校では2ブロック制の2種類の献立を作成している。特別支援学校では、小学校の献立を基本に特別支援学校に相応しい献立内容に一部変更のうえ、給食を実施している。

【令和6年度の学校給食の実施状況】

校種	学校数	実施方式	調理方式	1日の食数	最大給食回数	給食費 (保護者負担額)
小学校	41校	自校調理	直営6校 委託35校	約21,000食	年間183回	1食272円 (240円)
中学校	17校	給食 センター	委託	約10,000食	年間183回	1食310円 (310円)
特別支援 学校	1校	自校調理	委託	約150食	年間183回	小学部272円 (小240円) 中学部296円 (中264円) 高等部327円 (高295円)

### (3) 監査の結果

- ① 主食の調達につき、1者特命随意契約を行っているが、随意契約の理由を十分に説明できていない。【指摘2】

#### (現状の課題)

1者特命随意契約により主食の調達を行っているが、その理由につき、安定的な供給が可能であること及び残留農薬検査が可能であるとしているが、随意契約とする説明が十分なものとなっていない。

#### (事実関係)

学校給食における主食(米及びパン)の調達について、公益財団法人兵庫県スポーツ協会と随意契約を締結している。

#### 【令和6年度 公益財団法人兵庫県スポーツ協会からの食材調達額】

	主食	副食	合計
小学校	136,101,947円	67,177,092円	203,279,039円
中学校	55,267,021円	57,320,640円	112,587,661円

(注) 小学校には、特別支援学校を含む。中学校には、成良中学校琴城分校を含む。

随意契約の理由としては、主食である兵庫県産米及びパンの安定的な供給が可能であること、また、同協会が独自の検査体制を有し、残留農薬検査等を通じて安全性の確保に努めていること、とされている。

しかしながら、地方公共団体が直接主食を調達している事例もあり(米価格高騰による家庭への供給不足に対応している事例もある)、また、スポーツ協会は残留農薬検査等については外部事業者が発注している。

現状では、客観的には契約の透明性、公平性及び競争性の確保に関する十分な説明ができていない状況にある。

#### (改善方法)

客観的な契約の透明性、公平性及び競争性を確保するため、公益財団法人兵庫県スポーツ協会が兵庫県産米及びパンが調達できる唯一の事業者であること、また、残留農薬検査等のコストが他に委託するより安価である等について、十分な説明が必要である。

- ② 保護者による給食費の支払方法については、原則として口座振替とすることを検討されたい。【意見 19】

(現状の課題)

給食費の支払方法については、口座振替によることが確実な回収及び事務執行の手間を省けると考えるが、納付書利用による支払いも選択できるようになっている。

(事実関係)

尼崎市の学校給食費の支払い方法については、口座振替と納付書による支払いが選択できるようになっている。

尼崎市では、9割以上の保護者が振替納付を利用しているが、納付書による支払いの場合、滞納が発生する割合が大きくなっている。

【支払方法別滞納割合】

	支払方法	人数 (※1)	滞納 人数	滞納 割合	調定額 (※2)	滞納額 (円)	滞納率
令和 3年度	納付書	943	101	10.70%	30,728,735	2,018,037	6.60%
	口座振替	25,849	129	0.50%	870,161,050	2,020,724	0.20%
	合計	26,792	230	0.90%	900,889,785	4,038,761	0.40%
令和 4年度	納付書	874	102	11.70%	38,547,944	3,375,598	8.80%
	口座振替	26,250	187	0.70%	1,184,076,655	3,898,674	0.30%
	合計	27,124	289	1.10%	1,222,624,599	7,274,272	0.60%
令和 5年度	納付書	844	147	17.40%	35,532,094	4,837,505	13.60%
	口座振替	26,066	343	1.30%	1,174,966,188	7,437,977	0.60%
	合計	26,910	490	1.80%	1,210,498,282	12,275,482	1.00%
令和 6年度	納付書	915	230	25.10%	40,012,649	7,353,630	18.40%
	口座振替	25,885	884	3.40%	1,174,098,253	16,799,618	1.40%
	合計	26,800	1114	4.20%	1,214,110,902	24,153,248	2.00%

(※1) 人数は年度内に1度でも本人請求があった者を計上している。

1年間を通じて公的扶助を受けていたもの、給食を喫食していないものは人数に含めていない。

(※2) 本人への請求を行ったもののみを調定として計上している。公的扶助調定は含んでいない。

納付書による支払方法は、保護者にとっては金融機関で柔軟に支払い可能というメリットがある。しかしながら、支払い忘れや遅延のリスク及び地方公共団体が督促業務を行う必要があり、手間やコストが生じることとなる。

他方、口座振替による支払いは、残高不足の場合、再納付が必要ではあるが、支払い忘れの機会が少なく、保護者の利便性が高い。また、尼崎市の事務の負担も軽減されることとなる。

尼崎市が、給食費を確実に回収するため及び督促等の事務執行の手間を省くためには、口座振替による支払い方法を原則とすることが望ましいと考える。

#### (改善方法)

給食費の確実な回収を図るため、保護者による給食費の支払方法については、原則として口座振替とすることを検討されたい。

## 10 エレベーターの設置（中学校バリアフリー化推進事業）

### （1）事業概要

特別支援教育の基礎となる環境を整備するため、要配慮児童生徒が在籍または進学予定の学校のバリアフリー化を進める。

エレベーター未整備校にエレベーターを整備する。なお、学校施設マネジメント実施計画に基づき建替・改修を予定している小学校5校については、児童生徒の在籍状況にかかわらず、建替・改修の際にエレベーターを設置する予定となっている。

### （2）年次計画

令和6～8年度：設計・工事	中央中学校、南武庫之荘中学校
令和7年度：設計・工事	園和北小学校
令和8年度以降：設計・工事	立花南小学校、武庫南小学校 他 小・中学校に入学する予定の児童生徒がいる学校

### （3）監査の結果

- ① エレベーターの設置は、予算の確保を最優先とするとともに、学校施設は災害時に地域の避難所としての機能も果たすため、防災・福祉政策とも連携して推進すべきである。【意見 20】

#### （現状の課題）

エレベーターを必要とする要配慮児童生徒数は増加傾向にあるが、予算不足、物価上昇、人材不足などの要因により早期の設置は難しい状況となっている。

#### （事実関係）

学校施設は、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるだけでなく、災害時には地域の避難所やコミュニティ拠点としての役割も担うため、バリアフリー化の推進が重要とされている。

文部科学省はこれまで、公立小中学校等の設置者に対し令和7年度末までの整備目標を設定し、バリアフリー化を進めるよう要請してきた。市においても、要配慮児童の在籍や進学が予定される学校を優先してエレベーター設置を進めてきたが、教育委員会全体で工事・委託の発注件数が多いことや、予算不足、物価上昇、人材不足などの要因により、設置は年1、2校程度にとど

まり、58校中29校が未設置の状況となっている。

こうした中、令和7年8月に文部科学省から新たに令和12年度末までの整備要請が示され、すべての学校でスロープ等による段差解消を行い、避難所指定校にはバリアフリースイレを整備し、要配慮児童生徒が在籍する学校にはエレベーターを設置することが求められている。

しかし現状の進捗では、期限までにすべての対象校でエレベーター設置を完了することは困難であり、場合によっては要配慮児童生徒が他校へ通学せざるを得ない可能性もある。

予算を確保し、障害のある生徒を含むすべての子どもが安心して学べる環境を整えるとともに、地域住民が災害時に安全に避難できる拠点として学校を機能させることが求められる。予算確保と計画的整備を着実に進めることで、教育と地域防災の両面から持続的に信頼される学校施設の整備が期待される。

#### (改善方法)

この課題を解決するためには、予算の確保を最優先とし、計画的かつ効率的に整備を進める必要がある。例えば、①設置優先度の継続的な再評価による重点配分、②複数年度にわたる財源計画の策定、③設計・施工の共同発注によるコスト削減などが有効である。また、学校施設は災害時に地域の避難所として機能するため、バリアフリー化は教育施策にとどまらず、防災・福祉政策とも連動させて推進すべきである。

## 11 尼崎歴史探検（AMATAN）事業

### （1）事業概要

尼崎市には、平成31年に再建された尼崎城や、戦前に建てられた学校校舎を改修し令和2年に開館した歴史博物館など、尼崎の歴史や自分たちの住む町を知ることができる施設が多くある。

市立小学校の児童が、校外学習で歴史的公共施設（尼崎城と尼崎市立歴史博物館）の展示見学や体験活動を通して、尼崎市の歴史を学ぶことで、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛情を育むことを目的としている。

#### ① 事業の対象

市立小学校3年生から6年生のいずれか各校1学年（1回）

#### ② 事業の詳細

歴史的公共施設（尼崎城及び歴史博物館）を見学するために学校単位で徒歩あるいはバスを借り上げる。

監査の実施においては、歴史的公共施設のうち、令和2年度に尼崎市歴史博物館がリニューアルオープンし、同施設には尼崎市の歴史を学ぶための多くの展示がなされており、尼崎市の歴史の重要な情報発信拠点であることから、監査の対象としている。

## (2) 尼崎市立歴史博物館

### ① 施設概要

名称	尼崎市立歴史博物館	
開館日	令和2年10月10日	
規模等	鉄筋コンクリート造3階建、約4,700㎡	
設置経緯	市内の文化財収蔵庫や地域研究史料館の機能を統合し、旧城内中学校跡地に移転。城内地区まちづくり事業の一環として、文化財の収蔵場所確保と地域資産活用を目的に設置された。	
開館時間	午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）	
入館料	無料	
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）	
収蔵品数	約28,000点	
その他	昭和13年に尼崎市立高等女学校として建てられた歴史的建築物で、建設地は、尼崎城の本丸跡に当たる。1階の一部分は夜間中学校が併設されている。	

### ② 施設沿革

当初文化財に関する事務は尼崎市教育委員会の社会教育課で取扱い、出土した考古資料の整理は市役所や小学校等で移転を繰り返しながら業務を行っていた。

昭和48年	尼崎市立立花小学校の校舎の一部を改修して展示室を設け、資料の収蔵・整理作業等を集約。
平成21年	市内の出土資料や収集した文化財の収蔵場所が限界に達したため、旧城内中学校跡地への集約・移転を実施することとなり「尼崎市立文化財収蔵庫」という名称で一般公開。
平成30年	建物のリニューアル工事を行い、文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を統合。
令和2年	10月10日、新たに「尼崎市立歴史博物館」として開館した。建物全体は旧尼崎市立高等女学校校舎を活用した鉄筋コンクリート造3階建。

### ③ 館内図



### ④ 年度別入館者数推移

年度	開館日数	入館者数	一日平均入館者数
令和2年度	142日	24,579人	173.1人
令和3年度	294日	45,171人	153.6人
令和4年度	308日	39,351人	127.8人
令和5年度	309日	43,441人	140.6人
令和6年度	306日	48,640人	159.0人

※ 令和2年度は10月10日から計数

※ 令和2年度から令和4年度にかけて、コロナ禍において緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令され、入館者数や業務運営に影響を与えた。

### ⑤ 年度別管理維持費用推移

(単位：円)

	需用費	役務費	委託費	合計
令和4年度	10,238,882	300,263	14,710,020	25,249,165
令和5年度	10,249,975	300,912	14,877,836	25,428,723
令和6年度	9,067,623	293,479	15,001,403	24,362,505

### ⑥ 最近の企画展・特別展示

#### 第13回企画展「尼崎・災害の歴史」

期間：令和7年（2025年）1月11日～3月30日

概要：阪神・淡路大震災から30年の節目に、尼崎で起きた地震・風水害・干ばつなどの自然災害の歴史を紹介。江戸時代の水害絵図や瓦版、阪神淡路大震災の避難所日誌なども展示。

特別展「尼崎市指定文化財の精華」

期間：令和5年10月～令和6年3月

概要：市指定文化財40周年を記念し、絵画・彫刻・古文書・工芸品などを一堂に展示。毘沙門天立像や涅槃図など貴重な文化財を紹介。

第5回特別展「豊臣期の尼崎と建部氏三代」

期間：令和7年10月1日～11月30日

概要：豊臣秀吉の時代に尼崎を拠点に活躍した建部氏三代の足跡を紹介。尼崎が港町から城下町へ変貌する過程を振り返る展示。

(3) 監査の結果

- ① AMATAN事業の対象を小学校3年生もしくは4年生とすべきである。

【意見21】

(現状の課題)

現在、事業の対象は市立小学校3年生から6年生のいずれか各校1学年となっているが、社会科の単元で地域学習のある3年生または4年生を対象とすることを検討されたい。

(事実関係)

当事業は、市内の各小学校の3年生から6年生のうちいずれか1学年が年1回、尼崎城及び尼崎市立歴史博物館を見学するものである。

見学に参加している学年は各学校が決定することとなっているが、3年生及び4年生は社会科の単元で地域学習があり、これら施設の見学を合わせて実施することにより生徒が尼崎市の歴史に深く興味を持つ可能性がある。

市民意識調査にもあるように、市民の歴史への関心はあまり高いとはいえず、また、市に流入する世帯よりも流出する世帯が多いことに鑑みると、小学生が市の歴史や遺産に興味を持ち、より大きなシビックプライドを持つきっかけとなるような機会とすることが期待される。

学年	実施校数	児童実績数
小学校3年生	12校	974名
小学校4年生	24校	1,884名
小学校5年生	1校	73名
小学校6年生	4校	296名
計	41校	3,227名

(改善方法)

当事業の対象者は、社会科の単元で地域学習のある3年生または4年生とすることを検討されたい。

- ② 事業評価を行うにあたってのアンケートは、集計分析が可能となるようなアンケートとすべきである。【意見 22】

(現状の課題)

AMATAN事業参加者（生徒及び教員）に当事業に関するアンケートを行っているが、アンケート項目が抽象的となっており、集計分析が困難な内容となっている。

(事実関係)

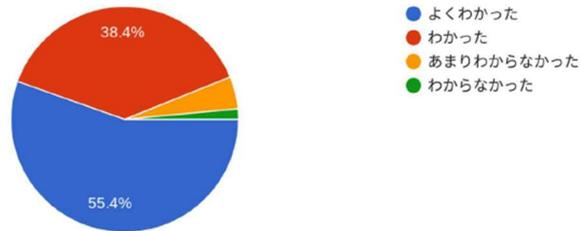
AMATAN事業参加者（生徒及び教員）に当事業に関するアンケートを行っているが、アンケート項目が尼崎の歴史を理解したか、歴史的施設を再度見学したいかといった抽象的となっている。

小学生に対するアンケートであることも理解できるが、今回の施設見学に関してのアンケートのみでは良い回答となるのは予測できる。

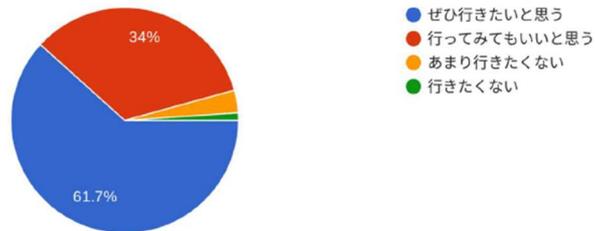
## 【アンケートサンプル】

### AMATAN事業 R6年度児童用アンケート

あなたは、尼崎市の歴史についてよくわかりましたか。  
2,202件の回答



あなたは、尼崎城や歴史博物館などの尼崎市にある歴史的な施設にまた行ってみたいと思いますか。  
2,202件の回答

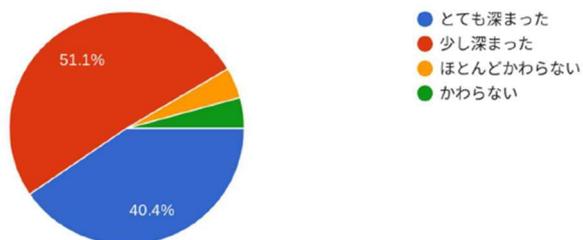


### AMATAN事業 R6年度 教員用アンケート

この事業で、児童の尼崎の歴史に対する意欲・関心は高くなったと思いますか。  
94件の回答



この事業で、児童の尼崎市への理解が深まったと思いますか。  
94件の回答



(改善方法)

事業成果の確実な獲得のためには課題の認識と効果的な対応の立案が必要であり、そのためには集計分析が可能となるようなアンケートにより、継続的な調査が必要と考える。

例えば、①尼崎の歴史で何に興味を持ったか、なぜか、②興味が持てなかったものは何か、なぜか、③他に知りたいことはあるか、④展示内容は分かりやすかったか、⑤また来たいと思ったか、思わなかった理由は何か等、今後の対応のための分析に資するようなアンケートを実施することを検討されたい。

- ③ 収蔵品につき、展示の入れ替え時を除き、収蔵品台帳と現物の照合が定期的に行われていない。【意見 23】

(現状の課題)

収蔵品台帳と現物の照合が定期的に行われておらず、収蔵品管理が適切に行われているかどうか判別できない。

(事実関係)

管理台帳と現物を照合する目的は、収蔵品が実在しているかどうかを確認するだけでなく、収蔵品の状態を把握し、今後の活用や保管方法を検討すること、さらに紛失や横領等の不正を防止することにある。

しかし、現状ではこうした照合作業が定期的には実施されていない。

(改善方法)

収蔵品は約 28,000 点と膨大であるため、限られた人数で一斉に確認することは困難である。したがって、現物確認の対象場所を区分し、複数回に分けて計画的に現物確認を実施する体制を構築することが望ましい。

- ④ 入館料を原則収受もしくは特別展示の場合に収受することを検討されたい。【意見 24】

(現状の課題)

施設老朽化等の対応のための財源を確保するため、入館料を原則収受もしくは特別展示の場合に収受すべきであるが、現状は無料となっている。

(事実関係)

尼崎市歴史博物館は入館料を収受していない。博物館法によれば、原則として入館料は無料とされている。しかし、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

尼崎市立博物館は、オープンに際して改修工事がされているが、やがては老朽化すること、また、空調設備や電気設備は比較的短期に老朽化する。特に、収蔵品は室温管理が重要なものもあり、空調設備が故障することとなると予算の都合で早急に修繕・更新することも困難である可能性もあり、貴重な市民の財産が棄損してしまう可能性がある。

維持運営費の財源確保のため、入館料を原則収受もしくは特別展示の場合に収受することを検討すべきと考える。

入館料を収受するからには、尼崎市及び魅力ある市の歴史遺産に関して来館者に興味を持ち続けてもらうような展示を引き続き行うことに加え、他の博物館と貴重な収蔵品を貸与しあい、特別展示をする機会を増やすことも必要と考える。

尼崎市の市民意識調査によると、市民の歴史に関する関心はあまり高くない。他の博物館の収蔵物を展示することにより、来館者が増加することも考えられ、市の歴史に触れる機会も増え、歴史に関心を持つ市民が増える可能性がある。

(改善方法)

入館料を原則収受もしくは特別展示の場合に収受し、基金に繰り入れる等により、施設運営のための財源として確保することを検討されたい。

## 12 旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施（文化財保護啓発事業）

### （1）事業概要

旧尼崎紡績本社事務所の敷地を市民等の利用に供するよう整備し、敷地を活用したゆとりと賑わいの創出を図るとともに、建物の歴史的・文化的価値を内外にPRする事業である。

旧尼崎紡績本社事務所は、尼崎市における工業都市化を象徴する建造物であり、近代日本の産業発展を物語る重要な遺産である。

1889年に設立された尼崎紡績会社は、兵庫県初の大規模紡績工場を操業し、地域経済の再生と都市の産業基盤形成に大きな役割を果たした。その本社事務所として1900年に竣工した煉瓦造二階建の建物は、市内最古の洋風建築として位置づけられている。

1945年の戦災により周辺工場群が壊滅的被害を受けたにもかかわらず、この事務所は奇跡的に残存し、戦後は「日紡記念館」、後に「ユニチカ記念館」として公開され、市民に産業史を伝える役割を担ってきた。

文化財的評価も高く、経済産業省の「近代化産業遺産」に認定され、兵庫県の「景観形成重要建造物」に指定されている。令和5年に尼崎市がユニチカ株式会社より土地を4億2,000万円、建物を無償で取得し、教育的資源としての活用、観光資源としての展開、さらには都市景観形成における象徴的存在としての役割が期待されている。

しかしながら、明治期に建てられた古い煉瓦造であるため、保存・活用を図っていくうえでの老朽化に伴う耐震補強や修繕の必要性、保存と活用のバランスをいかに確保するかといった課題がある。

### （2）施設の概要

#### ① 施設概要

所在地	兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地
構造	煉瓦造2階建て一部平屋建て
規模	延床面積571.36㎡、建築面積337.05㎡ 敷地面積3,027.25㎡
竣工	明治33年（1900年）10月29日
設計者・施工者	共に不詳



## ② 沿革

明治 33 年 (1900)	尼崎紡績本社事務所が竣工
大正 7 年 (1918)	大阪市に本店営業所開設され、尼崎工場事務所となる
昭和 34 年 (1959)	創業 70 周年記念事業として日紡記念館が開館
昭和 39 年 (1964)	社名改称に伴いニチボー記念館に改称
昭和 44 年 (1969)	社名改称に伴いユニチカ記念館に改称
令和元年 (2019)	施設老朽化を理由に一般公開を中止
令和 2 年 (2020)	ユニチカが記念館解体を検討していることが明らかになる
令和 3 年 (2021)	敷地を囲む煉瓦塼の大部分が撤去、フェンス化される
令和 5 年 (2023)	ユニチカとの協議の末、尼崎市が敷地を購入、建物の寄贈を受け取得

維持管理及び補修に係る財源として、一般財団法人ユニチカ修斉会から 2 億 2,000 万円の寄附を受け、令和 5 年 3 月に尼崎市文化財保存活用基金を設置している。同基金は、ふるさと納税制度を活用し、広く市民や事業者等とともに守り伝えていくための仕組みの一つとなっていることから、今後、保存・活用に向けた機運を高めていく中で、将来的な整備の財源確保に努めることとなっている。

## ③ 位置図



④ 整備及び維持費等

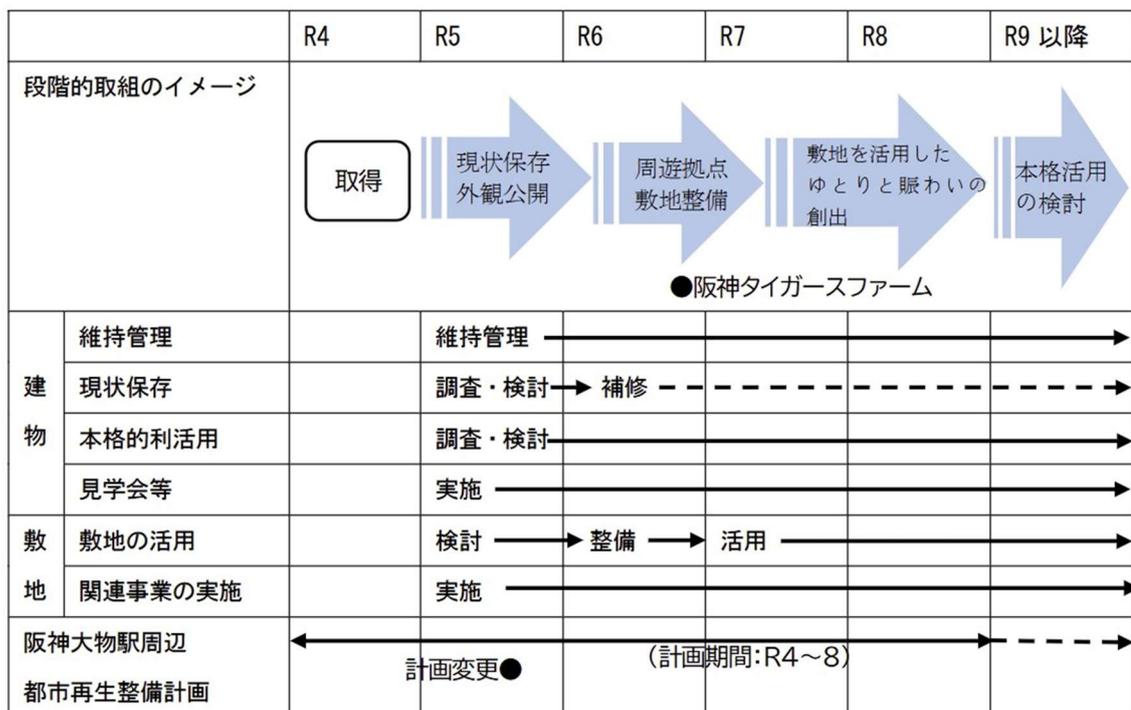
(単位:円)

契約名等	契約方法	契約金額
旧尼崎紡績本社事務所敷地整備工事	競争入札	10,286,100
旧尼崎紡績本社事務所監視カメラ設置工事	小工事のため見積による随意契約	1,210,000
旧尼崎紡績本社事務所測量業務委託	小工事のため見積による随意契約	396,110
施設警備委託	競争入札 (複数年契約)	125,400
施設維持管理委託 (造園等)	競争入札	1,870,000
門扉開閉業務委託	少額随意契約	498,960

⑤ 今後の活用等予定

建物を保存しつつ外観を公開し、阪神大物駅周辺のまちづくりと連動して地域の魅力向上を図ることとしている。しかし、現在は本格的な活用方法は示されておらず、令和9年度以降に、東部雨水ポンプ場整備と併せて多目的運動施設の整備を検討し、施設完成後の人の流れの変化を踏まえ、周遊性や集客性を高めながら本格的な利活用を進めていくこととなっている。

【本格活用検討までのスケジュール】



### (3) 監査の結果

- ① 歴史的建物を「保存するだけの遺産」から「市民に開かれた活用可能な遺産」へと転換されたい。【意見 25】

#### (現状の課題)

旧尼崎紡績本社事務所について、イベント等による賑わいづくりに取り組むこととしているが、耐震・免震化や改修を行わず現状での保存を優先すれば、災害や劣化による損壊の危険性が高まり、取得の意義を失う可能性がある。

#### (事実関係)

旧尼崎紡績本社事務所は、保存・活用のための財源確保が困難であると市議会で議論されながらも令和5年度に取得されたものである。

令和5年12月に「旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）保存・活用に関する指針」（以下、「指針」という。）を定めたところではあるが、明確な財源確保に関する方針が明確に示されておらず、本格的な活用の検討は令和9年度から開始することとなっている。

当事務所は、尼崎市と大阪市の境界近くに位置する歴史的建物は、国道43号線の大きなカーブ横にあり、人目に触れにくい立地となっている。

阪神タイガースの新球場完成により周辺の賑わいが期待されるものの、最寄り駅である阪神大物駅方面とは反対側に位置しているため、来場者を呼び込むには不利な条件を抱えていると考える。球場からの通路整備などの工夫は進められているが、観光バスや乗用車の駐車スペースも近隣にはなく、活用による十分な効果を上げるには課題が残ると考える。

建物自体は老朽化が進み、内部に立ち入ることができない状況であり、市民が触れることによる活用は難しい。尼崎城や歴史博物館、寺町など市内の文化遺産との連携も考えられるが、位置的な関係から来場者を一体的に誘導するのは容易ではないと考える。

また、早急な耐震・免震化や大規模改修等を行わず、明確な財源確保のための方針を持たないまま保存を優先すれば、南海トラフ地震などの災害による損壊やさらなる老朽化により、多額の資金を投じて取得した歴史的シンボルを失う可能性がある。その場合、活用の問題を先送りした結果として市が責任を問われる懸念もある。

外観のみの活用では魅力を十分に発揮できず、市民にとっても可能性が制限

される。従って、早急に明確な活用方針を策定し、特に収益を獲得できるような取組を検討することが重要である。例えば、レストランや結婚式場などの開設により、文化的価値を保持しつつ経済的な持続可能性を確保することができる。

耐震化や改修工事を進めることで安全性を担保し、歴史的建物を「保存するだけの遺産」から「市民に開かれた活用可能な遺産」へと転換することが望まれる。

#### (改善方法)

市民に尼崎市の工業化のシンボルとして見てもらうのみではなく、指針に基づき、明確な活用方針を早急に策定されたい。また、収益を獲得できるような取組も検討されたい。

### 13 大庄西中学校跡地の整備

#### (1) これまでの経過

大庄西中学校は、現在の大庄中学校から昭和24年に分離して開校し、平成18年に大庄東中学校と統合されることとなった。

尼崎市では、大庄西中学校跡地の活用について地域の意見を取り入れながら検討をこれまで進めてきている。

平成20年に市民委員会を設置し、翌平成21年に活用方針を報告書としてまとめ、複合施設や老人ホーム、中学校記念碑を整備した。しかし南の口公園移転に関する課題により一部の活用は未実現となり、跡地は暫定的に「大庄おもしろ広場」として地域活動に利用された。その後、課題解決を前提に令和2年にワークショップを設置し、令和3年に市民委員会報告書を基本とした意見の整理を行った。

#### (2) 第1次尼崎市マネジメント計画における当該施設の取扱いについて

尼崎市において、厳しい財政状況の中自立経営を維持する観点から、老朽化等により対応を要する公共施設への今後のあり方等を検討するために、平成29年度から令和8年度の10年間の計画期間を設けて、『第1次尼崎市公共施設マネジメント計画』を策定している。

その計画において、老朽化した大庄体育館と武庫体育館及び老人福祉センターの千代木園と福喜園という課題のある施設を複合化し、大庄西中学校跡地の一部に、健康づくりや介護予防機能を備えた体育館（（仮称）大庄健康ふれあい体育館）を建設する方針が示された。

#### (仮称)健康ふれあい体育館について ⑮

課題のある施設を複合化

老朽化

新施設のコネプト

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくり

介護予防としてのフレイル対策  
(身体活動、口腔・栄養指導、社会参加)  
などの新たな事業展開

多世代交流を促進

#### 【参考】老人福祉センター（千代木園・福喜園）と体育館（大庄・武庫）について ⑯

施設基準	対象施設	施設名称等	第1次尼崎市公共施設マネジメント計画 (方針1：圧縮と再編)	
			取組に係る説明	今後の具体的対応
旧耐震	老人福祉センター	千代木園（植庫2丁目24-5） ＜昭和45年建築 854㎡＞	他の公共施設への機能移転。	生きがい・健康づくり支援、介護予防機能を備えた複合機能を有する体育館を整備し、体育館と老人福祉センターの実施事業を組み合わせるなど、新たな事業の展開を図る。
		福喜園（南武庫之庄1丁目7-20） ＜昭和48年建築 982㎡＞		
旧耐震	体育館	大庄体育館（東切山町26） ＜昭和55年建築 1,432㎡＞	利用状況や市内のスポーツ施設の状況などを踏まえ、他の施設の活用なども選択肢とする中で、地区体育館のあり方について方向性を検討し、見直し。	
		武庫体育館（武庫之庄7丁目17-5） ＜昭和51年建築 1,316㎡＞		

#### (3) 跡地の活用の俯瞰図

大庄西中学校跡地は、市民委員会報告書とワークショップ意見を踏まえ、北側に南の口公園を移転した協働型公園とコミュニティスペースを整備し、南東

側には健康づくりや介護予防機能を備えた体育館（（仮称）大庄健康ふれあい体育館）を建設する方針が示された。南西側は当面コミュニティ利用とし、将来的には住宅開発用地として活用する。現南の口公園は移転完了まで存続し、その後住宅用地として売却する予定である。

【配置図】



(4) 大庄西中学校跡地の整備事業の概要

事業目的	多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域社会づくりを目指す。
事業概要	令和4年度に策定した「大庄西中学校跡地等の活用方針」に基づき、協働型公園及びコミュニティスペースの実現に向け、令和6年度は運営団体構築に向け伴走支援を行うとともに、社会実験を通じ課題やニーズを把握する。

<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園を使いこなすサポーター会議・・・6月22日、7月27日、9月21日、10月20日、12月8日の計5回開催</li> <li>・ 社会実験「Enjoy! OH! SHOW! タコフェス 2024」…11月3日・4日・24日開催 防災キャンプ、音楽イベント、マルシェ、ドッグラン、ボール遊びを実施</li> <li>・ 社会実験「タコフェス夜市」…3月29日開催 ドッグラン、夜間のマルシェ・音楽イベントを実施</li> </ul>
<p>市が把握している成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大庄西中学校跡地に移転・整備する南の口公園等については、これまでの意見交換会や社会実験の中で、周辺住民への影響や、地域主体で管理運営していくうえでの課題等の把握に加え、周辺住民の反応も少しずつ前向きに変化してきており、「協働型公園」の実現に向けた機運が高まってきている。</li> <li>・ 実際に整備された公園で社会実験を行っていないことから、公園整備後に新たな課題等が生じることも想定されるため、今後も種々の取組を継続する中で、公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営につなげ、「協働型公園」の実現を図っていく必要がある。</li> </ul>
<p>市が認識している今後の取組方針</p>	<p>協働型公園及びコミュニティスペースを運営する担い手の発掘等は不可欠であることから、これまでの社会実験に関わったサポーターを中心に、運営団体の立ち上げを支援するとともに、運営団体と協議しながら利用ルールを策定していく。</p>

## (5) 監査の結果

- ① 大庄体育館の設備点検について、不適合等指摘された項目に対する是正状況が適時に把握できていない。【指摘3】

### (現状の課題)

大庄体育館の設備点検では、不備が指摘されているが、指定管理業者による是正状況を確認できる資料が存在しないため、所管課も直ちに状況を把握できない状況となっていた。

(事実関係)

本市において、厳しい財政状況の中自立経営を維持する観点から、老朽化等により対応を要する公共施設への今後のあり方等検討するために、平成29年度から令和8年度の10年間の計画期間を設けて、第1次尼崎市公共施設マネジメント計画を策定している。

大庄体育館は、同計画において、評価基準に従い、施設のあり方について検討し、見直しする施設として対象施設に区分されている。

対象施設	説明	施設評価
体育館 (大庄・武庫)	利用状況などを踏まえ、地区体育館のあり方について方向性を検討し、他の公共施設との複合化等の見直しを実施	5・7

施設評価5：当面現状維持としつつも、施設のあり方の検討などを行った上で、他施設の受入等を検討

施設評価7：民間事業者への代替、周辺の公共施設への機能移転、機能転換等を検討

(抜粋：第1次尼崎市公共施設マネジメント計画)

大庄体育館は、スポーツ推進課が所管しており、公の施設として運営は指定管理者が行っている。

大庄体育館は、設備等の法定点検を受けることとなっており、以下のような指摘が検出されている。

【消防設備点検】

年度	点検実施日	指摘内容
令和5年度	令和5年10月13日	・1階倉庫3左側 差動式スポット型熱感知器 1個不動作 ・1階正面出入口避難口 中形 天直 器具不良
	令和6年3月4日	・1階室内競技場出入口扉 避難口中計バッテリー不良
令和6年度	令和6年9月24日	—
	令和7年3月25日	・消火器 製造年より10年を経過

【特殊建築物等定期調査報告書】

調査年月日	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善状況の確認
令和6年 2月26日	鉄骨造の外壁躯体の劣化損傷状況	駐輪場屋根鉄骨部材塗装劣化	再塗装	資料未入手につき未確認
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	軒裏塗装の剥がれ・エフロ有り	補修	資料未入手につき未確認
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	屋外階段裏 露筋・発錆有1	補修	資料未入手につき未確認
	シーリング材等の劣化及び損傷の状況	ガラスシーリング材劣化	補修	資料未入手につき未確認
	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	内壁クロスめくれ有り	クロスの張替	資料未入手につき未確認
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	床面Pタイル剥がれ有り	Pタイルの貼替	資料未入手につき未確認
	階段各部の劣化及び損傷の状況	屋外階段踊り場床クラック有り	補修	資料未入手につき未確認

【建築設備定期点検】

年度	点検実施日	指摘内容
令和5年度	令和6年2月26日	・トイレ フラッシュバルブより漏水あり
令和6年度	令和7年3月20日	・トイレ フラッシュバルブより漏水あり（継続） ・剣道場及び柔道場 予備電池不良

## 【自家用電気設備点検】

年度		令和5年度	令和6年度
点検実施日		令和5年10月2日	令和6年4月10日
1	不適合の内容	キュービクル発錆	同左
	場所	屋外発電用	同左
	改修事項	塗装	同左
	発生日	平成26年10月6日経過年8年	同左なお経過年は9年
2	不適合の内容	高圧カットアウトスイッチのヒューズが経年劣化年(12年)を経過	同左
	場所	発電用キュービクル動力用	同左
	改修事項	取替え	同左
	発生日	令和5年1月1日	同左なお経過年:1年
3	不適合の内容	高圧カットアウトスイッチのヒューズが経年劣化年(12年)を経過	同左
	場所	発電用キュービクル電灯用	同左
	改修事項	取替え	同左
	発生日	令和5年1月1日	同左なお経過年:1年
4	不適合の内容	—	高圧カットアウトスイッチのヒューズ定格不適正
	場所	—	受電用キュービクル電灯用
	改修事項	—	取替え
	発生日	—	令和5年12月7日 1件

上表から、消防設備点検については、時系列で点検結果を並べることにより指摘事項が解消されていることは事後的に確認できた。

しかし、建築設備定期点検及び自家用電気設備点検結果については、指摘事項の是正がなされていない。

また、いずれの点検についても、是正状況を適時に管理している資料については確認できなかった。

そのため、点検で指摘された不備の是正状況について確認したところ、スポーツ推進課には即座に把握できる資料はないとのことであった。また、スポーツ推進課より指定管理者に問い合わせたところ、大庄体育館は解体予定のため、緊急性のない修繕は多くが見送られており、また、修繕済みのものも一部あるが、修繕の記録が保管されておらず、是正状況を明確に示す資料はないとのことであった。

公の施設の設備点検で指摘された不備への対応を説明できない状況では、

市民の財産及び生命の安全を確保できない恐れがあり、市への信頼が低下することになりかねない。

点検が法定とされていることの重要性を鑑みれば、解体予定であるとしても、不備への対応は行うべきであり、指定管理者を監督する権限を有する尼崎市も指定管理者による設備点検不備への対応状況を詳細に把握しておく必要がある。

#### (改善方法)

解体予定であるとはいえ、指定管理者は点検が法定とされている重要性を鑑み、緊急性のない修繕を見送るのではなく、可能な限り不備事項を解消し、また、指摘内容及び対応に関する適時の報告を市に対して行う必要がある。

また、施設所有者である尼崎市は、指定管理業者の監督責任を十分に果たす必要がある。

## 14 地域クラブ活動の推進（課外クラブ関係事業）

### （1）事業概要

#### ① 事業実施の経緯

令和4年5月1日現在、尼崎市の17の中学校で、189の運動部活動がある。教職員である顧問が、休日に部活動を担っていることや、競技経験のない種目を担うなど、教職員の負担が大きい状況となっている。

また、教職員配置によって各部活動の存続が決定するなど、生徒の運動機会の確保も困難な状況にある。

このため、本市における部活動の地域連携へ向け、中学校のモデル校において地域のスポーツ団体等による休日部活動を実施し、地域クラブ活動の振興とスポーツの推進を図るものである。

当事業の推進により、休日にスポーツに取り組みたいと考えるすべての中学生が、多様なスポーツや地域との多様な関わり方ができることになる。また、地域クラブ活動が推進された結果、教職員の負担の軽減及び学校教育の質の向上が図れることが期待されている。

#### ② 事業の対象者

- ・ 休日にスポーツをしたいと考える尼崎市立中学校全生徒
- ・ 中学生等の休日部活動に携わりたいと考える本市の地域スポーツ団体等（民間事業者を含む）

#### ③ 事業実施方針

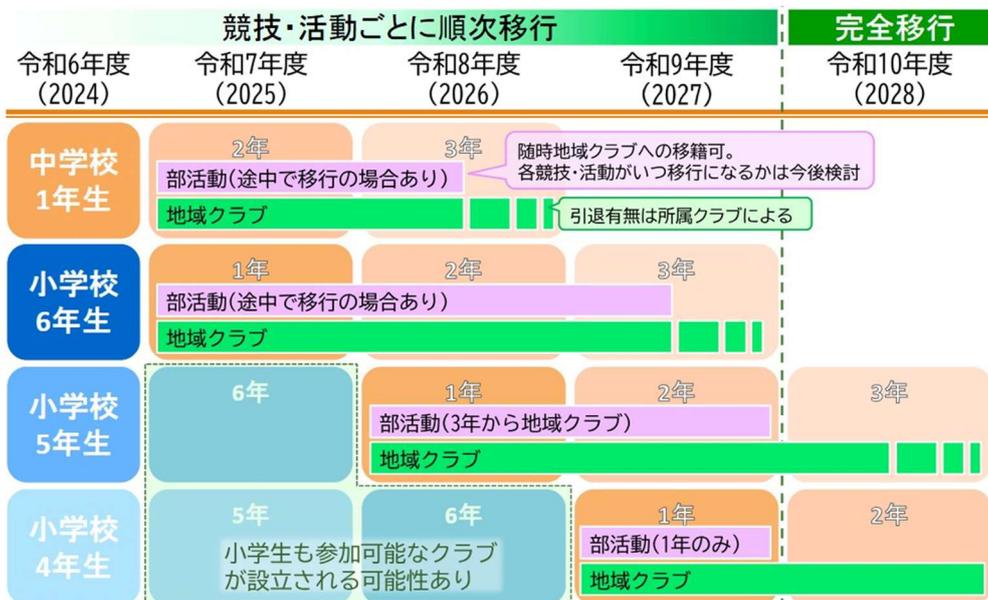
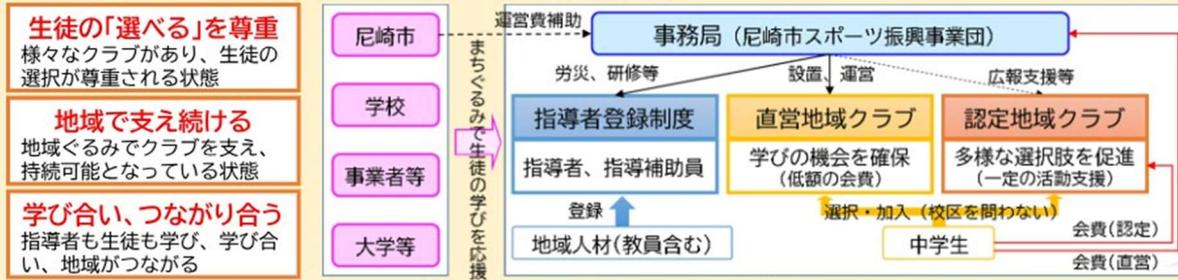
モデル校を1～2校選定し、当該学校のすべての運動部活動及び吹奏楽部の休日の活動について、地域を主体とした活動を行う中で、地域クラブ活動の取組推進に向けた課題の洗い出しや対応策の検討・検証等を行う。

将来的に、尼崎市出資団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団を中心とした実施主体から成る官製任意団体（コンソーシアム）を設置し、民間の取組として地域クラブ活動を行っていく方針を進めることを想定している。

なお、実証事業外の取組として、令和4年度より、関係団体等からなる協議体を設置し、本市における地域クラブ活動のあり方等について議論を行う。

また、平日の活動については、既存の指導者派遣事業を段階的に拡充することによって、教員の負担軽減を図る。

## 【尼崎市版地域クラブの目指す姿と運営の仕組み】



## (2) 事業費（課外クラブ関係事業費）

(単位:千円)

	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	(参考)令和7年度予算	備考
事業費 A	29,347	23,755	29,938	21,508	
報償費	19,845	12,118	11,812	12,532	指導者謝礼、激励金
役務費	68	357	468	89	傷害保険料
使用料及び賃借料	1,981	1,305	1,008	1,347	施設使用料
負担金補助及び交付金	7,453	7,459	7,302	7,540	各振興委員会への補助金
委託料		2,516	9,348		事務局委託料、学校施設管理委託料
人件費 B	2,223	6,144	2,981	2,635	
職員人工数	0.29	0.80	0.38	0.33	
職員人件費	2,223	6,144	2,981	2,635	
会任等人件費					
合計 C(A+B)	31,570	29,899	32,919	24,143	
Cの財源内訳					
国庫・県支出金					
市債					
その他					
一般財源	31,570	29,899	32,919	24,143	

### (3) 事業成果の点検

目標指標	中学生・高校生の課外クラブ入部率(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	80	達成年度	毎年度	令和4年度	73	令和5年度	74	令和6年度	75
事業成果 (達成状況等)	<p>【成果と課題】(目標に対する達成状況: (概ね)達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の中学生・高校生の課外クラブ入部率については、令和5年度より1%上回る75%となっており、課外クラブへの活動により、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高め、多様な学びや経験により、自らの興味・関心を深く追求する機会などの充実につながっている。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】(事業の方向性: 維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動費の支出や外部の指導者を招へいする等、活動の活性化、教職員の負担軽減を行い、持続可能な運営体制が整えられるよう今後も継続をしていく必要がある。</li> <li>学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等との連携等、運営上の工夫を行い、活動の振興のために取組を進める。</li> </ul>									

令和9年度末の全面移行に向けて着実に事業を進めていることが窺われる。

### (4) 監査の結果

- ① 指導員の執務時間が報告される実績表に記載される執務時間が適切であるか、また、報償として支払われた金額が妥当かどうかの判別ができない。

#### 【指摘4】

#### (現状の課題)

指導員の執務実績の報告につき、指導に当たって必要な準備及び後片付け等を行う時間として従事実績に加味することができるとされているが、実態に即した報告であるかどうか、客観的には判別できない状況にある。

#### (事実関係)

地域クラブ動の指導者には、指導時間実績報告にもとづき、報酬が支払われることになっている。

指導の指導時間については、地域クラブの事務局（公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団）が指導者の報告を基に作成する「中学校地域クラブ活動推進事業指導者派遣実績表（兼内訳書）」（以下、「実績表」という。）により時間管理している。

指導者への報償金は、中学校地域クラブ活動推進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に定められており、従事時間1時間につき1,600円である。

要綱第6条イにおいて、「指導者は、前号によって報告した日時（指導時間）の前30分及び後30分を限度に、指導に当たって必要な準備及び後片付け等

を行う時間として従事実績に加味することができる。」としている。  
実績表を確認すると、以下のような状況であった。

- ・ 令和5年度から令和6年4月までは、大半の実績表において指導時間前後30分が、業務開始時刻及び業務終了時刻として報告されている。
- ・ 令和6年5月から12月までの大半の実績報告書で、指導時間前後30分の実績報告がない。
- ・ 令和7年1月からの実績表の大半が、再び指導時間前後30分が実績として報告されるようになっている。
- ・ 令和6年8月分以降の実績表のすべてが、年月日記載欄に年月しか記載しておらず、日付が空欄となっている。

このような状況では、果たして報告される勤務時間が適切であるか、報償として支払われた金額が妥当かどうかの判別ができない。

今後、地域クラブ活動が推進され、指導者が多くなることを想定すれば、作業時間報告のルールの見直しを図り、報告書類の運用も厳格にする必要があると考える。

#### (改善方法)

事務局として尼崎市スポーツ振興事業団は、各指導員の指導実績についてより厳格に実態に即した報告をさせる必要があると考える。

#### ② 中学校部活動指導補助員派遣事業実施要項の規定が誤っている。【指摘5】

##### (現状の課題)

中学校部活動指導補助員派遣事業実施要項（以下、「要項」という。）に誤りがあった。

##### (事実関係)

中学校部活指導補助員には、要項にもとづき報酬が支払われる。

要項6の「報償費の支払い(2)」において、報償費は実施時間数(分)に2,750円を乗じた額とするとしているが、本来は60分につき2,750円を乗じ

た額とする旨を要項に記載する必要がある。

要項は、事業を進めるうえで前提となるものであり、報償の支払い根拠となるものでもあり、決裁に際しては十分な文言の確認が必要であった。

(改善方法)

本要項に関する事業にて支払われた報償費の計算に誤りはなく、また事業も既に終了しているため、今後の事業に影響はないと考えるが、本要項の効力があるのであれば、早急に要項の改訂もしくは要項の廃止手続を行い、関係者へ周知することが必要である。

## 15 働き方改革

### (1) 取組の内容

尼崎市では、教職員の心身の健康を確保することを通じたより質の高い教育活動の実現を目指し、教職員の勤務時間の適正化に向けた様々な取組を推進している。

主な取組としては、以下のものがある。

#### ① 教職員の定時退勤日の設定

週に1回、教職員の定時退勤の完全実施に取り組んでいる。

#### ② ノー部活デーの設定

中学校においては、教職員の負担を軽減し休養時間を確保するため、平日は週に1回以上、土曜日や日曜日などの休業日には月に2回以上部活動を行わないとしている。

#### ③ 勤務時間終了後における電話応答

教職員の標準的な勤務時間は概ね午前8時から午後5時までとされており、緊急の場合を除いては、午後5時以降の学校への電話連絡を控えるよう、保護者や地域に対して理解と協力を求めている。

尼崎市の教職員の働き方改革に関する取組み

教育委員会の施策	実施時期	効果等
●「尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定	R2.3	教職員の業務を行う上限を定めて管理
●スクールサポートスタッフの配置	R1.10 (小/特) R2.7 (中)	教職員の事務作業、雑務等の軽減
●自動音声応答サービスの導入	R2.10	保護者対応の負担軽減
●給食費の公会計化	R3.4	教職員の銀行事務作業の軽減
●出退勤システムの導入	R4.4	カード打刻によるデータ管理
●部活動指導員の拡充	R5.4	教員の負担軽減 (R5:5名増,R6:3名増)
●特別支援教育支援員の拡充	R5.4	特別支援教育支援員(10名増) ※幼(R5:7名増,R6:1名増)
●生活介助員の拡充	R5.4	生活介助員(11名増)
●SSWの拡充	R5.4	SSW(R5:1名増,R6:3名増,R8:全中学校区配置予定)
●電子黒板の導入(小学校全学級,音楽・図工・外国語・理科室に設置)	R5.8	教員の授業改善・業務改善
●部活動指導の地域移行開始(3校実施)	R5.9	教員の負担軽減
●スクールロイヤーの配置	R6.5	困難事案対応の負担軽減
●夏季休業日の延長(7/21～8/28)	R6.7	授業時数の適正化 ※学校閉庁期間の設定(8/11～17,年末年始)
●デジタル採点システムの導入	R6.8	採点業務の軽減

#### 学校における取組

行事等の精選(水泳記録会の廃止、連合体育大会の見直し)

ICT活用(グループフォーム等を利用した出欠連絡、資料のペーパーレス化、ビデオ会議システムの活用)

## (2) 時間外勤務の状況

### 【尼崎市教職員の時間外在校時間（平均）】

	小学校		中学校		特別支援学校	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
校長	29時間29分	26時間30分	38時間53分	33時間53分	48時間39分	11時間2分
教頭	43時間56分	40時間26分	53時間2分	45時間38分	57時間58分	49時間8分
教諭	28時間52分	27時間19分	39時間26分	34時間30分	30時間17分	22時間32分
養護教諭	18時間51分	18時間27分	29時間51分	25時間34分	25時間32分	13時間19分

※ 栄養教諭、臨時講師及び事務職員は記載を省略した。

### 【全国の教職員の時間外在校時間（平均）】

職種	校種	平日1日あたり 在校等時間（平均）	所定勤務時間 との差	月換算の 超過勤務時間
校長	小学校	10時間23分	2時間38分	52時間40分
	中学校	10時間10分	2時間25分	48時間20分
	高等学校	9時間37分	1時間52分	37時間20分
教頭	小学校	11時間45分	4時間2分	80時間40分
	中学校	11時間42分	4時間23分	87時間40分
	高等学校	10時間56分	3時間11分	63時間40分
教諭	小学校	10時間45分	3時間	60時間
	中学校	11時間1分	3時間16分	65時間20分
	高等学校	10時間6分	2時間21分	47時間

※ 文部科学省の教員勤務実績調査（令和4年度 速報値）より算出

※ 所定勤務時間は7時間45分、月換算は平日20日勤務とした。

## (3) 監査の結果

- ① 時間外勤務が80時間以上となっている教職員については、医師面談を受けるよう引続き指導されたい。【意見26】

(現状の課題)

「過労死ライン」相当の時間外勤務（月80時間以上）となっている教職員が存在している。また、医師面談を受けることを指導しているが、面談を受けた教職員がいない。

(事実関係)

全国的に教職員の長時間勤務が問題となっていることから、学校園における働き方改革を推進するため、令和2年4月1日より公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教員に対して命じることのできる4つの時間外業務、いわゆる「超勤4項目（①生徒の実習、②学校の行事、③職員会議、④非常災害等への対応）」に限定することなく、職員が校園内にいる時間も管理を行うという指針が定められている。尼崎市においても、条例・規則を改正し、教職員の在校時間の管理を行っている。

尼崎市においては、これまでの働き方改革の取組により全国平均よりも時間外在校は低い水準にある。しかしながら、いわゆる「過労死ライン」相当の時間外勤務（月80時間以上）となっている教職員が存在している。

【時間外在校時間が80時間以上の教職員数】

(単位：人)

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	16	15	22	2	2	9	10	10	3	2	5	6
中学校	72	63	67	14	3	39	54	31	17	11	24	19
合計	88	78	89	16	5	48	64	41	20	13	29	25

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	10	9	4	1	0	5	11	1	1	0	0	1
中学校	49	63	53	23	1	27	47	25	13	8	8	18
合計	59	72	57	24	1	32	58	26	14	8	8	19

教職員の健康保持の観点から、1月あたり時間外勤務が80時間以上で疲労の蓄積が認められる教職員に対しては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、医師との面談を行うよう校長を通じて指導しているが、これまで医師と面談を実施した教職員はいない。

(改善方法)

医師面談を教職員に強要することはできないが、安心して面談を受けることができるよう医師には守秘義務があることや長時間労働における医師の面談に関しては法律により定められていること等について、これまで以上に周知するなど、教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくりに取り組む必要がある。

- ② 教職員の働き方改革に関する満足度をアンケートの実施により把握すべきである。【意見 27】

(現状の課題)

様々な働き方改革に取り組んできたが、教職員から当該取組に関するアンケートを実施しておらず、教職員の満足度が把握できていない。

(事実関係)

尼崎市においては、これまでの働き方改革に取り組み、時間外勤務時間が抑制されてきたところであるが、教職員の心身健康の維持・向上のためには、これまでの働き方改革に関する教職員の満足度を把握する必要がある。

しかしながら、教職員に対して働き方改革に関するアンケートは実施されておらず、教職員の満足度が把握できていない状況にある。

(改善方法)

今後の有効な働き方改革に関する施策取組のため、教職員に対しアンケートを実施することを検討されたい。

## 16 学校監査

### (1) 事業概要

#### ① 経緯

市立学校園の学校事務に対する学校事務監査については、これまで監査委員が地方自治法第 199 条の規定に基づく財務監査等として行ってきたが、平成 29 年度の監査基準の改定に伴い監査手法が見直され、リスク評価の結果により行われていない。

そこで教育委員会事務局は、適正な学校事務を維持していく観点から、同年度より教育委員会事務局の行政職員による尼崎市立学校監査を実施することとした。

しかしながら、平成 29 年度と 30 年度は実施したものの、度重ねて発生した体罰事案の対応に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も伴い、長らく学校監査の実施を取り止めていた。

こうした中、令和 4 年度より、学校で保管している健康診断票の紛失や教職員による給食費の未納問題が生じており、学校内の管理体制の甘さが露呈し始めたことで、市議会からも学校に対する内部統制に注力するようとの声が挙げられたことから、教育委員会事務局による学校監査を再開し、学校園の管理体制を強化することで再発防止につなげていくこととしている。

このような取組は、組織が主体的に業務の適正性や効率性を確認し、改善につなげるものであり、事務執行の透明性と説明責任の確保に大きく寄与するものとする。

また、自己監査は単なる点検にとどまらず、内部統制の構築にも資するものである。各部局が自らの業務を体系的に検証することは、法令遵守や財務の適正、情報管理の安全性といった統制要素を組織内部に根付かせるものとなり、内部統制が強化されれば、業務の不正や誤謬を未然に防止し、組織全体のリスク管理能力を高めることとなる。

こうした効果を踏まえれば、教育委員会事務局に限らず、全庁的に自己監査制度を導入し、組織全体で内部統制を強化する取組を行うべきものである。

#### ② 監査の実施体制

企画管理課が事務局となり全体を取り仕切り、監査の実施体制は、事業所を除く行政職が在籍する課で構成する。ただし、事務分掌の変更や人員不足等が生じる際はその都度調整し、事業所に対しても応援を要望する場合がある。

### ③ 監査の対象

毎年度4月1日から翌年3月31日に執行した事務事業を監査対象とする。

また、昨年度分を検査していく中で付随して、今年度の管理状況等についても口頭確認や目視確認等を行い、適切な処置が取られていない場合は指摘事項として挙げることにしている。

### ④ 監査の対象校

各年度15学校園の実施を予定している。また、1学校園につき2課合同で検査を進めることにしている。

### ⑤ 監査の実施時期

学校園の夏休み時期に監査を実施している。

### ⑥ 監査の項目

毎年度共通項目及び各年度に決定した監査項目について検査する。

なお、実地検査前には、監査実施者向けに監査対象項目の説明会を開催し、監査マニュアルやチェックリストの使い方、実地検査における見るべきポイントなどを企画管理課から説明している。

### ⑦ 学校園への事前通知(学校監査実施要領の送付)

令和6年度は、6月上旬から中旬頃に関係課及び学校園へ通知する。

この時点で、学校園へは今年度の監査対象となる項目や監査対象校が初めて知らされることとなる。

### ⑧ 実地検査後の事務処理

- ・ 監査実施者は、実地検査後、一週間程度を目途に、指摘事項の有無に関わらず企画管理課に実地検査報告書を提出する。
- ・ 企画管理課は実地検査報告書に基づいて改善要請事項を取りまとめ、関係課及び学校園へ通知する。
- ・ 指摘された事務に関する所管課は学校園と調整のうえ、改善要請事項に対する改善状況を取りまとめて企画管理課へ報告する。

### ⑨ 学校監査事務に関する意見

学校監査終了後、事務全体に関する問題点や成果、課題、その他の意見を監

査実施者が「学校監査事務に関する調査票」に記載し、企画管理課へ報告する。

企画管理課は調査票を参考にし、今後の学校監査事務のあり方について、適宜、見直しや改善の検討を行う。

## (2) 監査の結果

- ① 学校監査の実施に関する説明責任を果たすため、実施した監査手続や結果の判断に至った過程を文書にて記録すべきである。【意見 28】

### (現状の課題)

尼崎市の学校監査後に作成される改善要請事項は、現行の様式では改善事項と指摘の対象となる所管課が記載されるのみとなっている。

監査の記録に関しても、チェックリストの活用にとどまっており、実施した監査手続や結果の判断に至った過程は文書にて統一的に記録されていない。

### (事実関係)

監査は、教育委員会の所管業務に関する監査の結果を取りまとめ、今後の改善及び適正な事務運営の推進に資することを目的とするものである。したがって、監査報告の前提として、監査手続として実施した書類確認、関係職員への聞き取り、現場視察等の方法を整理し、監査の実施過程を明らかにし、文書化する必要がある。

このことにより、監査を実施したことに関する説明責任を果たせるようになる。

また、監査の結果については、確認された不備や識別されたリスクを所見として記録し、改善に向けた提言を具体的に提示すべきである。

この点、改善要請事項は、現行の様式では改善事項と指摘の対象となる所管課が記載されるのみとなっており、監査の記録に関しても、チェックリストの活用にとどまっている。

### (改善方法)

監査結果の報告の前提として、監査手続として実施した関係書類の確認、関係職員への聞き取り、現場視察等に関する記録により監査の実施過程を明らかにし、監査の結果については、発見された事務執行の不備や識別された事業に関するリスク等を所見として記録し、改善に向けた提言を行う必要がある。

ある。

以上のような監査の仕組みを構築すれば、監査結果は単なる記録にとどまらず、教育委員会の政策判断や事務改善を支える経営管理文書としての役割を果たすと考える。

- ② 学校監査において指摘された事項につき、学校監査の所管課である企画管理課も改善の確認を行うべきである。【意見 29】

(現状の課題)

尼崎市の学校監査は、監査担当者が指摘事項に関する改善を確認しているが、学校監査の所管課である企画管理課は改善の確認を行っておらず、外観上は監査が形式的なものとなつておられる。

(事実関係)

監査の目的は、業務に関するルールへの準拠や事務執行の有効性・効率性等を確認し、不備を指摘し、改善の確認を通じて事務執行の法令等へ準拠性、有効性及び効率性を確保することにある。

市においては、監査結果である改善報告表を作成する前に、学校監査実施者が監査時の講評に際して指摘に関する改善を確認していることもあるとのことであるが、学校監査を所管する企画管理課が改善の確認を行っておらず、監査実施者の監査結果を学校園及び教育委員会事務局内の各課に通知することにとどまっている。

学校監査を統括する企画管理課が改善を確認したことを証する書面は作成されておらず、外観上は監査が形式的なものとなつておられる。

(改善方法)

監査の有効性を確保するためには、企画管理課が学校監査を所管する以上、改善が必要な課や学校に対して積極的に情報発信・問題提起を行い、改善への取組を主導する体制を整えることが不可欠である。

- ③ 改善要請事項の報告に関する責任の所在が不明確であった 【意見 30】

(現状の課題)

改善要請事項につき、実施担当者と実施日の明示がされていないため、監査実施の責任の所在が不明瞭となっている。

(事実関係)

監査結果である改善要請事項につき、監査実施者と実施日の明示がされておらず、監査実施の責任の所在が不明瞭となっている。

学校監査実施後改善項目が必要な事項については、各監査実施者からの指摘事項に基づき企画管理課が改善報告表を作成している。この改善要請事項には、改善すべき事項が記載され、それに該当する所管課が明示されているだけであった。

(改善方法)

改善要請事項が学校の監査結果の報告書である以上、監査実施の責任の所在を明らかにするためにも、監査実施者と監査責任者の記載は必要と考えられる。